

三鷹まちづくり総合研究所

「市政に関する将来課題の調査研究分科会」報告書

平成 31 年 3 月

目 次

【序】 課題の認識と研究テーマの設定	1
第1部 持続可能なまちづくりに向けた望ましい土地利用のあり方	13
第2部 技術革新を見据えた未来の行政サービスのあり方	29
第3部 いきいきと人が暮らし共に支え合う望ましいコミュニティのあり方	55
第4部 人生100年時代における「学び」の循環と人材活躍のあり方	69
資料編	85

【序】 課題の認識と研究テーマの設定

はじめに

三鷹市は平成 31（2019）年度に第4次基本計画の第2次改定の時期を迎える。また、2023年度には、新たな基本計画の策定に取り組むこととなる。そこで、中長期的な視点と自由な発想で、三鷹市基本構想が掲げる「人間のあすへのまち」の理想像を描いてみようとして、平成 30（2018）年7月、「三鷹まちづくり総合研究所『市政に関する将来課題の調査研究分科会』」を立ち上げた。

ほぼ同時期、国の「自治体戦略 2040 構想研究会」の第二次報告が示された。ここでは、新たな自治体行政の基本的な考え方として、労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足する中、人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要であるとしている。その上で、AI・ロボティクス等のテクノロジーを使いこなすスマート自治体への転換、新しい公共私の協力関係の構築、暮らしを支える担い手の確保、行政のフルセット主義からの脱却などが提示されている。

こうした国の研究から示唆を受けつつ、三鷹市の将来のまちづくりを考え、その試案を示したのがこの報告書である。その序論としてここでは、研究を開始する際の課題の認識と、それを踏まえた研究テーマの設定についての考え方を述べることとする。

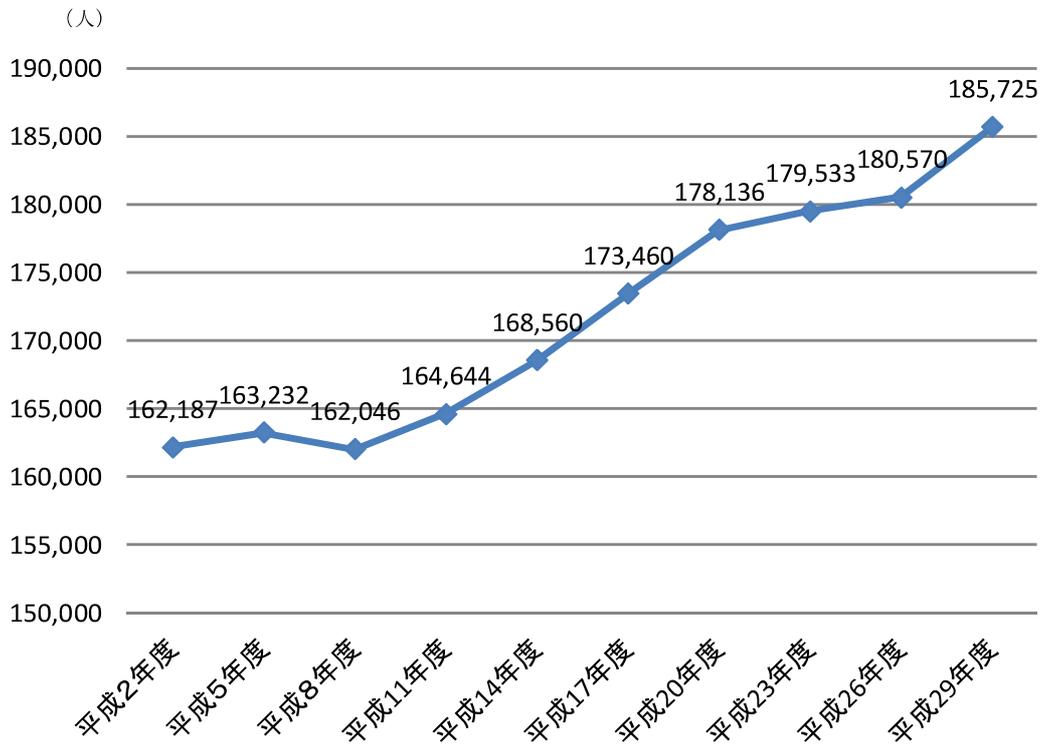
1 課題の認識 ① ～人口の増加と減少～

市制施行の昭和 25（1950）年に5万4千人であった三鷹市の人口は、一貫して増加を続け、昭和 50 年代前半に16万人に達した。その後約20年間はほぼ横ばいで推移するが、平成 10（1998）年頃から再び上昇傾向に転じ、平成 29（2017）年には18万5千人を超える規模となっている【グラフ⑥】。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が平成 30（2018）年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、三鷹市はこれからも人口が増加し、ピークは2035年の19万6千人である。その後減少に転じるものの、2045年でも19万4千人を維持すると推計されている【グラフ⑥】。

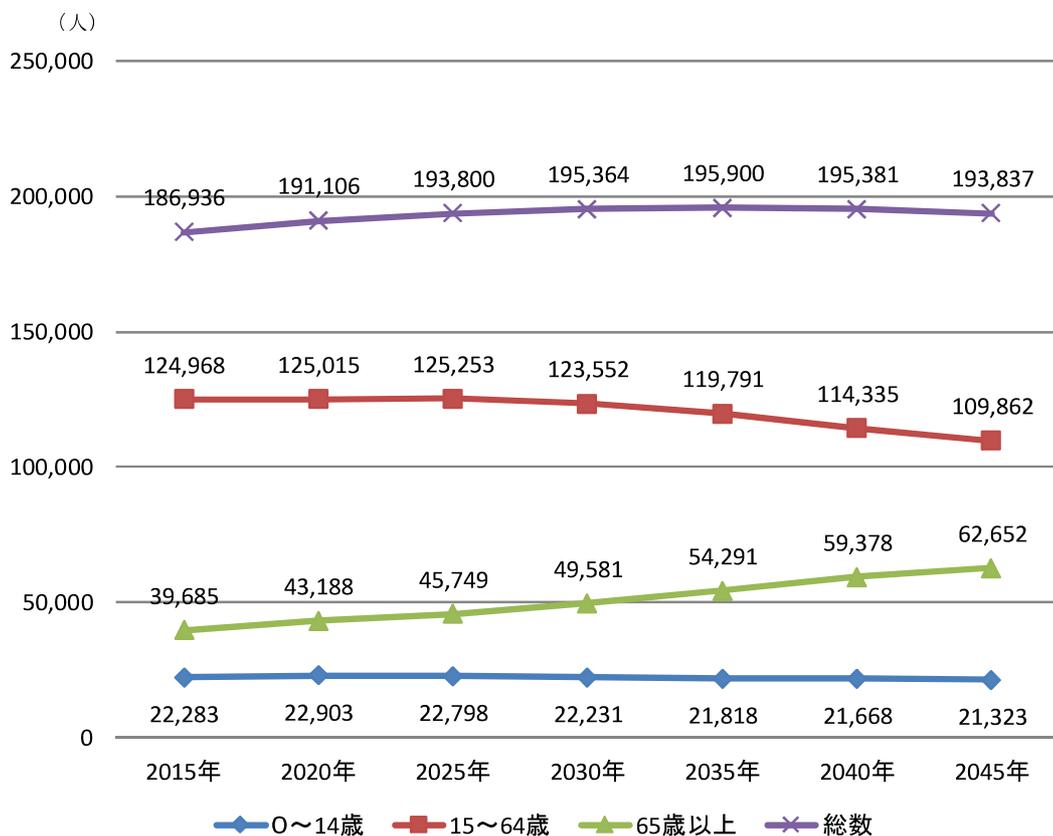
全国的に人口が減少する中であって、東京都全体も当面は人口の自然増が続き、2030年にピークの1,388万人に達し、2045年でも1,361万人を維持すると見込まれている。

社人研の将来推計における三鷹市の特徴は、65歳以上人口の急増である。2015年の65歳以上人口を100とした場合の2045年の指数は、全国平均が116、東京都平均が136のところ、三鷹市は158に上る【グラフ⑥】。これまで一定規模で流入していた生産年齢層が今後は65歳以上に移行することや、平均寿命の伸びが想定されることなどによるものと考えられる。その結果、2045年の総人口に占める65歳以上人口の割合は、東京都平均が30.7%のところ、三鷹市は32.3%に達するものと推計されている。

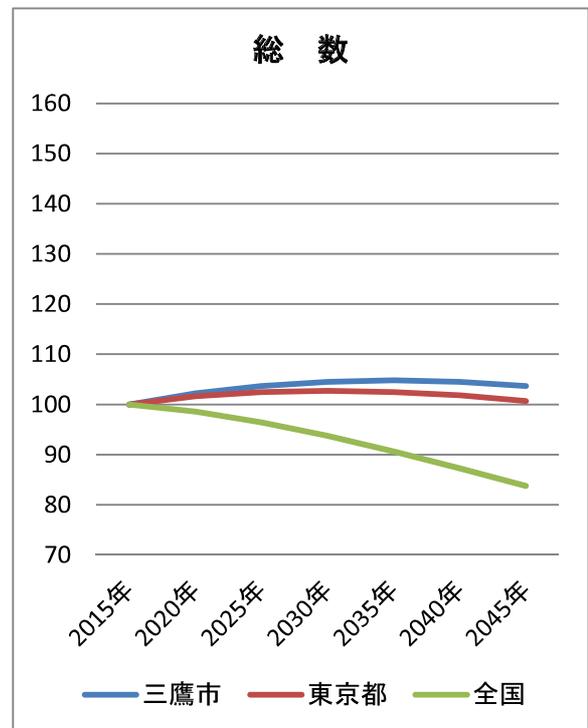
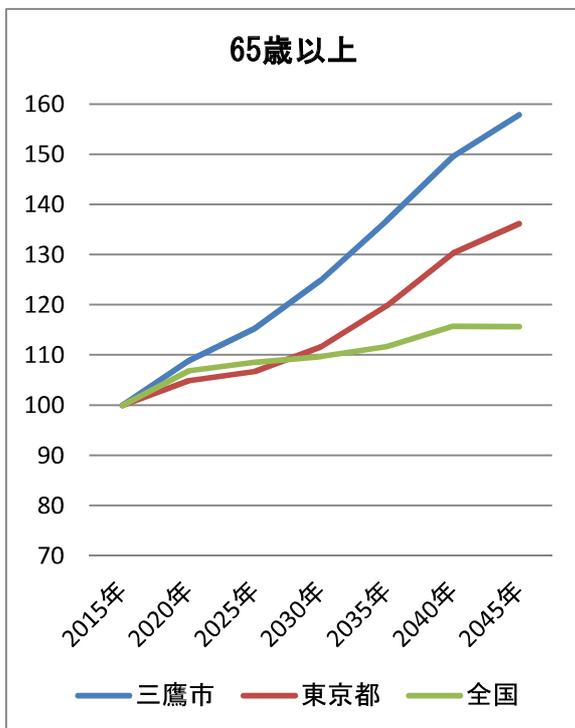
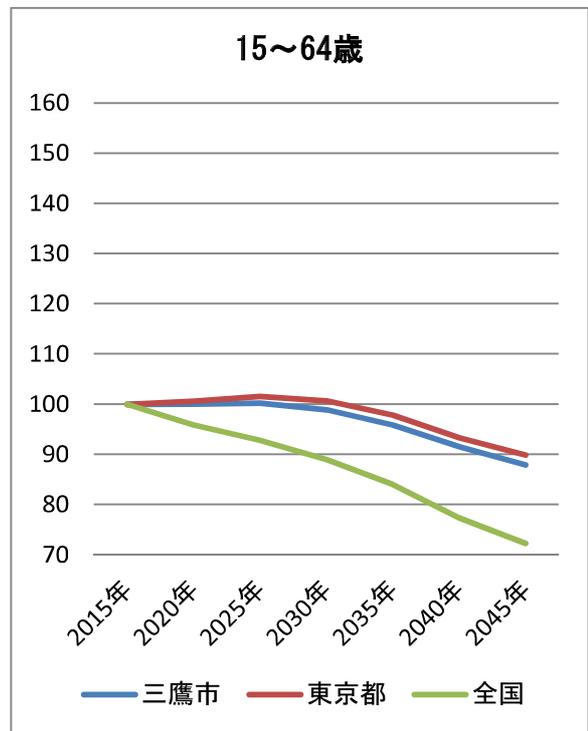
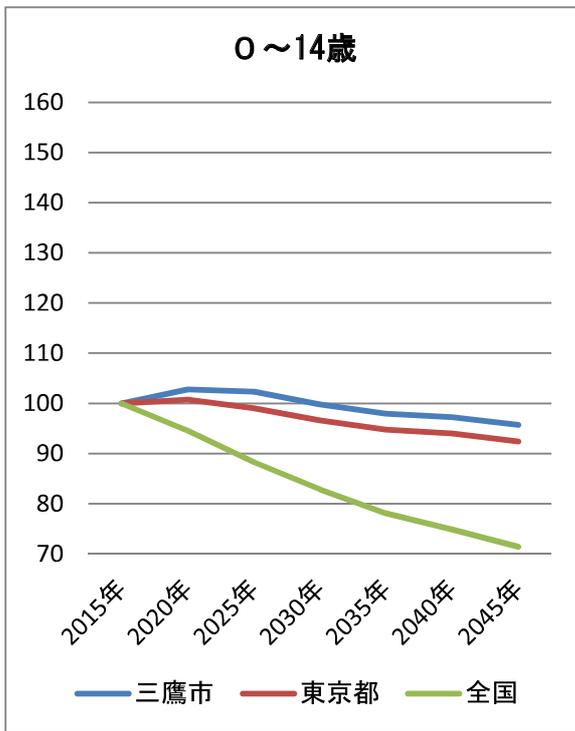
【グラフ㉔】 三鷹市の人口の推移（各年度4月1日現在、外国人を含む）



【グラフ㉕】 三鷹市の人口推計



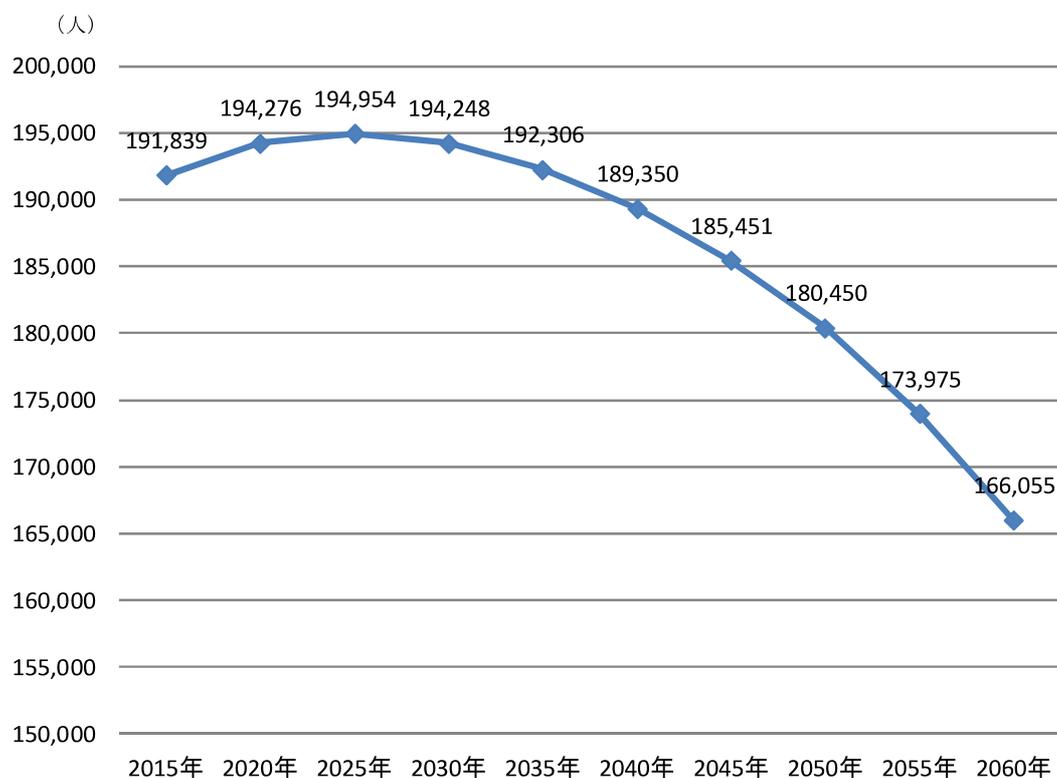
【グラフ⑥】 2015年を100とした人口推計（三鷹市・東京都・全国）



少子長寿化の後には、人口減少が訪れる。平成 26（2014）年 10 月に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が行った将来人口推計では、三鷹市の人口は 2025 年にピークの 19 万 5 千人に達するものの、その後は減少を続け、2060 年には 16 万 6 千人にまで落ち込むとされている【グラフ⑥】。この推計は平成 25（2013）年 3 月の社人研の人口推計をベースにしているため、上述した最新のデータと比較すると傾向に若干の乖離がある。しかし、全国的な人口減少あわせて、都市部への人口移動の減少という傾向が今後強まってくるとすれば、三鷹市でも 25～30 年の後には、大幅な人口減少が始まることとなろう。

人口問題そのものは国の存続・発展に関わるもので、基本的には国が主体となって課題解決を進めていくべきものと考えられる。地方自治体も、国との政策連携が求められることとなろうが、その一方、各自治体はそれぞれの立場で、適正な人口規模と人口構成を維持するための取り組みを推進していかなければならない。また、少子長寿化と人口減少という大きな傾向の中で、どのようにして自治体経営の持続可能性を確保していくかも大きな課題である。特に三鷹市の場合、今後 15～20 年ほどは続く長寿化を伴う人口増と、その後到来する大幅な人口減の両面を見据えた政策形成が求められる。こうした難しい局面にあることを十分認識した上で、これからのまちづくりを考えていかなければならない。

【グラフ⑥】 まち・ひと・しごと創生本部事務局による三鷹市の将来人口推計



2 課題の認識 ② ～市民ニーズの変化～

昭和53年8月に確定した「三鷹市基本計画」以来、三鷹市では計画の策定・改定ごとに重点目標、重点プロジェクト等を設定してきた【図表⑥】。この推移を見ると、時代の変化に応じ、内容と項目が幅広く、きめ細かくなってきている。また、計画の体系も、「三鷹市基本計画」は5部38項目であったところ、「第2次基本計画」（平成4年1月確定）は6部30項目、「第3次基本計画」（平成13年11月確定）では8部31項目に充実し、これを現在の「第4次基本計画」（平成24年3月確定）が継承している【図表⑥】。

これらは、社会経済状況を反映した市民ニーズと、それに対応する地方自治体の役割が大きく変化していることの現れであると考えられる。

【図表⑥】基本計画の重点目標・重点プロジェクト等

⑥ 三鷹市基本計画（昭和53年8月確定） 【重点目標】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふれあい」～コミュニティの醸成 ○ 安全、快適な生活環境の整備 ○ 希望としあわせの福祉推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間性をはぐくむ教育文化の創造 ○ 自治と参加の推進
⑥ 第2次三鷹市基本計画（平成4年1月確定） 【重点目標】	
[高環境] <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適環境の実現 ○ 安全な道路環境の実現 ○ 再開発の推進 ○ ごみ処理対策の充実 ○ 「土地利用計画」の策定、住宅施策の推進 	[高福祉] <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・健康施策の充実 ○ 魅力ある教育環境づくり ○ 文化・スポーツ施策の充実 ○ コミュニティ施策の推進 ○ 地域経済の振興と情報化の推進
⑥ 第3次三鷹市基本計画（平成13年11月確定） 【最重点・重点プロジェクト】	
[最重点プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくりプロジェクト ○ 健やかに育ち笑顔がきらめく、子ども・子育て支援プロジェクト ○ ともに信頼し責任を担う、協働のまちづくりプロジェクト ○ いのち・しごと・くらしが輝く、IT活用プロジェクト 	
[重点プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のあらゆる資源を活かして進める、活性化推進プロジェクト ○ ふるさと三鷹の自然と文化をつなぐ、緑と水の回遊ルート整備プロジェクト ○ 地球環境を保全し持続可能な社会をめざす、循環型社会形成プロジェクト ○ いつまでも元気で安心して生活できる地域をめざす、高齢者施策推進プロジェクト ○ 学びと参加のしきみをつくる、「市民総合大学（仮称）」プロジェクト ○ 健康・長寿社会を実現する、スポーツの拠点づくりプロジェクト 	
⑥ 第4次三鷹市基本計画（平成24年3月確定） 【最重点・重点プロジェクト】	
[最重点プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> ○ 成熟した都市の質的向上をめざす、都市再生プロジェクト ○ ともに支えあう地域社会を生み出す、コミュニティ創生プロジェクト 	
[緊急プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> ○ 危機に備える防災都市をつくる、危機管理プロジェクト 	
[重点プロジェクト] <ul style="list-style-type: none"> ○ いきいきと子どもが輝く、子ども・子育て支援プロジェクト ○ いつまでも元気に暮らせる、健康長寿社会プロジェクト ○ 市民の命、暮らしを守る、セーフティーネットプロジェクト ○ 持続可能な都市をめざす、サステナブル都市プロジェクト ○ まちの活力、にぎわいをもたらす、地域活性化プロジェクト ○ 誰もが安全で快適に移動できる、都市交通安全プロジェクト 	

【図表②】基本計画の体系

【三鷹市基本計画（昭和53年6月確定）】	【第4次三鷹市基本計画（平成24年3月確定）】
<p>第1部 「ふれあい」を推進する</p> <p>第1 ゾーニング</p> <p>第2 コミュニティ</p> <p>第3 住居表示</p> <p>第4 農業</p> <p>第5 工業</p> <p>第6 商業</p> <p>第7 消費生活</p> <p>第8 情報システム</p>	<p>第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる</p> <p>第1 国際化の推進</p> <p>第2 平和・人権施策の推進</p> <p>第3 男女平等社会の実現</p>
<p>第2部 安全と快適の高環境をつくる</p> <p>第1 土地利用</p> <p>第2 住宅環境</p> <p>第3 道路・交通</p> <p>第4 交通安全</p> <p>第5 公園・緑地</p> <p>第6 河川・橋梁</p> <p>第7 都市再開発</p> <p>第8 上水道</p> <p>第9 下水道</p> <p>第10 ごみ処理</p> <p>第11 公害防止</p> <p>第12 エネルギー供給</p> <p>第13 防災</p> <p>第14 防犯</p>	<p>第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる</p> <p>第1 情報環境の整備</p> <p>第2 都市型農業の育成</p> <p>第3 都市型産業の育成</p> <p>第4 商業環境の整備</p> <p>第5 消費生活の向上</p> <p>第6 再開発の推進</p>
<p>第3部 希望としあわせの高福祉を進める</p> <p>第1 社会福祉の課題と方向</p> <p>第2 児童福祉</p> <p>第3 心身障害者（児）福祉</p> <p>第4 母子（父子）福祉</p> <p>第5 老人福祉</p> <p>第6 生活保護</p> <p>第7 国民年金</p> <p>第8 保健（医療）</p> <p>第9 勤労者福祉その他</p>	<p>第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる</p> <p>第1 安全で快適な道路の整備</p> <p>第2 緑と水の快適空間の創造</p> <p>第3 住環境の改善</p> <p>第4 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第5 都市交通環境の整備</p>
<p>第4部 豊かな人間性をはぐくむ</p> <p>第1 学校教育</p> <p>第2 社会教育活動</p> <p>第3 芸術文化活動</p> <p>第5 市民スポーツ活動</p>	<p>第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる</p> <p>第1 環境保全の推進</p> <p>第2 資源循環型ごみ処理の推進</p> <p>第3 水循環の促進</p>
<p>第5部 自治と参加を推進する</p> <p>第1 自治と参加の推進</p> <p>第2 選挙管理</p>	<p>第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる</p> <p>第1 地域福祉の推進</p> <p>第2 高齢者福祉の充実</p> <p>第3 障がい者福祉の充実</p> <p>第4 生活支援の充実</p> <p>第5 健康づくりの推進</p>
	<p>第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる</p> <p>第1 子どもの人権の尊重</p> <p>第2 子育て支援の充実</p> <p>第3 魅力ある教育の推進</p> <p>第4 安全で開かれた学校環境の整備</p>
	<p>第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる</p> <p>第1 生涯学習の推進</p> <p>第2 市民スポーツ活動の推進</p> <p>第3 芸術・文化のまちづくりの推進</p>
	<p>第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる</p> <p>第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進</p> <p>第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立</p>

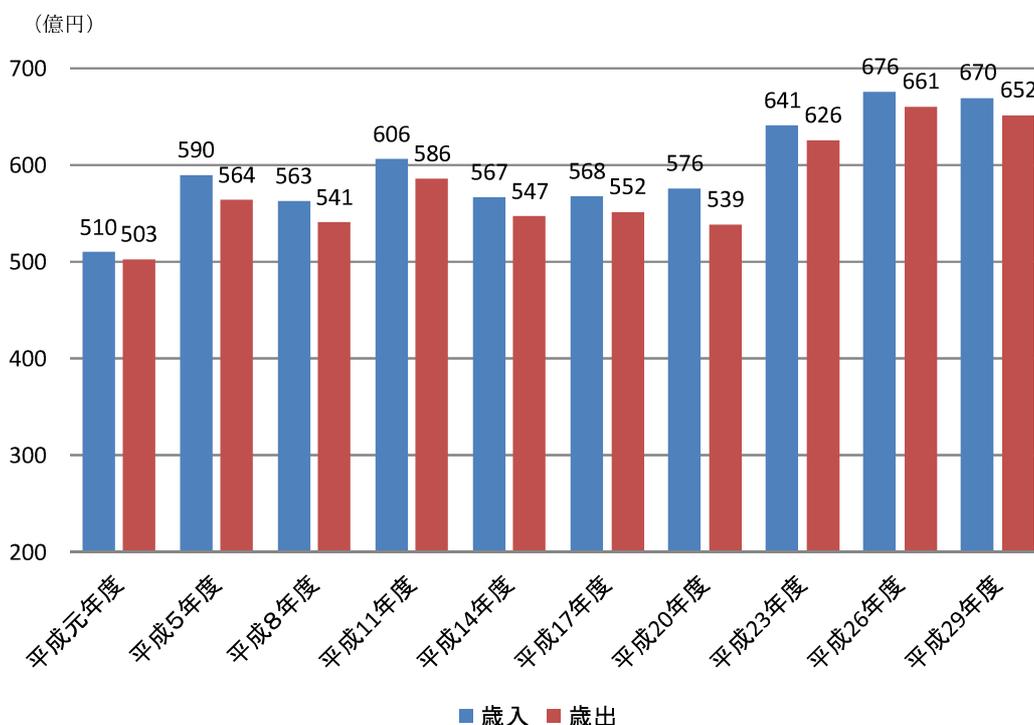
市民ニーズの変化は、市の財政面からみても明らかである。平成元年度に初めて500億円を超えた三鷹市の普通会計歳出決算は、一貫して増加を続け、平成21年度に600億円に達した。平成29年度決算は652億円に上っている【グラフ⑥】。

規模の拡大のみならず目的別経費の構成も大きく変化しており、特に歳出決算に占める民生費の構成比は、平成元年度が22.3%のところ、平成29年度には52.0%に上っている（サービス提供の原資となる財源構成をみると、歳入決算に占める市税収入の割合が減少する一方、国庫・都支出金の割合が増加している【グラフ⑥⑦】）。

さらに、民生費の内訳にも変化が見られる。平成の初期は「老人福祉費」が増加傾向にあったが、平成12年度の介護保険制度導入以降、比率が相対的に低下している。一方、「児童福祉費」は、平成18年度に民生費全体の30%を超えて以降一貫して増加が続き、平成29年度には60%を超える規模となっている。また近年は、障がい者（児）の支援を含む「社会福祉費」の増加も目立っている。【グラフ⑥】。

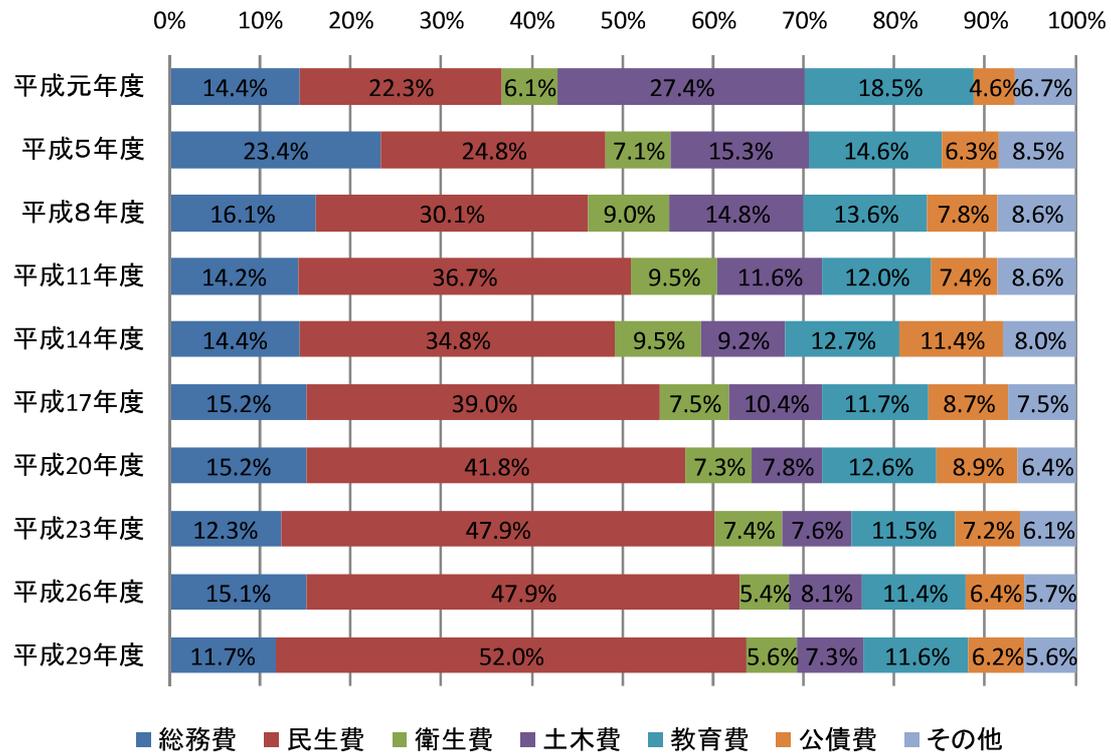
このように、市民ニーズは時代とともに変化しており、今後もさらに高度化・多様化・細分化していくであろう。したがって地方自治体は、限られた財源の中、政策課題を的確に見極めながら、市民満足度の高いサービスの提供に努めていく必要がある。そのためには、将来の様々な市民ニーズに思いを馳せながら、今まで以上に幅広い視野と大胆な発想、冷静な視座ときめ細かな感性をもって、行政サービスのあり方やまちづくりの方向性を考えていかなければならない。

【グラフ⑥】 歳入歳出決算額の推移（普通会計）

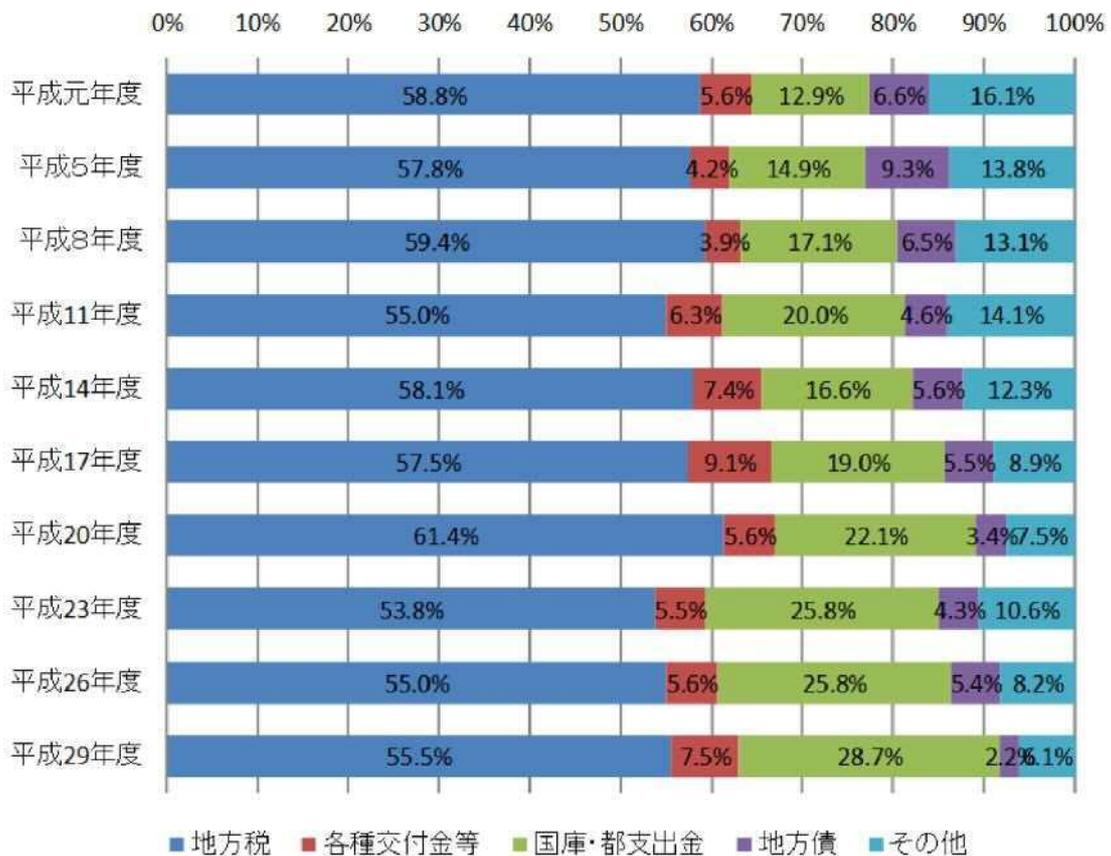


※ 原則として3年ごとのデータだが、平成2年度は総合スポーツセンター用地購入とそれに伴う市債の借入れという特殊事情があるため、平成元年度の決算を掲載（以下、グラフ⑥～⑧も同様）

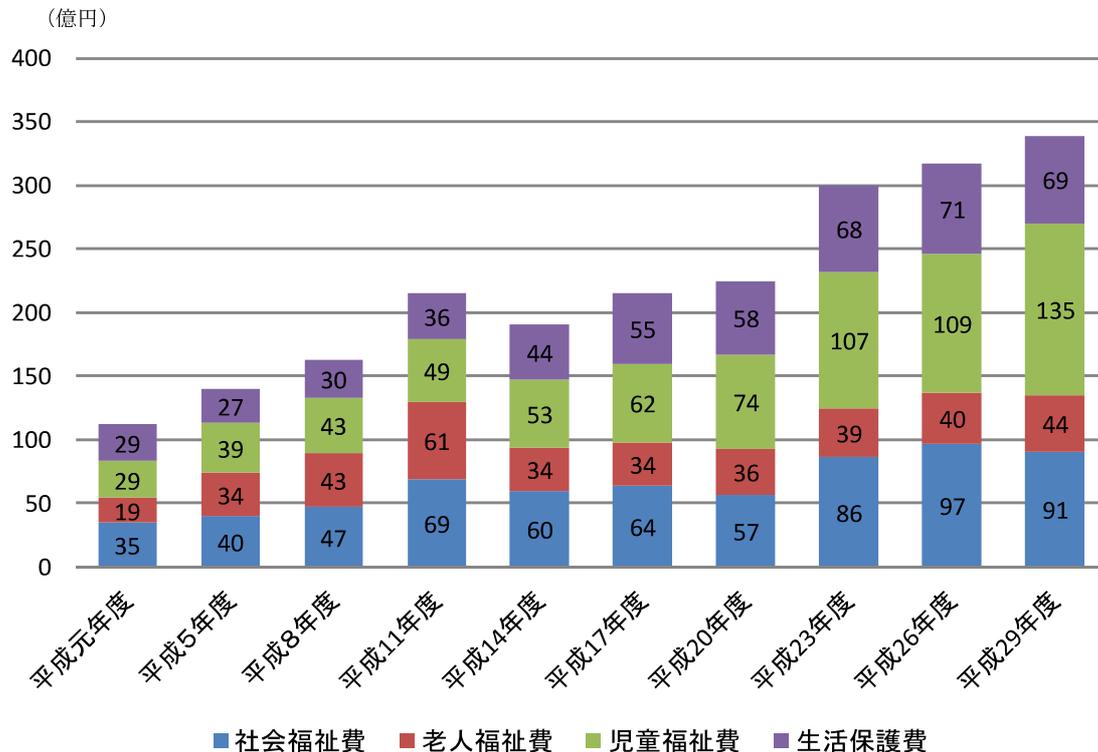
【グラフ⑥】 歳出決算構成比の推移



【グラフ⑦】 歳入決算構成比の推移



【グラフ⑥】 民生費決算の推移



3 課題の認識③ ～業務の効率化と働き方改革～

市民ニーズが高度化・多様化・細分化する中、三鷹市は組織改正によって適切なサービスの提供に努め、市民満足度の向上を図ってきた。行政委員会等を除く市長部局に限って見ても、平成2年度に7部29課であった組織は、平成29年度には8部39課体制となっている【図表⑥】。一方、市役所の職員数は一貫して減少しており、平成2年度に1,173人のところ、平成29年度は917人と、2割の減となっている。そのため、人口が増加傾向にある中、職員1人当たりの市民数は、平成29年が138.3人のところ、平成29年度は202.5人と、46.4%の大幅な増となっている【グラフ⑥】。

こうした中、昨今、ライフ・ワーク・バランス（生活と仕事の調和）の必要性が強調されている。これは市役所職員にも当てはまることで、質の高い市民サービスの維持・向上に向けた職場環境の創造が必須である。そのためには、業務の見直しや効率的な進め方、職員の意識と組織風土の改革などを推進していく必要がある。

また、情報通信技術（ICT）の進展は目覚ましく、人々の暮らしや仕事に欠かせないものとなっている。国内のインターネット利用者は平成25（2013）年以降、全人口の8割を超えて推移しているが、中でもスマートフォンによるインターネット利用者が増加傾向にある。平成29（2017）年におけるスマートフォンの保有率は、個人で60.9%、世帯では75.1%に達しており、AI（Artificial Intelligence）やIoT（Internet of

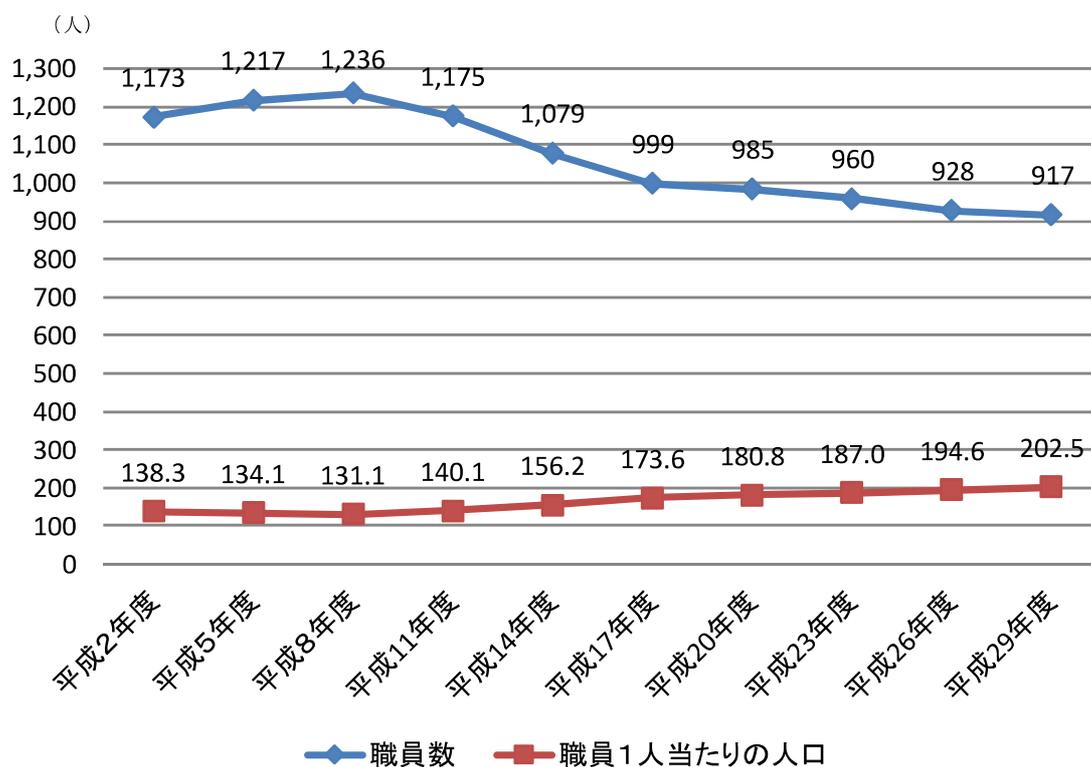
Things) といったテクノロジーが日々進化を続ける中で、ICTは人々の生活を大きく変えるに至っている。また、ICTの進歩やこれを活用した利便性の向上は、地方自治体のあり方も大きく変貌させている。三鷹市でも昭和59年6月に「三鷹市情報化対策室設置規則」を制定して「電子計算組織を導入」などの取り組みをスタートして以降、ICTの活用による業務の効率化を図ってきている。今後は、市民サービスの向上や業務の簡素合理化に加え、地域課題の解決や行財政改革などより幅広い分野で、さらなる変革がもたらされるであろう。

【図表③】三鷹市役所の組織

【平成2年4月1日現在】		【平成30年4月1日現在】	
企画部	企画調整室 財政課 広報課 情報課対策室 ※	企画部	企画経営課 財政課 秘書広報課 情報推進課
総務部	文書課 市長室 職員課 用地課	総務部	政策法務課 職員課 契約管理課 防災課
理財部	課税課 納税課 管財課		安全安心課 土地対策課 相談・情報課
市民部	市民課 消費生活課 コミュニティ課 経済課 健康管理課	市民部	市民課 市民税課 資産税課 納税課 保険課
環境部	衛生課 緑と公園課 市民安全課	生活環境部	コミュニティ創生課 環境政策課 ごみ対策課 生活経済課
福祉部	社会課 高齢化対策室 生活福祉課 児童課 保険課	スポーツと文化部	芸術文化課 生涯学習課 スポーツ推進課
建設部	管理課 計画指導課 土木課 下水道課 建築課	健康福祉部	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 生活福祉課 健康推進課
		子ども政策部	児童青少年課 子ども育成課 子育て支援課 子ども発達支援課
		都市整備部	都市計画課 まちづくり推進課 公共施設課 道路交通課 建築指導課 水再生課 緑と公園課
	※ この時点では臨時組織		

地方自治体の存立の目的は、市民の福祉増進のためにあり、自治の運営の主体は市民である。そしてそれを支えるのが、市職員である。地域社会を構成する市民と市職員が協働で、どうすれば市民福祉を極大化し、市民満足度の高い自治体経営を推進していくことができるかについて、ICTのさらなる利活用の可能性や職員の働き方改革などを視野に入れながら考えていかなければならない。

【グラフ⑥】市役所職員数の推移



4 研究テーマの設定

「高環境」の実現、すなわち安全性や利便性、快適性などの視点からのまちづくりと、「高福祉」の実現、すなわち市民の健康で文化的な生活を支えるきめ細かなサービスの提供は、自治体経営を考える上で普遍的なテーマである。しかも、これらの取り組みが全体として「最適な調和」を実現することが持続可能な自治体経営に不可欠である。

また、その際には、公的なサービスは市が責任をもって担いつつ、市民の自助・共助によってこれをさらに豊かなものにしていくという視点も大切である。

「土地」という限られた公共空間をどのように活用することが公共の福祉の向上につながるか、また、65歳以上人口の増加を単に「高齢社会」の問題として捉えるのではなく、いつまでも社会的にも経済的にも自立し活躍してもらえるためにはどのような環境

整備が必要か、さらに、生産年齢人口層を含む多世代の市民に地域で活躍し自己実現を図ってもらえる場をどのように整えていくかなど、「高環境・高福祉のまちづくり」、さらには「人間のあすへのまち」に向けて検討すべき課題は多い。

その試案として、研究会では先に述べた3つの課題認識のもと、次の4つの研究テーマを設定し、まちの理想像を描いてみることにした。

- 「高環境」のまちづくりに向けた理想像
 - ・ 持続可能なまちづくりに向けた望ましい土地利用のあり方
 - ・ 技術革新を見据えた未来の行政サービスのあり方
- 「高福祉」のまちづくりに向けた理想像
 - ・ いきいきと人が暮らし共に支え合う望ましいコミュニティのあり方
 - ・ 人生100年時代における「学び」の循環と人財活躍のあり方

研究会ではこうした4つのテーマについて、「自治体戦略2040 構想研究会」の取り組みを参考に、将来の危機を捉えた上で、そのためにどう今備えるかという「バックキャスト」の手法を採り入れながらディスカッションを行った。しかも、市職員がその立場を離れ、まちづくり総合研究所の研究者として検討を行っていることから、今までとは一味違うアイデアの提示ができたのではないかと思う。

これからの自治体経営は、「持続」可能性を維持することはもちろん、さらなる「発展」可能性が求められる。今般の研究のプロセスや成果が、新たなパラダイム転換のきっかけとなり、より市民満足度の高い計画改定の一助になればと考えている。

第1部 持続可能なまちづくりに向けた 望ましい土地利用のあり方

はじめに

三鷹市は、農地や武蔵野の面影を残す雑木林など緑豊かな環境に恵まれながら、都心から比較的近いことから、これまで閑静な住宅都市として成長してきた。また、商業・業務の集積地、各種教育・研究施設が立地する地域、全国的な観光拠点など多様な都市機能による、魅力あふれる市街地が形成されてきた。こうした高環境のまちを、人口減少をはじめとした社会状況に対応しながら、将来にわたって維持・発展させていくために、「持続可能な土地利用のあり方」について検討を行った。

なお、検討過程において、土地の用途や利用状況に限定せず、土地利用と関連性の高い住居、産業、福祉等の制度や施策についても議論が展開した。今後の土地利用を考えるうえでソフト面との連携は欠かせないため、これらの検討結果も含めた報告であることを付記する。

I 三鷹市の土地利用の変遷及び現況

将来の土地利用を検討するにあたり、まず三鷹市の土地利用の変遷及び現況について概観する。

1 市街地拡大の歴史

明治時代まで農村地帯であったが、大正時代以降に都市化が進み、現在の住宅都市へと発展を遂げてきた。住宅開発のはじまりは、関東大震災（大正12年）を契機に都心から郊外に移住する人々が現れ、下連雀に「南井之頭田園住宅」が造成された頃である。昭和5年の三鷹駅開設以降、駅前を中心に住宅地や商業地が拡大していった。昭和10年代には、日本無線、中島飛行機などの軍需工場が進出し、従業員のための住宅（山中住宅、東野住宅等）が相次いで建設された。

戦後になると、都や住宅公団による団地建設、民間による社員寮・社宅の建設が行われ、人口の急増期を迎えた。昭和40年代以降には、郊外移転した工場跡地や農地などで宅地開発が進んだ。昭和50年代以降、人口は横ばいで推移していたが、平成10年代から再び増加の傾向を示している。

2 都市計画の現況

(1) 三鷹市土地利用総合計画 2022

三鷹市の将来の都市像である「緑と水の公園都市」を実現していくために、土地利用を基本とした具体的な施策を掲げた「三鷹市土地利用総合計画 2022」が定められている。同計画では、目標とする都市像の実現に向けて、(1)都市整備の骨格(軸)、(2)都市整備の拠点(面)、(3)まちづくりのゾーニングという都市構造の3つの視点から、都市空間の整備を進めることとしている。

(2) 都市計画区域

三鷹市は、市域全域が都市計画区域に指定されている。また、区域区分としては、市内全域が「市街化区域」(すでに、市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)として指定されている。

(3) 用途地域等

良好な住環境の保護、商工業の利便の増進などを目的とし、土地利用の変遷や地域特性に基づき、用途地域やその他の地域地区の指定が行われている。現在、三鷹市では10種類の用途地域が定められている。

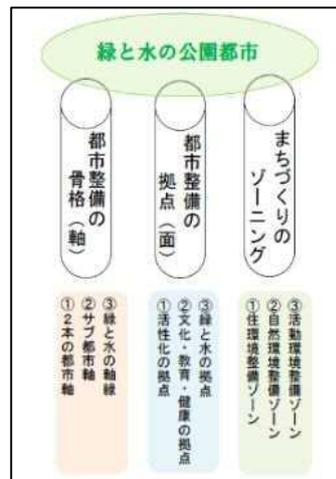


図1 都市構造を基礎とした整備の構成
(「三鷹市土地利用総合計画 2022」より)

表1 用途地域の面積

単位：面積=ha、比率=% 平成29年8月1日告示

区分	総数	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域
面積(注)	1,650.0	1,054.4	-	229.9	31.3	145.4	3.3
比率	100.0	63.9	-	13.9	1.9	8.8	0.2
区分	準住居地域	田園 住居地域	近隣 商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業 専用地域
面積(注)	15.3	-	57.6	24.7	61.7	26.4	-
比率	0.9	-	3.5	1.5	3.8	1.6	-

※ 三鷹都市計画区域(東京都決定)の面積であり、最新の行政面積とは一致していない。

(4) 生産緑地地区

宅地化の進行及び公共施設への転用などにより、年々指定面積が減少している。平成30年11月1日現在、「生産緑地地区」は293件、約133.83ha(三鷹市告示第270号)となっている。

3 東京都市圏での位置付け(「都市づくりのグランドデザイン」)

東京都は、持続的な発展を目指し、平成29年9月に、2040年代に目指すべき都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す「都市づくりのグランドデザイン」を策定している。

ここでは、目指すべき都市構造として、地域的なレベルでは「集約型の地域構造」への

再編が掲げられている。「集約型の地域構造」とは、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に市街地を誘導するとともに、駅や中心地から離れた地域では、緑豊かな良質な環境を形成するものである。

また、新たな地域区分として、おおむね環状7号線からJR武蔵野線までの区域を「新都市生活創造域」として位置付け、駅を中心に機能を集約した拠点やゆとりのある市街地の形成を図ること、良質で機能的な住環境をベースとしながらも、芸術・文化、教育、産業、商業などの機能が複合的に利用されることで、多様なライフスタイルや新たな価値を生み出す場となること、良好な緑地が維持されることなどがイメージとして示されている。

Ⅱ 検討方法

1 目標年度

目標年度を2040年度に設定した。

2 検討内容

土地利用には長期的な視点が必要なため、まず「2100年の三鷹のまちの姿」について議論を行った（Ⅳ参照）。次に、目標年度の土地利用のあるべき姿を描き、その実現に向けての課題とアイデアをとりまとめた（Ⅴ参照）。検討に当たっては、「バックキャストイング法」を活用し、様々な部署の職員による多角的な視点でのグループワークを中心に議論を行った。また、検討の前提となる項目や報告書の内容について、東京工業大学環境・社会理工学院長の中井検裕氏にご助言をいただいた。

なお、現状にとらわれず、自由な発想で検討を行うこととしたが、土地利用に与える影響が大きい人口構成の変化を前提条件とし、その他に今後想定されるマクロな社会状況を考慮に入れることとした（Ⅲ参照）。

Ⅲ 検討にあたっての前提条件及び社会状況の予測

1 人口構成の変化（前提条件）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、三鷹市の将来人口は2035年に最高値に達するものの、その後はゆるやかに減少するものと見込まれている（表2参照）。人口構成の内訳を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が2020年以降減少に転じる一方、高齢者人口（65歳以上）は推計期間において増加傾向が続いている。各世代の人口の増減傾向をもとに、将来の人口ステージをまとめると、表3のとおりである。

表2 三鷹市の将来人口の推移

(単位：人)

	総数	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上
2015年	186,936	22,283	124,968	19,866	19,819
2020年	191,106	22,903	125,015	19,849	23,339
2025年	193,800	22,798	125,253	18,193	27,556
2030年	195,364	22,231	123,552	20,246	29,335
2035年	195,900	21,818	119,791	23,883	30,408
2040年	195,381	21,668	114,335	26,607	32,771
2045年	193,837	21,323	109,862	26,496	36,156

出展：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)

表3 三鷹市における将来の人口ステージ

	重要となる土地利用のキーワード	総数	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳～
人口増加期 (2020～2025年)	・子ども、子育て関係	↗	↗	↗	=	↗
高齢者増加期 (2025～2040年)	・医療・福祉関係 ・公共交通	↗	↘	↘	↗	↗
超高齢化加速期 (2040～2050年)	・高齢者の雇用 ・移動手段	↘	↘	↘	↘	↗
人口減少期 (2050年～)	・居住誘導(制限)	↘	↘	↘	↘	↘

各人口ステージでは、次の人口ステージを見据えながら、それぞれの時代状況に応じた土地利用を考えていく必要がある。例えば、建築物等の整備においては、当面需要が増大する子育て関係の施設を将来的には高齢者関係の施設に転用が可能なものにするなど、負の遺産とならないように留意していく必要がある。

また、生産年齢人口の減少に伴う税収減及び超高齢化による社会保障費の増加が見込まれるため、土地利用に関する市の財政負担は厳しくなることが予想される。

2 想定される社会状況

(1) 人口減少・高齢化

今後人口構成の山である団塊世代が相続期を迎えるのに伴い、これら的高齢者世帯が居住していた住宅やその敷地が大量に低未利用化する可能性がある。小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「土地のスポンジ化」が進行し、一定の人口密度に支えられる、医療、福祉、商業、公共交通などの各種生活機能の低下、安全性・景観の

悪化などが見込まれる。

その一方、健康寿命がさらに延び、元気な高齢者が増加することで、高齢者が自らの経験や知識を生かして生涯現役で働き、ボランティア活動に参加するなど、社会で活躍する機会が拡大することが考えられる。

(2) ライフスタイルや価値観の多様化

経済的な価値よりも「ゆとり」を重視する、必要なものは「所有」せずに「シェア」しながら生活するなど、人々のライフスタイルや価値観は多様化していく傾向にある。単身世帯がさらに増加する一方、家事や育児を住人が共同で行うコレクティブハウスや、職住が一体となったコリビングなどの家屋形態、また地方都市との「二拠点居住」や家族間の「近居」の居住スタイルなどの、新たな暮らし方も近年注目を集めており、今後これらは増加し、さらに新しいスタイルが生まれる可能性もある。

(3) 技術革新

自動運転技術の実用化や新たな移動手段の登場により、交通渋滞が緩和され、交通手段を持たない人々にとっても移動がしやすくなるなど、交通・物流分野での効率化が飛躍的に進むことが予想される。また、AI（人工知能）の登場は、あらゆる産業分野における最適化と生産性の向上をもたらし、高齢化、人口減少下において、新たな都市の発展のための大きなツールになり得る。

(4) 自然環境の変化と災害の多発化

地球温暖化の影響やヒートアイランド現象により、市内の平均気温は上昇傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。この傾向は、局地的豪雨の頻発や台風の大規模化などの要因となり、市内における都市型水害等のリスクがさらに増大する可能性がある。

(5) 自治体財政の逼迫

高齢化の進展による社会保障費の増加、過去に整備を進めてきた公共施設等の更新期の到来による維持管理・更新費の増加により、市の財政はより一層厳しい局面を迎える。三鷹市公共施設等総合管理計画では、更新費用のピークは公共建築物が2033年、インフラ施設が2020年と試算されている。さらに、将来的には三鷹市においても人口減少局面が到来し、住民税や固定資産税等の市税収入が減少することが懸念される。

IV 2100年の三鷹のまちの姿

本論では、長期的な視点から2040年の土地利用のあるべき姿を描くために、まず「2100年の三鷹のまちの姿」について議論を行った。

様々な不確定要素があるため、2100年のまちの姿を詳細に予測することは困難であるが、大きな視点で捉えると、今後の人口動態を見据えながら、「集約型のまちづくり」に向けた取組みを進めていく必要があるだろう（図2）。「集約型のまちづくり」とは、駅周

辺に住まいと暮らしに必要な機能がまとまった生活圏を形成するとともに、それ以外のエリアは緑地帯（オープンスペース）として開発を抑制することを目指すものである。

居住誘導にあたっては、非集約地域の対策を考慮した立地適正化計画の策定や公共施設の再配置による利便性向上といった方法が有効であると考えられる。また、緑地帯の維持コストが課題になるが、例えば居住誘導するエリアで開発を行う事業者はその利益の一部を還元してもらう仕組みを導入することなど、様々な施策を検討する必要がある。

さらに、今後の気候変動に伴い自然災害が頻発する状況になれば、水害等の災害リスクが高いエリアについては、条件整理をしたうえで居住制限を図っていくことも検討しなければならない。

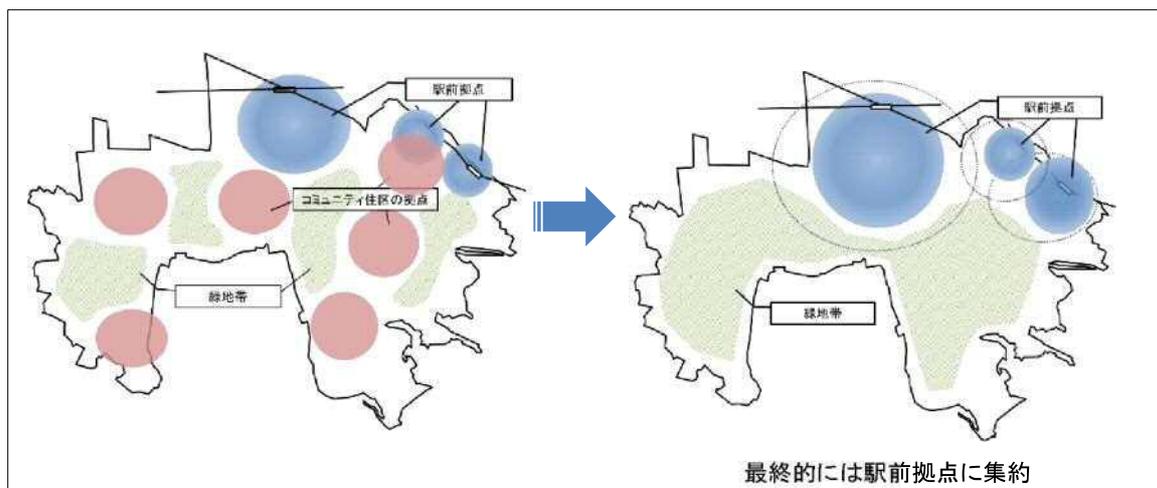


図2 2100年に向けてのまちの姿のイメージ

V 2040年の土地利用のあるべき姿

Ⅲの前提条件及び社会状況の予測とⅣの「2100年の三鷹のまちの姿」を踏まえて、土地利用の大きな方向性を整理したのち、「2040年の三鷹市の土地利用」について、次の3段階によるグループワークでの検討を行った。

- ① 三鷹市の土地利用を考えるうえで重要度が高い「宅地」「産業」「緑地」の3つの要素から、「2040年のあるべき姿」を議論
- ② 3つの要素について、それぞれ「課題」と「実現に向けてのアイデア」を整理
- ③ 3つの要素を総合的に検討し、「2040年の土地利用のあるべき姿のイメージ（全体像）」を提示

1 土地利用の大きな方向性

前述のとおり、三鷹市では当面の間人口が増加するが、将来的には人口減少の局面を迎え、市街地の人口密度の低下が見込まれる。目標年度である2040年度は、人口減少に転

じた中で高齢者の増加が進む「高齢者増加期」から「超高齢化加速期」に該当する。新規開発のコントロールを図る段階から、都市を維持・管理し、使いこなしていく段階へと移行しており、長期的な「集約型のまちづくり」も視野に入れる状況にある。

こうしたことから、目標年度における土地利用の大きな方向性として、① 将来的な「集約型のまちづくり」を見据えて、居住地の近くに日常生活に必要な機能を集約していくこと、② 異なる用途の調整を図る従来の用途地域の設定に加え、福祉、子育て、産業等のソフト施策と組み合わせた複合的な土地利用を図り、エリア全体の質的な向上に取り組んでいくこと、以上の2点を掲げることとする。

なお、「将来の人口ステージ」、「土地利用の大きな方向性」、これから述べる「宅地・産業・緑地の土地利用」の関係をまとめたのが、図3である。



※ 土地利用の各要素の（宅・）（産・）（緑・）は、2の各要素の「2040年のあるべき姿」の区分を示す。

図3 人口ステージと土地利用の対応関係

2 各要素における土地利用

(1) 宅地

2040年のあるべき姿		「課題」と「実現のためのアイデア」
1	新しいものの供給を抑制し、既存ストックを活用しながら家族構成や生活スタイルなど、多様なニーズに合った居住が可能であり、居住地として選択され続けている。	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 人口推移と住宅需給にミスマッチが起きている。 （大規模開発が進む一方で空き家が増加） □ 既存ストックを使う（転用する）際のハードルが高い <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 駅から離れた地域での大規模マンション開発を抑制 ・地区計画等都市計画関連制度を活用（市） □ 空き家・空き室の活用推進★

		<ul style="list-style-type: none"> ・シェアハウス（シングル向け（女性専用・男性専用）・若年層向けなど。二拠点居住にも対応）、コレクティブハウスやコリビングへの転用（多様な居住ニーズへの対応） cf. 長屋的発想（民） ・改修に係る規制緩和措置（市） ・住宅のストックを把握し、需要と供給のマッチングを行う。（公） ※ 産業分野にも共通（ファイナンスまで含めた所有者・事業者マッチング） cf. 北九州市「空き家を活かす地域共生マッチング事業」
2	<p>敷地や道路にゆとりがあり、将来に渡り長く使うことのできる良好な住宅ストックが増えるなど高環境であり、ライフステージが変化しても、三鷹に住み続けてもらえる。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 木造密集住宅地が存在する。 □ 特定空き家など、負の遺産がある。 □ 老朽化マンションが増加し、分譲のものは建て替えが困難である。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ミニ区画整理を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・細分化されている敷地を統合する。（市）（公） ・広い芝生地にして公園とする。（市） □ 空き家・未利用地などのストックを把握し、道路幅幅から改修など横断的に課題に対応し、連鎖的にゆとりがある街並みを形成（小規模連鎖型区画再編事業）（公）★ ※ 宅地建物取引士、建築士、金融機関などの各分野の専門家が対応。cf. NPO 法人つるおかランドバンク □ 断熱性が高い住居や長寿命住宅への更新（民） □ 権利関係の整理、建替えに向けた合意形成手続きの簡略化を進める。（容積緩和は行わない）。（市）
3	<p>自家用車を所有していなくても移動に不自由がなく、生活がしやすい。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 交通が不便な地域（井の頭・大沢など）が存在する。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ バス路線等の AI・ビッグデータ等を活用した柔軟で効率的な運用（民） □ 高齢化等による移動困難者の交通手段の担保 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスに代わる、パーソナルモビリティ及び複数人で利用可能なモビリティの整備など（市）（民）★ □ 新たな交通手段での移動が容易な環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・U-BER など新交通手段の積極活用（民）
4	<p>子育て、医療・福祉施設、教育機関や、商業施設等の「暮らしを支える施設」が居住地の近く（徒歩圏内）にあり、コンパクトにまとまった生活圏で暮らすことができ、新しいコミュニティが形作られている。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 福祉施設や利便施設の用地確保に制約がある。 □ 新規住宅開発（マンション・戸建て）が拡大している。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ マンション建替えの際、複合化（福祉・保育施設等）を推進（例：容積率の緩和、ファイナンス支援）。（市）（民） □ 宅地における建築物の用途制限を整理する。（特別用途地区の活用など）（市） □ 利便施設を誘導する。（市）（民）★ □ 居住誘導するエリアを緩やかに定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・モデルケースをつくる（特別地区計画など）。（市） ・エリアごとに特色のあるものにする（駅前：「個性的な商店が豊富でお洒落な雰囲気」、北野：「みどり豊かでのど

	かな雰囲気」など) (市) <input type="checkbox"/> 既存ストックを活用した医療・福祉、教育関連事業の推進、実施 (民)
--	---

※ (市) は主に市が実施するもの、(公) は主に公益団体が実施するもの、(民) は主に民間が実施するものを指す。★ は特に官民連携の効果が期待できる取組みを示す。

(2) 産業

2040年のあるべき姿		「課題」と「実現のためのアイデア」
1	<p>交通の利便性が高く、環境の良い土地(三鷹駅・井の頭公園周辺など)にサテライトオフィスなどが集積し、通勤ストレスが無い職住近接の環境の中で、多様な働き方を選択できるようになる。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サテライトオフィスなどの立地を促す仕組みが必要である。 <input type="checkbox"/> ライフスタイルや価値観の多様化に対応した労働環境の整備が必要である。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施設整備の補助制度の創設 (市) <input type="checkbox"/> 施設整備に向けた段取りの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・AI活用による立地の最適化 (市) (民) <input type="checkbox"/> 誰でも自由に使えるワーキングスペースの整備を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗、空き家などの情報を把握し、マッチングを行う。(公) (民) ★ ・居住スペースを備えた職住一体型の施設整備 (民) <input type="checkbox"/> 超高速インターネット回線の全市的な提供 (市) (民) <input type="checkbox"/> シティプロモーション(職住近接のブランド化) <ul style="list-style-type: none"> ・「ここに住み、ここで働きたい」と思える「職住近接のまち」をアピールする。(市) (民) <input type="checkbox"/> 場所や時間にとらわれない労働環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・モバイルワーク、フレックスタイム制の導入など (民)
2	<p>高齢者や主婦を含めて起業が多く、新たな働き手が活躍するとともに、製造小売りなど高付加価値の个性的な店舗が集積することにより、地域内経済循環の向上と都市の魅力向上につながっている。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 起業を促進する仕組みが必要である。 <input type="checkbox"/> 市全体として地価が高く、起業に適した物件が少ない。 <input type="checkbox"/> 起業後の市内での定着化が難しい。 <input type="checkbox"/> 個店の新陳代謝が進んでいない。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用しやすいワーキングスペースの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や主婦層のニーズに対応した(子供の見守り機能がある、カフェ型など)多様なコ・ワーキングスペースの整備 (公) (民) <input type="checkbox"/> 金融面での支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市独自の融資制度の創設 (市) (公) <input type="checkbox"/> チャレンジできる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や主婦が自宅で行っている趣味レベルのクラフトやものづくりなどを、街中で行える場を整備する。(市) (民) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 一店舗一小売りではない、複数の小売り業者が入った複合型店舗の整備 (民) ・公共空間を活用したマーケットの開催やチャレンジショップの整備など、地域に根ざしたテストマーケティングの場を提供する。(市) (民) ★ <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 社会実験の取組み、特区制度などの活用

		<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空き家の改修による場の整備（公）（民） ・高校までの教育・SNS といった手頃なところで学ぶことで、起業を身近な存在にする。（市） ・賃料相場よりも低い家賃での提供を促す不動産オーナー啓発（市）（公） ・起業した高齢者や主婦などが情報発信できる場の整備（SNS の活用など）（公）（民） <input type="checkbox"/> 空き店舗、転用可能な空き家などの情報を共有できるシステムの構築（公）
3	既に研究機関や大学が立地している東八道路沿道などに、イノベーション産業（ソフトウェアやテクノロジー、研究機関など）が集積し、多くの雇用が生まれているとともに、それに伴い飲食店など周辺のサービス産業が発展している。	<p>【課題】</p> <input type="checkbox"/> 大規模な研究所等を立地するために新たに活用できる広大な用地が少ない。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <input type="checkbox"/> 産業同士がつながる仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・企業、研究機関の間のネットワーク構築支援（市）（公） <p>★</p> <input type="checkbox"/> 大型の研究施設に限定せず、敷地規模に適した企業を誘致する。 <ul style="list-style-type: none"> ・商品開発のためのメーカーの研究施設等を誘致（市） ・新規参入企業への助成（市）
4	ジブリ美術館や大沢古民家などの拠点施設を核として、周辺に関連するサービス産業が増え、エリア全体で観光地としての価値が向上している。	<p>【課題】</p> <input type="checkbox"/> 拠点周辺への波及効果が少ない。 <input type="checkbox"/> 市内に宿泊可能な場所が少ない。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <input type="checkbox"/> 機動性のある実験的な土地利用から始める。 <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジショップや移動販売車による出店（市）（民） <p>⇒ 風の散歩道など街中への導線となる空間資源の活用★</p> <input type="checkbox"/> 古民家や周辺の農地を生かした体験型消費を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・農泊や外国人向けの体験型サービスなど（市）（民） <input type="checkbox"/> 何度も訪れてもらえるようなリピーターの創出に向けた取り組み（市） <input type="checkbox"/> 農業と組み合わせるなど「持続可能な観光」（サステイナブル・ツーリズム）の創出（市）（民）
5	東京外かく環状道路（外環）の開通により来訪者が増加し、車での立ち寄り施設が賑わっている。	<p>【課題】</p> <input type="checkbox"/> 外環開通により生活道路や東八道路に車の往来が増える懸念がある。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <input type="checkbox"/> 生活道路を回避できる回遊ルートを計画する。（市） <input type="checkbox"/> 農産物の販売や道の駅といった北野の特性に合ったバランスのある集客施設とし、経済の地域内循環を目指す。（市）（民）★

※（市）は主に市が実施するもの、（公）は主に公益団体が実施するもの、（民）は主に民間が実施するものを指す。★は特に官民連携の効果が期待できる取り組みを示す。

(3) 緑地

2040年のあるべき姿		「課題」と「実現のためのアイデア」
1	様々なタイプの公園や広場、緑地とそ	【課題】

	<p>れらをつなぐ緑の回廊により、身近なところに緑があふれ、暮らしを豊かにしている。 <憩いの場の創出></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 小規模な緑地が点在している。 □ 借地による公園も多く、存続が不透明。 □ 個々の緑地や未利用地を公有地化し、公園等に整備していくには財政負担が大きい。 □ 公園管理のための財政負担が大きい。 □ 見通しの良くない公園は治安上不安がある。 □ 球技やペットに関する苦情やごみの放置など利用者のマナーの問題がある。 □ 平成30年に「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定したが、2040年版の設置や管理に関する方針が必要である。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 点在する公園や広場、緑地の連系化 <ul style="list-style-type: none"> ・都立公園を中核公園と位置づけ、そこからつながる公園や広場、緑地をネットワーク化してつなぐ。(市)(民) ・住区間に広域緑地や緑道(遊歩道)を設ける。(市) ・ビオトープを盛り込んだ都市計画の策定(市) □ 歴史的、自然的資源を活用し観光振興の拠点となる魅力的な公園とする。(市) □ 既存の緑地や農地を保全する。(市)(公)(民) □ 手放された農地を市が買い取り、公園とする。(市)(民) □ 公園ごとに活用戦略を定める。(市) <ul style="list-style-type: none"> ・活用の少ない公園の規模や設置場所の見直し ・コミュニティ単位でのモデル化 □ 民間企業による管理★ <ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFIの仕組みを導入(市)(民) ・公園内に商業施設を建て、見守り機能を付加(民) □ 公園ボランティアの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動等の拠点となる場を公園に設け、公園保全活動参加へのきっかけをつくる。(市) ・できるだけ手を加えず、子どもの遊びのプログラムの中で手入れする。(市)
2	<p>都市の防災機能向上のため、公園や広場、緑地が整備され、緊急の避難地や延焼防止帯、避難路、復旧・復興の拠点として活用されている。 <防災機能として活用></p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域によっては木造住宅が密集した地域もあり、火災が拡大しやすく、避難できる空間もない。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 木造住宅密集地域を中心に公園や広場の整備を進め、防災機能とともに地域のコミュニティの場としても活用し、物理的、精神的にゆとりある空間づくりをする。(市)
3	<p>生産緑地が維持され、農家による生産活動に加えて、市民の余暇や防災など様々な面で農地の価値が見直され、地域の資産として活用されている。</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 個々の農家の事情により宅地化が進んでいる。 <p>【実現に向けたアイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 農地を貸したい農家と借りたい人とのマッチング(公) □ 貸農園としての活用★ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の参入も含めた貸農園の促進(民) ・菜園付住宅やマンションの共用農地として借り上げ(民) ・周辺住民が農地を共同で持ち合える仕組みづくり(市) ・農業関連知識を身に付けられる場の提供(市) □ 新たな形での農地の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・建物の屋上に農地を設ける。(民)

	<ul style="list-style-type: none"> □ 農地を地域との関わりの場として活かす。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統行事での活用（市） ・学校農園として活用（食育）（市） ・地産地消の仕組みづくり、特産品を新しくPRする。（市） □ 都市農業を営みやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・AIの導入により農業の効率化を図り、消費者のニーズに応じた農作物の生産量・種類の適正化や、副業による農業を推進する。（民） ・農家への評価を的確に実施し、評価に対する対価が正当に還元される仕組みをつくる。（市）
--	---

※（市）は主に市が実施するもの、（公）は主に公益団体が実施するもの、（民）は主に民間が実施するものを指す。★は特に官民連携の効果が期待できる取組みを示す。

3 2040年のあるべき姿のイメージ（全体像）

「宅地」・「産業」・「緑地」の各要素の議論を総合的に検討し、市全体像のイメージとして示したのが、図4である。長期的な「集約型のまちづくり」に向けて、駅前に緩やかに居住誘導を行い、既存の公園・農地等を核にまとまった緑地を確保していく一方、その他のエリアは用途によって区分せず、新たな価値を産み出すエリアとして、全体として捉えていくこととし、「居住誘導エリア」、「価値創造エリア」、「緑地保全エリア」の3つの区域を設定した。

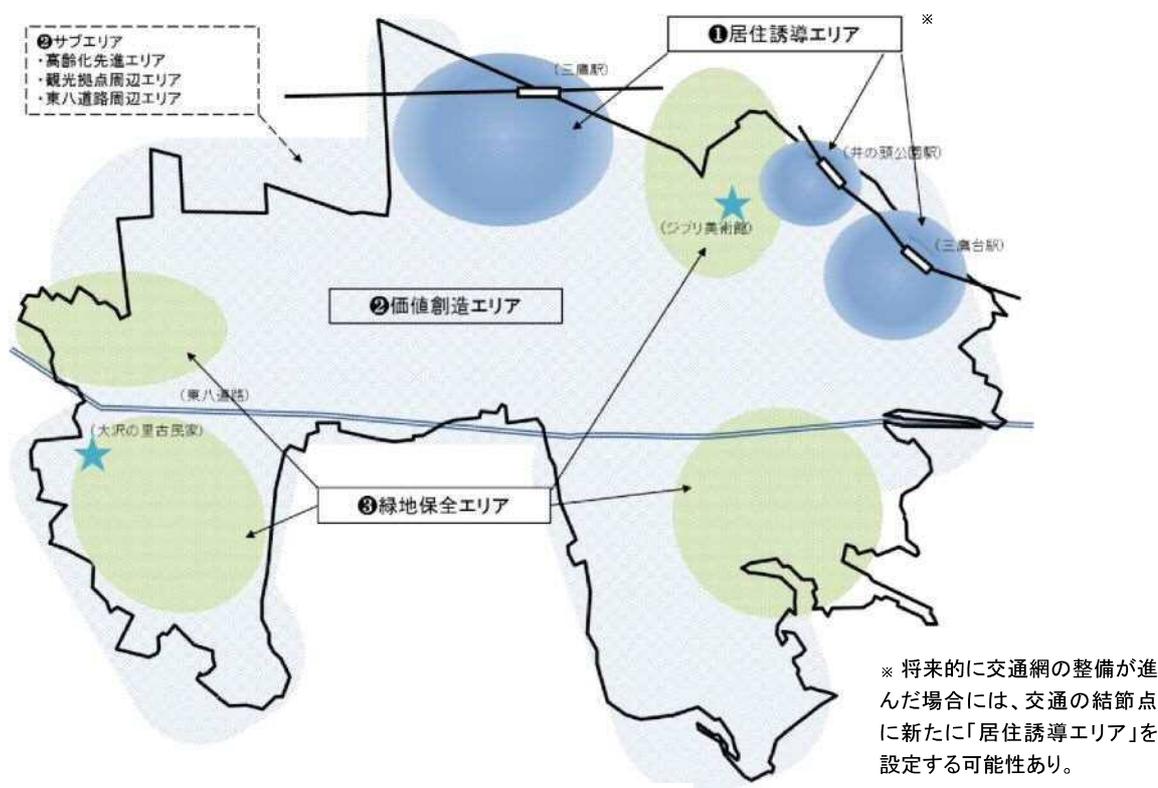


図4 2040年の市全体のイメージ

① 居住誘導エリア（三鷹駅、井の頭公園駅、三鷹台駅周辺）

暮らしの利便性を高めることで、長期的な居住誘導を行う区域である。

住宅のほかに商業・業務・教育・文化などの都市機能が集積し、密度の高い地域の拠点が形成されている。

（土地利用のアイデア）

- ・建物の複合化（住宅・商業・福祉など）
- ・保育施設の充実（空き店舗の活用）
- ・多様な居住ニーズへの対応（単身者（若者）やクリエイターなど転入者を呼び込む）
- ・サテライトオフィスの誘導（井の頭公園周辺など自然環境や利便性の良い場所など）
- ・屋上の農地活用 など

② 価値創造エリア（居住誘導エリア及び緑地保全エリアを除く市内全域）

新規開発を抑制する一方、既存のストックを最大限活用して、多様なニーズを受け入れる寛容かつ複合的な土地利用を促し、漸進的に生活の質を高めていく。また、生産緑地等をオープンスペースとして有効に活用し、良好な環境を創造していく。

小規模レベルでの個々の良好な取組みが人々を惹きつけ、エリア全体の価値が向上する好循環が生まれている。

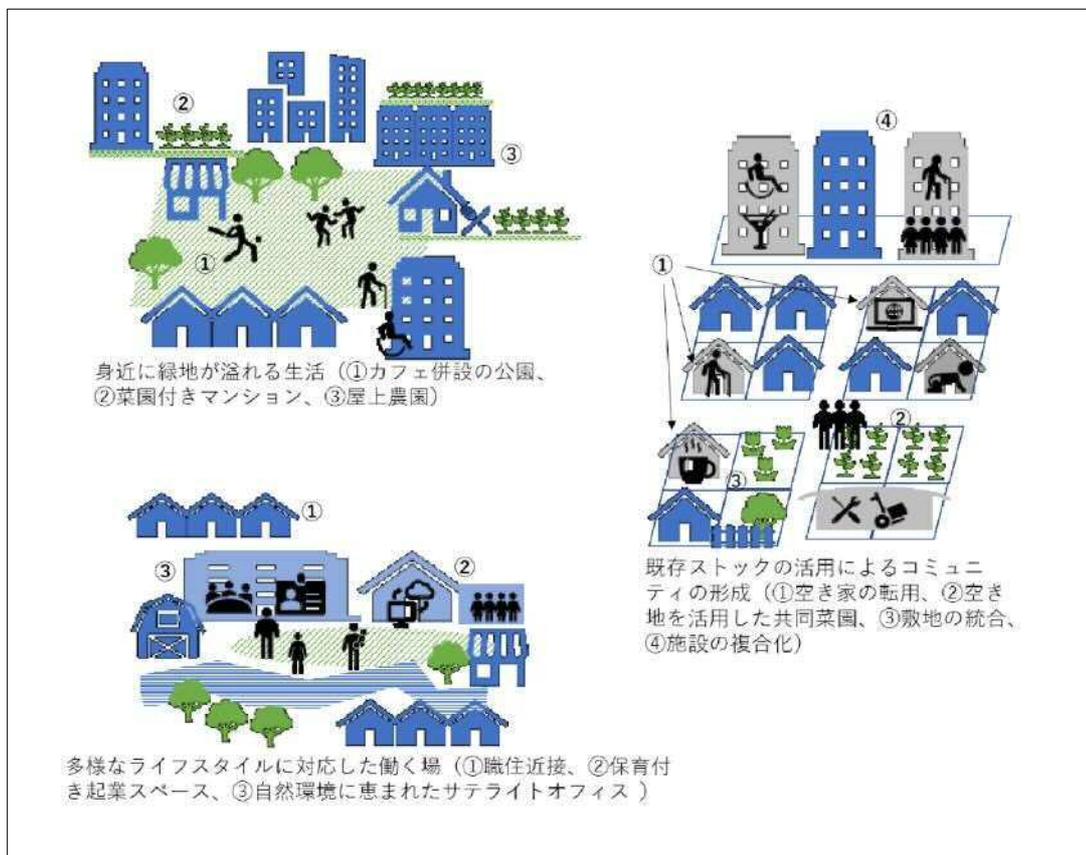


図5 価値創造エリアの取組みイメージ

（土地利用のアイデア）

- ・空き家や未利用地の有効活用（緑地、福祉、店舗、産業など）
- ・ミニ区画整理（木造住宅密集地域）や細分化された敷地の統合
- ・住宅の複合化（福祉や保育など）
- ・多様な居住ニーズへの対応（新しいコミュニティを形成する賃貸住宅など）
- ・防災機能を高めるための空地・公園の整備

- ・「サード・プレイス」(*)の整備(公共施設や公園のリニューアルなど) など
- ※ 自宅(第一の場所)と職場や学校等(第二の場)の間にある第三の居場所で、個人でもあるいは市民同士でも様々な形で居心地良く過ごすことができる場所

サード・プレイスの事例：南池袋公園

南池袋公園は池袋駅から徒歩5分の繁華街に位置し、もともと戦災復興の区画整理事業で生まれた公園であったが、東京電力の地下変電所工事を契機に、平成28年にリニューアルオープンしている。

南池袋公園の特徴は、公園運営に「サード・プレイス」の理念が組み込まれていることにある。公園内では地元民間事業者によるカフェ・レストランを併設し、その売上の一部を「地域貢献費」として公園運営に使う仕組みが導入されている。手入れの行き届いた芝生広場は、若者や家族連れ、近隣のサラリーマンなど多くの利用者が多様な過ごし方をしている。また、地元住民参加による公園の運営組織「南池袋公園をよくする会」を設立し、公園利用等について話し合いをしながら公園の維持管理が行われている。



図6 南池袋公園の様子

また、「価値創造エリア」内のうち特徴的な区域として、次の3つのサブエリアを設定した。

◎ -a 高齢化先進エリア

古くから住宅開発が行われた地域など特に高齢者の割合が高いエリアは、高齢化に伴う課題が早期に顕在化してくるため、福祉・交通・コミュニティ等の施策と連携して、超高齢社会での課題にモデル地区として先進的に取り組んでいく。

- ・戸建住宅の空き家を活用した多様な居住ニーズへの対応
- ・移動手段の確保 など

◎ -b 観光拠点周辺エリア

ジブリ美術館、大沢古民家などの観光拠点周辺において、来訪者の回遊性を高める物販や体験型サービスなどの関連産業が増え、波及効果が生まれていく。

- ・外国人向けの体験型産業の促進
- ・チャレンジショップや移動販売などの機動性のある実験的な土地利用 など

◎ -c 東八道路周辺エリア

研究機関や大学などの既存の立地を生かしながら、イノベーション産業(ソフトウェアやテクノロジー、研究機関など)が集積し、多くの雇用が生まれている。

- ・敷地規模に適した研究施設等の誘致
- ・企業、研究機関の間のネットワーク構築 など

◎ 緑地保全エリア(公園・農地等の大規模な緑地が維持されている地域)

公園や農地などの既存の大規模な緑地が保全され、防災と憩いの場の機能を果たしている。新たな管理や活用方法と組み合わせを行い、持続可能な形で緑地が維持されている。

(土地利用のアイデア)

- ・貸し農園の活用
- ・維持できなくなった農地を公園へ転用
- ・菜園付き住宅、農カフェなどによる農地の活用
- ・緑のネットワーク化 など

事例検討：「北野の里（仮称）」

緑地保全エリアの具体的な取組事例として、これから新たなまちづくりが行われる「北野の里（仮称）」の将来像を示す。

（2040年のあるべき姿）

- ・北野地域には公園、生産緑地、屋敷林等の資源が多く残り、外かく環状道路や都市計画道路が整備されても農住環境と調和したまち並みとともに、みどり豊かな農の風景が広がっている。
- ・蓋かけ上部空間等と北野地域内の農地や公共施設等の活動における取組みがつながり、地産地消・地域経済循環によって、持続的な発展をしていくまちが形成されている。
- ・大学や民間企業、地元団体が一体となって活動するなど、協働の取組みにより、地域のにぎわいを演出している。

（土地利用のアイデア）

- ・北野の里（仮称）の回遊ネットワークを形成し、緑道としてのつながりだけでなく、蓋かけ上部空間等及び周辺の農地や生産緑地、公園、公共施設等での取組みのつながりをつくる。
- ・Park-PFI や大学、地元団体の活動による産・学・民の協働による維持管理
- ・野菜づくり体験（農業のノウハウ伝授）や収穫体験等、市民参加型の農と触れ合う機会づくり
- ・コ・ワーキングスペースや地域の回遊が手軽にできるモビリティ（個人・複数人用）、農業の6次産業化等、循環社会に向け、実験的な取組みが可能となる基地の整備
- ・地域資源による堆肥づくりやヤギの飼育による除草といった地域循環型の取組みの推進

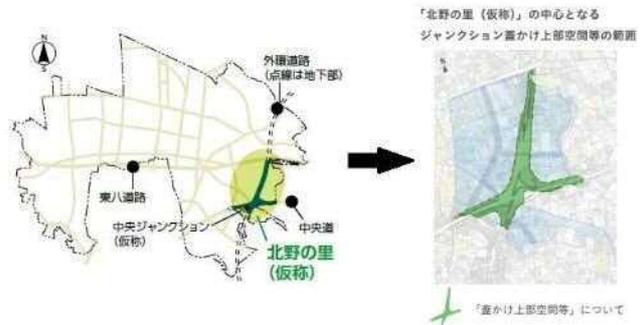


図7 北野の里（仮称）位置図・蓋かけ上部空間等の範囲

VI その他の検討課題

1 基盤となる道路の整備や移動手段の確保

防災上課題のある狭あい道路の拡幅など、市民の生命に関わる基盤整備は引き続き優先的に取り組んでいく必要がある。また、利用者の減少により従来のバス路線の維持が困難になった場合でも、高齢者など交通弱者の最低限の移動手段の確保は公共団体の責務として考えていかなければならない。

さらに、自動運転技術の確立、新たな移動手段の登場に対応した新たな道路のあり方も検討していく必要がある。

2 社会的弱者への配慮

単身高齢者、低所得者、障がい者、ひとり親世帯などの住宅確保の要配慮者は増加する見込みだが、受け皿となる公営住宅を大幅に拡充していくのは、財政上難しい状況にある。そのため、既存民間ストックを受け皿として活用していくことが有効であり、改修やマッチングなどの支援を図っていく必要がある。

また、AI 等を活用した新たな移動手段は、従来の交通弱者にとって利便性を大きく向

上させる可能性が高いが、情報格差（デジタル・ディバイド）に配慮し、技術革新からとり残されることによる不利益が生じないように、きめ細かく対応していく必要がある。

3 周辺自治体との広域連携

「集約型のまちづくり」を実現するためには、市単独ではなく周辺自治体と連携していくことが不可欠である。また、今回の検討では現在の自治体の枠組みを前提としているが、人口減少の加速に伴い、将来的には市町村再編や制度改正による行政サービスの広域化が進む可能性があるため、広域連携の必要性が高まってくるであろう。

とりわけ、三鷹市の居住誘導の拠点となる鉄道駅は、市域外縁に位置するため、隣接自治体との連携により駅周辺一帯の利便性を高めていくことが重要である。

また、東八道路から甲州街道にかけてのエリアには、複数の自治体にまたがって都立公園、国分寺崖線、野川沿いなど、拠点となり得る緑地が存在している。このエリアには比較的多くの農地も残されており、武蔵野の面影を残した農風景が広がっている。これらの緑地を広域的に保全し、帯状にネットワーク化することも、今後検討していく必要があるだろう。

4 庁内体制のあり方

これまでの土地利用の中心的な課題は、新規開発のコントロールを行い、住宅・産業・農業等の調和を図っていくことであったが、今後は社会状況の変化に合わせ、福祉、子育て、健康、教育等のソフト施策と組み合わせながら、柔軟に都市の維持・管理を図っていく必要がある。そのためには、庁内体制の横連携を充実させ、複合的な課題に対応した土地利用施策を展開していく必要がある。

第2部 技術革新を見据えた 未来の行政サービスのあり方

はじめに

インターネットの社会インフラ化が進み、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT¹/IoE²を前提とした社会が到来しつつある。住人の好みを察して自動で温度調節を行う空調機やゴミの蓄積状態をリアルタイムで通知するゴミ箱、家中の全ての電源や戸締りを管理できるデバイス等、インターネットは、ヒトだけでなく、あらゆるモノがコミュニケーションするためのインフラとして活用されている。

誰もが当たり前のようにインターネットをはじめとする情報通信技術（ICT³）を利用するなかで、官民間問わず、サービス向上のためには、蓄積された様々なデータを人工知能（AI⁴）やロボティクス技術等を使って解析し、製品やサービスの開発や改良、作業の自動化等を目指す必要がある。民間企業では、販売履歴と来店客数を分析し、商品の売れ行きパターンを予測したうえで製造量を決定する等、様々なデータを前提として、ビジネスを展開している。

一方、地方自治体は、住民基本台帳をはじめとした様々なデータを保有しているが、個人情報を取り扱う行政機関として、データを厳格に保護する責務があるためこうしたデータの活用はあまり進んでいない。しかし、地方自治体が保有するデータは、行政事務に限り保有しているのではなく、公益のために保有しているとすれば、より良い社会を築くための基礎となりうるものがある。データの活用と個人情報の保護をどのように両立するべきかについては、明確な整理が必要であるが、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、ICTを基盤としたデータを活用する行政サービスが欠かせない。

平成30年7月に総務省が公表した「自治体戦略2040構想研究会」では、若年層の減少により、経営資源としての人材の確保が厳しくなるなか、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、「破壊的技術」（AIやロボティクス、ブロックチェーン⁵等）を積極的に活用し、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制を構築することの必要性に言及している。また、行政内部において、共通の情報システムを活用し、低

¹ Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み。

² Internet of Everything の略。モノに限定されず、全てのものがネットワークに接続されるIoTの上位互換の仕組み。

³ Internet and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション。

⁴ Artificial Intelligence の略。人間の知的ふるまいの一部を人工的に再現したもの。

⁵ 分散型台帳技術。仮想通貨を実現するための技術として有名。ネットワーク内で発生した全ての取引を記録する「台帳」としての役割を持ち、全てのユーザが同一の「台帳」を共有することで、情報の信憑性を確保。

廉化を図る視点や行政と利用者とのインターフェイス⁶の一元化を優先する視点等も示されている。

今回、未来の行政サービスのあり方について検討を進めるにあたって、様々な技術革新のなかでも ICT に着目し、議論を重ねてきた。とはいえ、進歩が著しい ICT によって未来の世界がどのようなようになるのかを想像することはなかなか難しく、議論は時にまるで SF の世界を語るかのようなこととなった。しかし、思い切った発想で未来を思い描き、そこから今を振り返るバックキャストिंगの手法を取り入れつつ議論を重ねた。

本チームでは、はじめに 100 年後の行政サービスがどのように提供されているかを想像するところから議論を始めた。100 年後の 22 世紀には、大きく進化を遂げた AI や現在はまだ存在しない技術などによって人々は手続きなどから解放され、いつでもどこにいても必要なサービスを必要な時に受けることができているに違いない。また、生まれてから死ぬまでの一人ひとりの人生にしっかりと寄り添った行政サービスを展開できているに違いない。

今はまだない技術に思いをはせながら、100 年後の行政サービスに希望や願いを込めて、「〇〇ができたなら良いな」と議論を進めると、あるキャラクターが脳裏をよぎる。ドラえもんである。

ドラえもんは、登場人物である野比のび太が 22 世紀の未来からやってきたネコ型ロボット「ドラえもん」が「四次元ポケット」から生み出す多種多様な「ひみつ道具」を頼りに、日常生活での困りごとやトラブル等を解決する物語であり、国内外を問わず、高い人気を誇る作品である。行きたい場所を念じながらドアを開けるとその場所に瞬間移動できる「どこでもドア」や光を当てたものを小さくする「スモールライト」等、現在の技術では実現することが難しいと思える道具もあれば、頭頂部に装着し、自由自在に空を飛べる「タケコプター」等、現在の技術でも実現可能とも思える道具等、ドラえもんの世界には、胸が躍る「ひみつ道具」が多数登場する。

現在、多様な分野で技術革新が進展しており、一説には、2045 年に人工知能 (AI) がヒトの知性を超えるとされる「シンギュラリティ⁷ (技術的特異点)」が訪れると言われている。ドラえもんの世界が近づくとともに「プレシンギュラリティ」とも言える 2040 年において、三鷹市はどのような行政サービスを展開することが可能なのか。著しく発展する技術革新のなかで、職員にはどのような役割が求められるのか。以降、第 I 章にて ICT の進歩がめざましい現代を分析し、国内外の取り組み等を紹介する。第 II 章では、三鷹市のこれまでの行政サービスを取り上げ、いかに行政サービスを向上してきたのかを市民目線で考察する。第 III 章では、2040 年に実現したい行政サービスのあり方を提示し、第 IV 章にて具体的な手続きを事例に取り上げ、効果を説明する。最後に、本論のまとめとして、地方自治体が目指すべき姿勢を提示する。

⁶ 異なる機器やプログラムを結びつける共有部分。

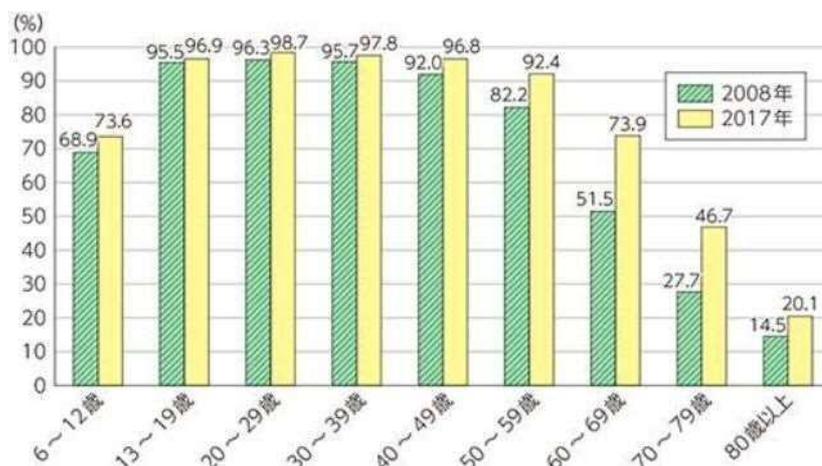
⁷ 未来予測の概念の一つ。物理学や数学では、他と同じようなルールを適用することができない特異性を示す点を指す。

I AI/IoT時代のICTと基礎データ

1 AI/IoT時代とは何か

ICTの進歩は、社会全体の情報化を進めるとともに、人々のライフスタイル、ワークスタイルを変化させている。平成30年版情報通信白書（総務省）によると、過去1年間のインターネットの利用経験は、図1のとおりである。

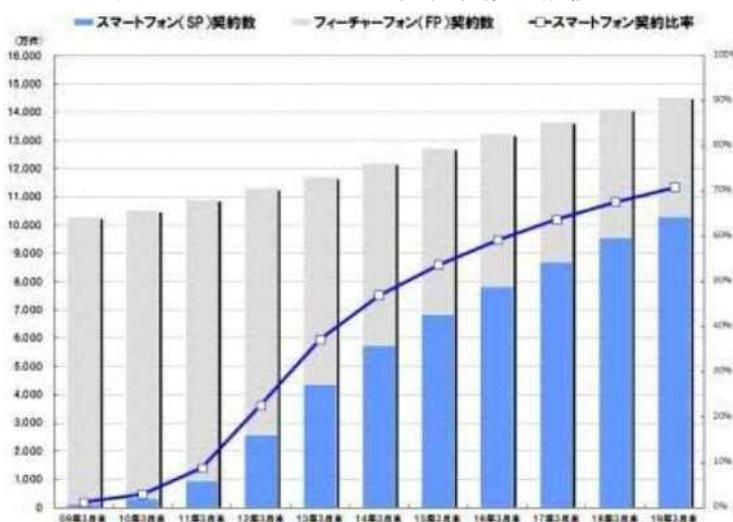
図1 インターネットの利用経験



(出典) 平成30年版情報通信白書（総務省）

また、地方創生とICTに関する基礎データ集（総務省）によると、日本国内におけるスマートフォン契約数の推移は、図2のとおりである。

図2 スマートフォン契約者数の推移

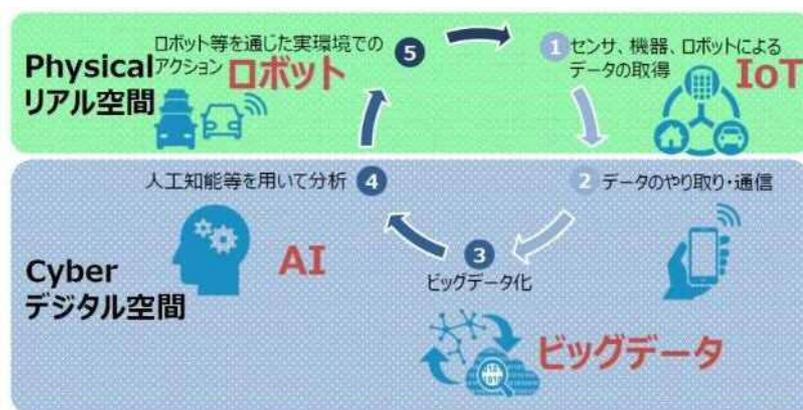


(出典) 地方創生とICTに関する基礎データ集（総務省）

スマートフォン普及前の 2008 年と普及後の 2017 年を比較すると、13～19 歳の中学生以上の世代から 40～49 歳までの世代では、スマートフォン普及前の 2008 年時点においてもインターネットの利用率が高いことが分かる。その一方で、60 歳以上の世代に目を移すと、スマートフォン普及後の 2017 時点においては、インターネットの利用率が約 10～20%程度増加している。インターネット利用者が加齢した結果とも考えられるが、ICT の進歩とともにインターネットの社会インフラ化が進むなかで、誰もが当たり前のようにスマートフォン等をはじめとした ICT を利用する時代を迎えていると言える。

スマートフォンは、IoT における代表的なデバイスの一つでもある。例えば、インターネット上で誰でも利用できる Google マップは、GPS⁸衛星とスマートフォンに搭載される GPS 受信機が互いに通信し合うことで、現在地や経路の特定が可能である。Google マップは、スマートフォンがデータを収集するセンサーとして機能した事例の一つであるが、経済産業省では、データが様々な産業を変革する社会を「データ駆動型社会」として定義している。データ駆動型社会（図 3）とは、急速な技術革新により、大量データの取得や分析、実行の循環が可能となり、実世界とサイバー空間との相互連関が社会のあらゆる領域に実装され、大きな社会的価値を生み出していく社会である。

図 3 データ駆動型社会のイメージ



(出典) IoT、AI、ビッグデータに関する経済産業省の取組について（経済産業省）

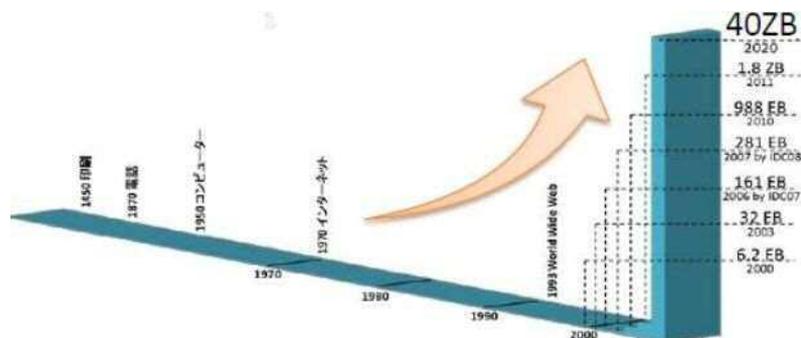
現に全世界のデジタルデータ量（図 4）は、2005 年から 2020 年までの間で約 300 倍に増加する見込みである。（2005 年に 130 エкса（1,300 億ギガ）バイト⁹のデジタルデータ量のものが 2020 年には 40 ゼタ（40 兆ギガ）バイト¹⁰に増加する。）

⁸ Geographic Positioning System の略。全地球測位システム。

⁹ 情報量を表す単位の一つ。EB と略記される。100 京バイト。地球上の全ての砂浜の砂粒は、1,800EB。

¹⁰ 情報量を表す単位の一つ。ZB と略記される。10 垓バイト。全宇宙に存在する恒星の数は、20ZB。

図4 全世界のデジタルデータ量



(出典) 地方創生と ICT に関する基礎データ集 (総務省)

誰もが当たり前のようにスマートフォン等をはじめとした ICT を利用する時代のなかで、想像もできないほど大量のデータの取得や分析、実行の循環が可能である。ヒトやモノがセンサー (IoT) となり、取得したデータ (ビッグデータ¹¹) を人工知能 (AI) が分析し、高度なサービスとして現実に実行する社会を迎えつつあると言えるのではないだろうか。そのうえで、本報告書では、ICT がめざましく進歩するこれからの時代を「AI/IoT 時代」と定義し、この時代は、次のような社会が実現される。

- ①誰もが当たり前のように ICT を利用する社会
- ②ヒトやモノ (IoT) が取得したデータを人工知能 (AI) が分析し、高度なサービスとして現実社会で実行する社会

2 ICT に関する国内の取り組み

2016 年 12 月に官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号) が成立した。本法律では、効果的かつ効率的な行政の推進を目的とした行政手続のオンライン利用の原則化等、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取り組みとして義務付けられている。

また、2017 年 5 月には世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (平成 29 年 5 月 30 日閣議決定) が策定された。特に、電子行政分野における取り組みについては、同年同月にデジタル・ガバメント推進方針が策定されており、同方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す、デジタル・ガバメントの実現を目指すことが示されている。

上述した官民データ活用推進基本法及びデジタル・ガバメント推進方針に示された方向

¹¹ 巨大なデータ群。特徴として、以下 5 つの V の要素を含む。

◎ Volume (量: データの量) ◎ Velocity (速さ: データが出入りするスピード) ◎ Variety (多様性: データの範囲、種類、源泉) ◎ Variability (可変性: データが変わっていくこと) ◎ Veracity (真実性: 信用できるデータかどうか)

性を具体化し、実行するために2018年1月に策定されたものがデジタル・ガバメント実行計画である。

デジタル・ガバメント実行計画によると、目指す社会像と目指す社会像を実現するために必要となる行政のあり方は、次のように定義されている。

〈目指す社会像〉

- ① 必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会
- ② 官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

〈目指す社会像を実現するために必要となる行政のあり方〉

- ① 利用者中心の行政サービス
- ② 行政サービス、行政データ連携の推進

利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービスの実現を目指すとともに、行政が保有する様々なデータのオープン化や、行政サービスと民間サービスの連携を目指すことが謳われている（図5）。

図5 行政サービス改革を進めるための12の指針

〈サービス設計12箇条〉	
第1条	利用者のニーズから出発する
第2条	事実を詳細に把握する
第3条	エンドツーエンドで考える
第4条	全ての関係者に気を配る
第5条	サービスはシンプルにする
第6条	デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
第7条	利用者の日常体験に溶け込む
第8条	自分で作りすぎない
第9条	オープンにサービスを作る
第10条	何度も繰り返す
第11条	一遍にやらず、一貫してやる
第12条	システムではなくサービスを作る

(出典) デジタル・ガバメント実行計画 (政府CIO)

デジタル・ガバメント実行計画が示す社会像を実現するためには、市民サービスの提供主体である地方自治体の取り組みが欠かせない。ここで、先進的な事例として、地域の課題を市民と行政が協働して解決するアプリを開発した千葉県千葉市の取り組み「ちばレポ」を紹介する。

ちばレポ（ちば市民協働レポート）は、地域課題を解決するための情報共有の仕組みとして、2014年9月に稼働し、5,000名以上の市民がレポーターとして、市内で起きている様々な課題を報告している。レポートされる課題としては、道路が傷んでいる、公園の遊具が破損している等、公共インフラの課題を中心に日々報告が挙げられている。市民からのレポートは、クラウド上で一元管理されており、公開されたWEB上の地図で可視化されるとともに、担当部署へ振り分けが行われる。

ちばレポの優れた点は、市民の目線で見出した地域の課題を行政が解決し、その経過を公開していることや、担当部署において、クラウド上で管理されるレポートを行政内の業務フローの改善や効率化に寄与していること等が挙げられる（図6）。

そのなかでも特に注目すべき点は、ちばレポで取得したデータをオープンデータとして、地域に還元し、地域の活性化を目指していることである。千葉市では、東京大学や他の自治体、民間事業者等の参画のもと、ちばレポをベースとし、さらに機械学習¹²やIoT等の機能を組み込んだオープンソースベース「次世代ちばレポ My City Report」を開発し、展開を目指している。保有するデータを行政機関内だけでなく、公共私相互間で活用することが意図されており、デジタル・ガバメント実行計画が示す、今後の行政のあり方を示唆する取り組みの一つと考えられる。

図6 ちばレポのイメージ



（出典）千葉市ホームページ

¹² 機械に学習する能力を持たせることによって、明示的にルールを与えなくても自ら判断できるようにすること。

3 ICTに関する国外の取り組み

続いて、ICTを活用した国外の取り組みを紹介する。本項で紹介するのは、ICT先進国として、発展を続けるエストニアである。

エストニア（図7）は、北欧に位置する人口約130万人の共和制国家である。世界中に多数のユーザを持つインターネット電話サービス「Skype」を開発した国としても知られており、欧州を代表するICT国家の一つである。

図7 エストニアの地図

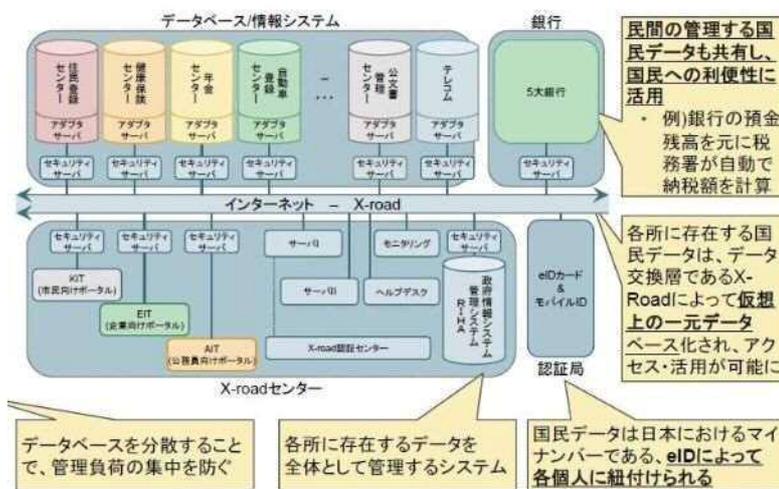


（出典）Google マップ

エストニアは、ソ連からの独立以降、飛躍的な発展をとげていたICTに資本を集中することを決定し、今日まで一貫した取り組みを進めている。ICTを活用した政策としては、15歳以上の国民を対象に、本人認証や電子署名の基本となるeIDカードの配布（2002年）、選挙への参加方法の選択肢を追加提供するためのインターネット投票の実施（2005年）等、多様な行政サービスを展開している。そのなかでも特に注目すべき点は、行政サービスの99%が電子化されていることである。

エストニア政府は、低予算で電子政府の構築を進めるために、データ交換の共通基盤として、X-Road（図8）の運用を2001年より開始した。X-Roadにより、データ共有を安全かつ素早く行うことができるとともに、新たなサービスを開発する場合、既存のICT共通基盤上にアプリケーションを構築すればよく、開発コストを抑えることができている。データ共有は、行政機関内だけでなく、医療機関や金融機関、研究機関等とも行われており、手続きのワンストップ化の一役を担っている。

図8 X-Roadの運用イメージ



（出典）平成28年度電子経済産業省構築事業（「デジタルガバメントに関する諸外国における先進事例の実態調査」）調査報告書（経済産業省）

また、2014年からは、非居住者がエストニアの電子行政サービスを受けられる仕組みとして、e-Residencyを開始した。e-Residencyに参加することにより、エストニア国内での起業や口座開設、納付手続き等をオンライン上で完結することができる。e-Residencyは、エストニア人だけでなく、外国人も対象としている。

これらの政策を経て、婚姻届、離婚届、不動産売却の3つの手続きを除く、全ての行政手続きを電子上で行うことができている。以下に出生を例に手続きの流れを示す。

- ① 出生後、病院がインターネットを通じて、国民登録手続きを行う。
- ② 子どもの国民ID番号（11桁）や親子関係等が登録される。
- ③ 子どもに対する行政サービスの情報が送信される。
- ④ 専用のポータルサイト上で出生届を提出する。
- ⑤ 児童手当や出産給付金が自動で振り込まれる。

上述した手続きの流れは、一例に過ぎないが、一度も行政機関の窓口に出向くこともなく、行政手続きがオンライン上で完結している。また、必要な情報がプッシュ型で送信される仕組みが確立しており、手続きの不備等の削減が期待できる。次章では、三鷹市に視点を切り替え、市民の利便性の向上のために、どのように行政サービスを展開してきたのかを検証する。

II 三鷹市における行政サービスの歴史

1 三鷹市における行政サービスの歴史の振り返り

本章では、ICTによる未来の行政サービスのあり方の検討をより深めるため、三鷹市がこれまでに展開してきた行政サービスの歴史を振り返る。過去の実績や経験から未来を予測するフォアキャスティングの手法ではあるが、未来に向けて、行政サービスのあり方を検討するうえでは、必要な視点であると考ええる。なお、今回は対象として、市民にとってより身近な窓口を担当する市民課の事務を取り上げ、市民目線でいかに利便性が向上してきたのか、また、いかに市民に寄り添い行政サービスを展開してきたのかを検証する。

2 市民課の事務を事例とした三鷹市における行政サービスの歴史

昭和40年11月、現在の市役所庁舎棟、議場棟、公会堂が開館し、新たな市民センター内の市民サービスを開始した。市民が手続きを行うためには、市役所へ出向く以外に方法はなく、交通手段も限られており、現在と比較するとかなり利便性が低かったと推察される。

そこで、昭和42年4月に市職員が市内9か所の会場に出向き、必要な手続きの書類を預かる「動く市役所1号車」の業務を開始した。市民は市役所に出向くことなく、近隣の会場で一部の手続きが可能となった。また、昭和48年3月には、「動く市役所2号車」の業務を

開始し、別の市内8か所の会場でも手続きが可能となった。

昭和50年7月、三鷹市印鑑登録条例が制定された。条例の制定に伴い、これまで市民が持参した実印と印鑑登録原票を見比べる「直接証明方式」から市が発行した印鑑登録証を持参する「間接証明方式」へ変更したことにより、市民は、実印を持参することなく、印鑑登録証明書の発行が可能となった。

昭和57年7月には、「三鷹駅前市民館（現在の三鷹駅前市政窓口）」の運営を開始した。先に述べた動く市役所と同様に、市役所に出向くことなく、近隣の市政窓口で一部の手続きが可能となった。市政窓口の運営は、他の区域でも進められ、昭和60年4月に「三鷹台市政窓口」、昭和61年4月に「三鷹東部市政窓口」及び「三鷹西部市政窓口」の運営をそれぞれ開始した。

平成8年2月には、「証明書等自動交付機」の業務を開始した。市役所や市政窓口では、業務時間が定められているため、時間外に手続きを行うことができなかったが、自動交付機は、午前8時30分から午後9時まで稼働しており、市役所や市政窓口が閉館している時間帯でも証明書の交付手続きが可能となった。

平成11年4月には、「住民を待たせない・歩かせない・漏らさない」をコンセプトとする「総合窓口」を開始した。総合窓口は、住民異動の提出に伴う諸手続きを対象としており、複写した転入届を関係各課で利用することで、届出用紙に何度も氏名や住所を記入する手間を省くことが可能となった。

平成14年8月、住民基本台帳ネットワークシステム1次稼働を開始した。また、翌年の平成15年8月には、住民基本台帳ネットワークシステム2次稼働を開始し、本人確認書類として利用できる「住民基本台帳カード」の交付により、他の市区町村の住民が三鷹市で住民票の交付手続きを行う「広域住民票」の交付や、住民基本台帳カードを利用した転入手続きが可能となる。

平成22年2月、全国に先駆けてコンビニエンス・ストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書の交付、いわゆる「コンビニ交付」を開始した。コンビニ交付は、午前6時30分から午後11時まで証明書の交付手続きが可能となった。また、平成24年2月には、市民税課税・非課税証明書、戸籍証明書、戸籍附票の交付を開始し、取得可能な証明書の種類を追加した。

平成28年1月には、「マイナンバーカード（個人番号カード）」の交付を開始した。前年の平成27年10月に導入した社会保障・税番号制度により、社会保障・税・災害対策の行政手続きで、マイナンバー（個人番号）の利用が開始されており、マイナンバーカードは、本人確認書類としての利用だけでなく、マイナンバーの確認書類としても利用可能である。また、平成29年2月には、「本籍地証明書交付サービス」を開始し、本籍地の市役所に対して、直接出向く又は郵送により請求することなく、コンビニエンス・ストアで戸籍証明書、戸籍附票の取得が可能となった。これまで述べた内容は、表1のとおりである。

表1 市民課の主な行政サービスの沿革

年月	概要	効果
1965年(昭和40年) 11月	現在の市役所庁舎棟、議場棟、公会堂が開館する。	開館に伴い、新たな市民センター内での市民サービスを開始する。
1967年(昭和42年) 4月	市内9ヶ所で動く市役所1号車の業務を開始する。	市役所に出向くことなく、近隣の会場にて一部の手続きが可能となる。
1973年(昭和48年) 3月	市内8か所で動く市役所2号車の業務を開始する。	市役所に出向くことなく、近隣の会場にて一部の手続きが可能となる。
1975年(昭和50年) 7月	三鷹市印鑑条例が制定し、市民が持参した実印と印鑑登録原票を見比べる「直接証明方式」から市民が実印ではなく、印鑑登録証を持参する「間接証明方式」へ変更する。	市民は、実印を持参することなく、印鑑登録証明書の発行が可能となる。
1982年(昭和57年) 7月	三鷹駅前市民館の運営を開始する。	市役所に出向くことなく、近隣の市政窓口にて一部の手続きが可能となる。
1985年(昭和60年) 4月	三鷹台市政窓口の運営を開始する。	市役所に出向くことなく、近隣の市政窓口にて一部の手続きが可能となる。
1986年(昭和61年) 4月	三鷹東部市政窓口及び三鷹西部市政窓口の運営を開始する。	市役所に出向くことなく、近隣の市政窓口にて一部の手続きが可能となる。
1996年(平成8年) 2月	市民カードの発行を開始し、自動交付機における住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を開始する。2005年(平成17年)12月には、戸籍証明書、戸籍附票の交付を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び市政窓口に出向くことなく、近隣の自動交付機にて証明書の交付手続きが可能となる。 ・市役所や市政窓口が閉館している時間帯でも証明書の交付手続きが可能となる。
1999年(平成11年) 4月	「住民を待たせない・歩かせない・漏らさない」をコンセプトとする「総合窓口」を開始した。	届出用紙に何度も氏名や住所を記入する手間を省くことが可能となる。

2002年(平成14年) 8月	住民基本台帳ネットワークシステム1次稼働を開始する。翌年2003年(平成15年)8月には住民基本台帳ネットワークシステム2次稼働を開始し、住民基本台帳カードの交付、広域住民票の交付及び住民基本台帳カードによる転出入の手続きの簡略化を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類として、住民基本台帳カードの利用が可能となる。 ・他の市区町村の住民が三鷹市で住民票の交付手続きを行う「広域住民票」の交付手続きが可能となる。 ・住民基本台帳カードを利用した転出入の手続きが可能となる。
2009年(平成22年) 2月	コンビニエンス・ストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を開始する。2011年(平成24年)2月には、市民税課税・非課税証明書、戸籍証明書、戸籍附票の交付を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び市政窓口に出向くことなく、近隣のコンビニエンス・ストアにて証明書の交付手続きが可能となる。 ・市役所や市政窓口が閉館している時間帯でも証明書の交付手続きが可能となる。 ・窓口での交付手数料よりも安く証明書の取得が可能となる。
2016年(平成28年) 1月	マイナンバーカードの交付を開始する。翌年の2017年(平成29年)2月には、マイナンバーカードによる、本籍地証明書交付サービスを開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類として、マイナンバーカードの利用が可能となる ・マイナンバーの確認書類として、マイナンバーカードの利用が可能となる。 ・本籍地の市役所に対して、直接出向く又は郵送により請求することなく、コンビニエンス・ストアで戸籍証明書、戸籍附票の取得が可能となる。

序章にて示したとおり、三鷹市の人口は、一貫して増加を続けている。増加傾向にある市民に対する行政サービスの充実を図るため、まず初めに、動く市役所や市政窓口の運営を開始し、近隣の会場や市政窓口にて一部の手続きが可能となった。これは、空間的な効率を目指した行政サービスの取り組みの一つである。続いて、自動交付機やコンビニエンス・ストアでの証明書交付等を開始した。自動交付機やコンビニエンス・ストアでは、市役所や市政窓口の業務取扱時間とは異なり、早朝や夜間の時間帯に証明書交付の手続きを行うことが

可能となった。これは、先に示した空間的な効率を目指した行政サービスの取り組みであるとともに、時間に制約されることなく手続きを行えるようにするための時間的な効率を目指した行政サービスの取り組みである。また、総合窓口や住民基本台帳ネットワークシステムの稼働、社会保障・税番号制度の開始等に伴い、部署間や地方自治体間での情報連携を行うことが可能となった。添付書類の削減や正確性の確保等、手続きを進めるうえで必要となる事務の効率を目指した行政サービスの取り組みである。

これまで、一貫して人口が増加するなかで、主に空間的及び時間的な効率を目指した行政サービスを展開してきたが、今後は、行政サービスの実施主体としてもより一層の事務の効率を目指す必要がある。背景としては、若年層の減少により、民間企業と同様に人材の確保が厳しくなり、地方自治体においても職員数がより一層減少することが挙げられる。今後の行政サービスのあり方としては、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が求められてくる。次章では、利用者中心の行政サービスだけでなく、事務の自動化や省力化の視点も含め、2040年に実現すべき行政サービスのあり方を提示する。

Ⅲ 2040年に実現すべき行政サービスのあり方

1 手続きが不要となる行政サービスを目指す

本報告書では、第I章でも解説したとおり、2040年を「AI/IoT時代」と称し、この時代においては、次のような社会が実現されていると考えている。

①誰もが当たり前のようにICTを利用する社会

②ヒトやモノ（IoT）が取得したデータを人工知能（AI）が分析し、高度なサービスとして現実社会で実行する社会

誰もが日常的にICTを利用するとともに、人工知能（AI）が様々な形で社会に取り入れられている2040年において、三鷹市が実現すべき行政サービスのあり方は、以下のとおりである。

「データ利活用」をキーワードに、「手続きが不要となる行政サービス」を提供する。

2 なぜ今「データ利活用」が必要か

「データは新たな石油」、「データは石油より貴重な資源」等、データの重要性を言及する報道がなされている。主な論調としては、データ分析がビジネスのうえで、競争優位の源泉となり、新たな価値を創出するうえでは、欠かせないものとされている。実際に2019年現在、データ収集に躍起となって取り組み、事業展開を拡大する民間企業が数多く存在する。特に個人のデータ収集と活用で成功している企業として、「G A F A（ガーファ）」に注目が集まっている。G A F A（図9）とは、Google、Apple、Facebook、Amazonの4つの主要IT企業の頭文字を取って総称した呼称であり、それぞれの分野で市場を席巻している。例えば、Amazonでは、利用者の購入履歴や他の利用者の購入履歴等を相関し、「お客様におすすめの新品のお知らせ」や「この商品を買った人はこんな商品も買っています」等、データを活用した精度の高いプッシュ型のサービスを展開している。

図9 G A F A各社のロゴ



（出典）各社HPより引用

また、日本企業においても、オンラインショッピング「ZOZOTOWN」を運営するZOZOでは、「ZOZOSUIT（ゾゾスーツ）」として、利用者の体型を正確に計測するためのサービスを展開している。利用者にとって最適なサイズを提供することだけでなく、顧客のデータを収集するツールとしても注目を集めたサービスの一つであった（図10）。

図10 ZOZOSUITのイメージ



（出典）ZOZO HPより引用

行政機関においてもデータの利活用は注目されている。平成30年6月に総務省が発表した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」において、地方自治体が保有するデータのこれからの活用方法について、図11のとおり紹介している。

図11 地方自治体のデータの活用方法

区分	これまで	これから
活用データ	・画一的な統計データ	・リアルタイムデータ ・より詳細なデータ ・短期・中長期の正確な未来予測 ・個人情報や個人に紐づく情報
行政サービス	・何か起きてからの対応 （申請主義/事後対応）	・予測・予防型のサービス ・個人にカスタマイズしたサービス、プッシュ型のサービス ・リアルタイムデータを活用した都市マネジメント
	・勘と経験による政策立案・評価	・データに基づく政策立案・評価（EBPM）
	・自前での情報システム構築やサービス開発	・民間サービスとの連携・活用（API等による民間への情報・サービスの提供）

（出典）地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック（総務省）

これまでは、住民や企業等からの申請等に基づき、行政サービスを展開する申請主義がとられていたが、これからはデータに基づく予測型の行政サービスの必要性が謳われている。

3 三鷹版スマートシティ「Mitaka Operating System(MOS)」

ここまでデータの重要性を述べてきたが、「データ利活用」をキーワードに、「手続きが不要となる行政サービス」を目指すためには、収集したデータを管理し、活用するための基盤が必要になる。本チームが公益的な連携サービスや価値を生み出すための基盤として想定したものが「都市 OS」の機能を有した「スマートシティ」である。

OS(Operating System)とは、コンピューターを動かすためのソフトウェアの総称である。パソコンでは、Microsoft 社の「Windows」や Apple 社の「Mac OS」等、スマートフォンでは、Google 社の「Android OS」や Apple 社の「iOS」等があり、基本的にインストールされた状態で販売されている。OS は、アプリケーションの起動や終了等、様々な機能を提供するための基盤として動作しており、都市づくりの機能の一部として表現したものが「都市 OS」である。

都市 OS とは、地域における行政、市民、事業者が保有するデータの相互活用により、公益的な連携サービスや価値を生み出すためのプラットフォームである。例えば、三鷹市が所有するオープンデータや、事業者が所有する交通情報、気象情報等を OS 上で管理し、横断的な展開を目指す仕組みである。

そして、スマートシティとは、2000 年代後半に持続可能性（サステイナブル）のある社会の構築を目的に日本だけでなく、世界でも注目を集めたコンセプトである。2018 年 8 月に国土交通省が発表した「スマートシティの実現に向けて」によると、スマートシティの定義は、図 12 のとおりである。

図 12 スマートシティの定義



(出典) スマートシティの実現に向けて (国土交通省)

IV 現在と 2040 年の行政サービスの比較

1 具体的なケース事例の紹介

本章では、「AI/IoT 時代」である 2040 年において、三鷹市がどのように手続きが不要となる行政サービスを展開しているのか、特に第三章で示した三鷹版スマートシティ「MOS」がどのように機能するのかを具体的な手続きを事例に効果を見ていく。

なお、今回取り上げる手続きは、研究員が所属する部署で実際に取り扱うものであり、それぞれ以下のとおりである。また、次節の構成としては、まず初めに現在の業務内容や取扱件数等を紹介し、その後、「AI/IoT 時代」である 2040 年の構想を紹介する。

- ① 税の申告（確定申告・住民税申告）
- ② 出生届・死亡届
- ③ 職員採用試験
- ④ 公金収納
- ⑤ 生活保護

2 税の申告（確定申告・住民税申告）

〈現在〉

市民が確定申告及び住民税申告をする場合には、源泉徴収票や給与明細書等の収入を証する書類、各種控除書類等を自身で用意し、窓口に来庁等して申告を行っている。三鷹市としても住民税の課税業務においては、確定申告及び住民税申告の窓口業務や、課税資料の収集・精査作業等を行っている。

なお、平成 29 年度の取扱件数は、以下のとおりであり、日々多くの件数を扱っている。

確定申告（所得税確定申告書の課税資料）：47,555 件

住民税申告（市民税・都民税申告書の課税資料）：11,467 件

〈2040 年〉

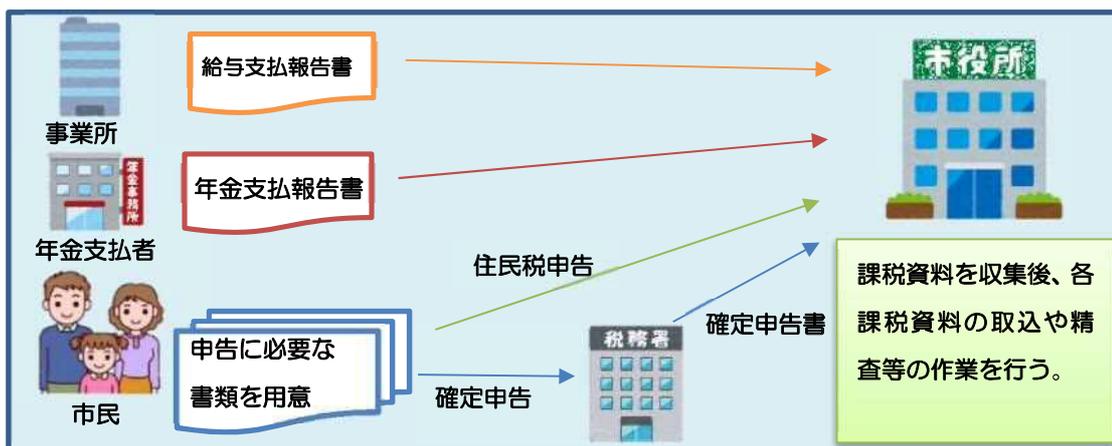
個人のデータは全て、国税庁に自動で蓄積されている。自動で蓄積されるデータの流れの想定としては、例えば、医療費控除に必要な医療費明細が医療機関から国税庁へ自動でデータが送信されること、また、住宅控除に必要な登記・ローン残高証明情報が法務局や金融機関等から国税庁へ自動でデータが送信されること等が挙げられる。国税庁に自動で蓄積された個人のデータをもとに、税の申告書が作成されるようになる。市民は、申告時期に「記入済確定申告書」として国税庁から送付されたデータの内容を確認し、電子で承認することで手続きが完了する。

三鷹市では、国税庁から「MOS」で利用する住民税情報アプリケーションへ確定した申告

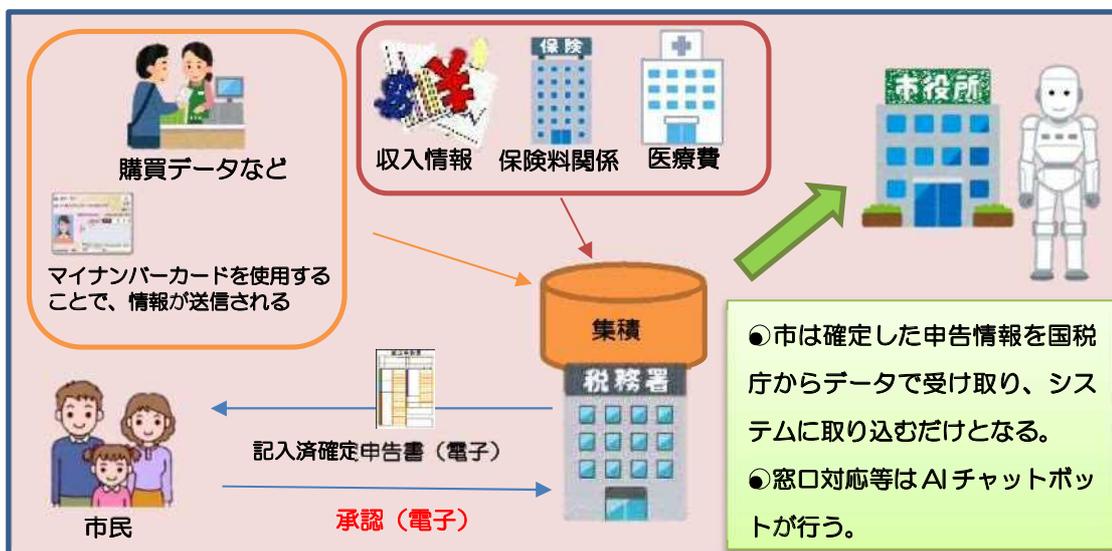
情報が送信されたことを確認する。また、自動処理された市民からの問い合わせ対応は、AIチャットボットが行っており、職員は、回答に必要なデータの整備を行っている。また、本人確認や本人の特定を行う際には、マイナンバーカードに搭載する電子証明書を活用する（図14）。

図14 住民税情報アプリケーションのイメージ

〈現在〉



〈2040年〉



3 出生届・死亡届

〈現在〉

出生届を提出するためには、病院等から受領した出生証明書を持参のうえ、窓口へ来庁する必要があります。出生届に基づき、本籍地が所管する戸籍に記録されるとともに、住民登録地が所管する住民基本台帳に記録されることで行政サービスの対象となる。出生に関連した

手続きを行う際には、出生届を提出するだけでなく、児童手当や乳幼児医療費助成、国民健康保険等の必要となる関係部署に出向き、それぞれの窓口で手続きを行っている。

また、死亡届を提出するためには、病院等から受領した死亡診断書又は死体検案書を持参のうえ、窓口へ来庁する必要がある。火葬許可証の発行後、死亡届に基づき、戸籍の記録や住民基本台帳の記録が行われる。また、死亡に関連した手続きを行う際には、死亡届を提出するだけでなく、国民健康保険や介護保険等の関係部署、年金事務所や金融機関、不動産登記等の各関係機関に出向き、それぞれの窓口で手続きを行っている。

なお、平成 29 年度の窓口受付件数は、以下のとおりであり、日々多くの件数を扱っている。

出生届：1,386 件

死亡届：1,504 件

<2040 年>

病院等が作成したデータが厚生労働省を經由し、「MOS」で利用する戸籍情報アプリケーションに送信される。また、出生届の場合は、届出人は、子の名前を送信する。三鷹市は、送信されたそれぞれのデータを確認のうえ、「MOS」で利用する戸籍情報アプリケーションが自動更新され、戸籍と住民基本台帳の記録が完了する。

出生届や死亡届の情報は、直ちに他のシステムへ連携されることにより、児童手当や乳幼児医療費助成、国民健康保険や介護保険等の必要となる関係部署だけでなく、年金事務所や金融機関、不動産登記等の各関係機関にデータが送られ、各種手続きの登録が開始される。届出人は、送信された各種手続きの登録内容を確認し、承認データを送信することで、全ての手続きが完了する。

図 15 マタニティマーク



(出典) 厚生労働省 HP より引用

出生届や死亡届を提出後、各種手続きや相談事業の案内等、市民が必要となるデータもプッシュ型で送信される。また、出生届については、出生前にも正確な出生日を予測し、必要な手続きを事前に進めることが可能である。例えば、出生前にも児童手当や乳幼児医療費助成、保育園の入園手続き等が可能である（図 15）。

4 職員採用

<現在>

職員採用試験の受験のためには、受験申込書に必要事項を記載し、写真を貼付したうえで、三鷹市へ郵送している。送付された受験申込書をもとに、三鷹市では、受験票を発行し、受験者へ郵送している。また、説明会やインターンシップへの参加により、三鷹市の業務内容

を把握することができる。

なお、直近5年間の採用試験の実施状況については、表2のとおりである。

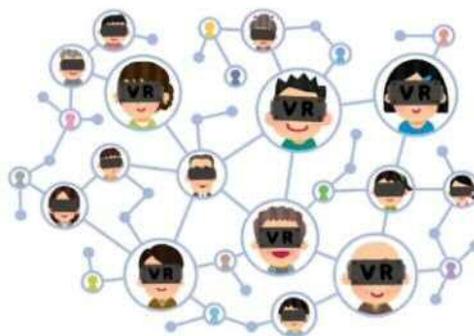
表2 採用試験の実施状況

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	応募者数	合格者数								
一般事務	709	22	549	25	394	23	463	20	462	28
一般事務(身体障がい者対象)	2	1	-	-	20	3	5	2	-	-
一般事務(経験者)	-	-	275	12	331	21	-	-	-	-
土木技術	-	-	74	3	25	1	28	1	44	1
建築技術	-	-	11	0	20	1	21	0	25	1
電気技術	-	-	-	-	26	1	16	1	16	0
土木技術(経験者)	-	-	7	1	11	2	7	0	10	3
建築技術(経験者)	-	-	9	3	3	3	5	1	4	2
電気技術(経験者)	-	-	-	-	4	0	8	1	9	2
機械技術(経験者)	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-
保育士	-	-	22	4	144	8	68	6	188	6
保健師	-	-	15	3	26	5	28	4	-	-
栄養士	75	4	-	-	-	-	65	6	-	-

<2040年>

「MOS」で利用する職員情報アプリケーションで職員採用試験を実施する。受験者は、専用のVR¹⁴ゴーグルを装着し、VR空間での試験環境にログインのうえ、職員採用試験を受験する。その際、本人を特定するため、眼球の前面にある虹彩を利用した認証により、個人の識別が行われる。また、VR空間では、職員採用試験だけでなく、インターンシップを経験することも可能である。本番さながらに実際に働くイメージを持つことで、入庁後に生じるギャップ等を防ぐことができる(図16)。

図16 VR空間のイメージ



三鷹市が職員選考を行う際には、受験者個人が発信してきた情報やこれまでの職歴等のデータを自動で入手し、人工知能(AI)が市職員としての適性を確認することができる。人工知能(AI)が分析した内容をもとに、ヒトの判断によって、職員選考が完了する。また、採用後も残業時間の傾向やトラブル対応の経験値等のデータを活用し、適正な部署への配置が可能になるとともに、離職率を限りなく減少することができる。

5 公金収納

<現在>

納税手続きの多くは、地方自治体が送付した納付書に基づき、金融機関等の窓口を通じて行われている。納税者は、地方自治体毎に異なる納付書や取扱金融機関での手続きが必要と

¹⁴ Virtual Reality の略。創造された仮想現実を現実であるかのように人間の五感を刺激し、体感させる技術や概念の総称。

なるため、手続きに要する負担が大きい。

また、地方自治体は、領収済通知書（済通）を管理する必要があるが、判読不明な手書き納付書や、指定様式以外の領収済通知書（済通）が届く場合もあり、事務負担が大きくなっている。

なお、三鷹市では、約 500～5000 枚/日の済通を仕分けし、OCR 機読込および手入力により収入処理している。

図 17 キャッシュレスのイメージ

〈2040 年〉

キャッシュレスの時代であり、電子マネー¹⁵や仮想通貨¹⁶により、どこでも納付が可能である（図17）。具体的には、「MOS」で利用する納税情報アプリケーションを通じて、納税者へ必要な納税データが送信される。納税者は、送信された納税データを確認し、承認データを送信することで、支払いが完了する。金融機関等窓口に行く必要がなく、一度の手続きで複数の地方自治体への納税も可能である。

三鷹市においては、正確な納付データによる効率的な収納事務が可能になるとともに、納付書の郵送や領収済通知書の整理作業など、収納事務の負担が軽減される。未納者に対しては、自動で電子督促状が送信され、収納率を向上することが可能になる。

一方で、災害や病気、失業等により、納期内の納税が困難な方を対象とした納税相談や滞納者への対応等は、人と人の対話や寄り添う姿勢が必要になると考えられる。データをはじめとしたICTを活用しながら、人と人の対話や寄り添う姿勢から生まれる信頼関係を築き、収納率の向上を目指す。



（出典）金融庁 HP より引用

6 生活保護

〈現在〉

三鷹市には、生活保護受給者数が 3,206 人、生活保護受給世帯数が 2,584 世帯（平成 31 年 3 月 8 日時点）おり、類型としては、以下のとおりである。

◎ 高齢者世帯（世帯員が 65 歳以上のみの世帯、または、65 歳以上と 18 歳未満の世帯員で

¹⁵ プリペイド式の電子決済手段。Suica、PASMO、nanaco 等。

¹⁶ インターネット上で管理、運営、取引される実体のない通貨。Bitcoin、Ethereum、Ripple 等。

構成される世帯

- ◎ 傷病者世帯、障がい者世帯（世帯主に傷病または障がいがあり就労等により十分な収入を得ることが困難な世帯）
- ◎ 母子世帯（配偶者のいない65歳未満の母親と、18歳未満の子どもで構成される世帯）
- ◎ その他世帯（上記◎～◎以外の世帯。例えば大きな就労阻害要因はないが、直ちに就労等により十分な収入を得ることが困難な世帯。）

受給世帯のなかでは◎の高齢者世帯が最も多く、全国的にも三鷹市でも5割近くを占めている。

生活保護を担当する職員は、ケースワーカーとして、家庭訪問調査で生活状況を把握し、各受給世帯の需要に応じた援助を行う。とりわけ受給世帯には高齢者や傷病者等、医療や介護サービスを必要とする場合が多いことから、援助にあたっては医療機関や介護事業者との適切に連携をとることが肝要である。

<2040年>

「MOS」で利用する健康管理アプリケーションでは、受給者に配布したウェアラブルデバイス¹⁷から送信される情報により、日々の健康管理を確認することが可能となる。また、自動的に投薬や必要な処方箋が提示されるため、ウェアラブルデバイスの利用者は、健康管理の維持や向上を図ることができる（図18）。

図18 ウェアラブルデバイスのイメージ



（出典）Apple HP より引用

三鷹市においては、健康管理の維持や向上により、受給者数の減少が期待できるが、ケースワーカーとしての業務は、引き続き存在する。第5節でも述べたとおり、データをはじめとしたICTを活用するだけでなく、人と人の対話や寄り添う姿勢から生まれる信頼関係があってこそ、受給者が真に必要な支援を提供できると考えられる。対象者への支援としては、アルコールへの依存傾向や不規則な生活等の情報を事前に察知し、ケアするとともに、医療機関等の各機関と連携のうえ、必要な医薬品等をプッシュ型で提供する。

また、「MOS」で利用する雇用情報アプリケーションでは、過去の職歴とハローワークの募集状況をマッチングしたデータ分析等が可能となるため、離職期間の長い市民等へ必要な支援を届けることが可能となる。

¹⁷ 身体に装着して利用することが想定された端末。Google Glass（スマートグラス）や、Apple Watch（スマートウォッチ）等。

おわりに

これまで、「データ利活用」をキーワードに、「手続きが不要となる行政サービス」を提供するため、三鷹版スマートシティ「Mitaka Operating System (MOS)」を中心に提言を進めてきた。近年、シビックテック¹⁸によるデータ利活用の取り組みが注目を集めており、例えば、Code for Kanazawa の「5374 (ごみ無し)」や Open Knowledge Foundation Japan の「WHERE DOES MY MONEY GO」等、WEB サイト上で誰でも利用可能なオープンソースが提供されている。

「自治体戦略 2040 構想研究会」では、地方自治体の今後のあり方として、これまでのような単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私が協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」へと転換していくことが必要であるとしている。本論においても、公・共・私協力し合い、社会全体で公益的な連携サービスや価値を生み出すためには、データ利活用が欠かせないことを言及してきた。では、なぜデータ利活用の取り組みは進まないのだろうか。そこには、地方自治体を取り扱う個人情報の保護とデータ利活用が相容れないように見受けられてしまう点が挙げられる。

はじめに述べたとおり、地方自治体には個人情報を厳格に保護する責務がある。三鷹市においても、個人情報保護法や三鷹市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の保護のため、自らも含めた規制を行っている。個人情報をデータとして取り扱うことの漠然とした不安や、個人情報に対する国民意識も高いなかでデータ利活用を進めるために必要なものは何だろうか。その答えは、個人情報を加工し、特定の個人として識別、復元できない情報、いわゆる非識別加工情報として、匿名性の高いデータに変換することである。

数少ない地方自治体での非識別加工情報を用いたデータ利活用の事例として、兵庫県姫路市の取り組みが挙げられる。姫路市では、平成 29 年度に部局横断的に結合した住民情報を子育て関係の政策立案として活用した実証事業を実施している。子どもや事業所の情報は、抽象化したデータ（例えば、生年月日の日付を削除、住所の番地以下を削除等）に変換のうえ、活用するとともに、職員は、統計データの参照を可能とするにとどめる等、措置を講じたことにより、データの利活用を可能とした。地方自治体におけるデータ利活用の有益な事例の一つである。

また、データ利活用に関する取り組みの事例として、個人情報を含むパーソナルデータ¹⁹の円滑な流通を実現するために整備が進められている「情報銀行」が挙げられる。情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS²⁰等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づ

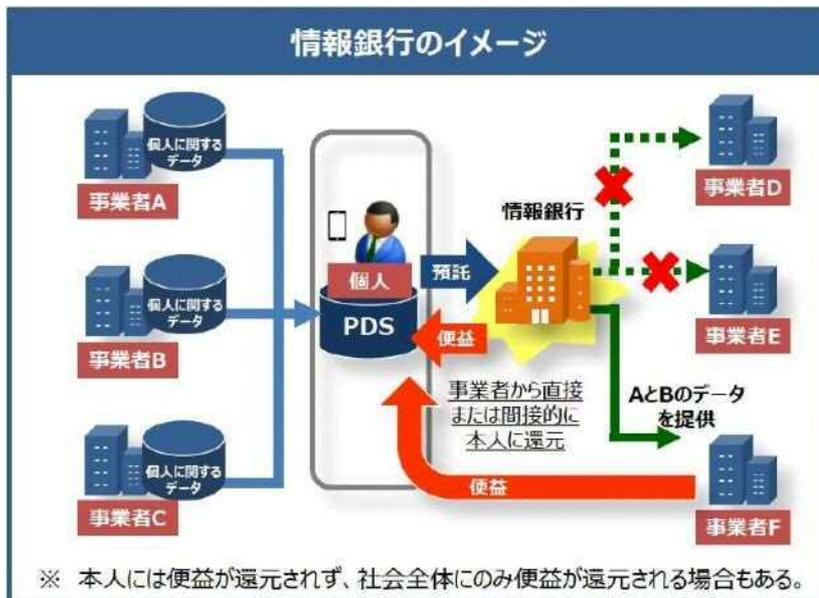
¹⁸ Civic (市民) と Tech (テクノロジー) をかけ合わせた造語。市民自身がテクノロジーを活用し、社会課題を解決する取り組み。

¹⁹ 個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報等、より広範囲なデータ。

²⁰ Personal Data Service/Store の略。個人がパーソナルデータをセキュアに保存するとともに、構造化して管理する仕組み。

き個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者(他の事業者)に提供する事業である(図19)。

図19 情報銀行のイメージ



(出典)「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」(総務省)

個人情報の取り扱いについて、社会的な合意形成が必要ではあるが、社会全体でデータを活用するための取り組みの一つと言えるのではないだろうか。

一方で、第I章で述べたとおり、エストニアでは、一人ひとりにユニークな識別子である国民ID番号が登録されている。行政機関内だけでなく、医療機関や金融機関、研究機関等においても国民ID番号をキーとしたプッシュ型の行政サービスが展開されている。エストニアの事例と同様に、社会全体でデータを活用し、一人ひとりのニーズに即したプッシュ型の行政サービスを推進するためには、個人を識別する視点も必要になると考えられる。日本において、国民ID番号に代わり、個人を識別するキーとなるものが「マイナンバー」ではないだろうか。

マイナンバーは、住民票を有する者全員に、一人ひとり重複のないよう付番される、唯一無二の12桁の番号である。現状、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の行政手続きに限られており、その他の分野で利用することはできない。制度が目指す「便利な暮らし、より良い社会」を実現するためにも、利用可能となる手続きの範囲を拡大し、マイナンバーをキーとした、データ利活用の視点が必要になるのではないだろうか。

はじめに述べたとおり、2045年に人工知能(AI)がヒトの知性を超えるとされる「シンギュラリティ(技術的特異点)」が訪れるかもしれない。ヒトが生み出した技術が予測不可能なほどに進化し、これまでの社会とは不連続な社会となったとき、われわれにどのような

影響を与えるのかを予測することは難しい。繰り返しになるが、本チームでは、未来の行政サービスのあり方について検討を進めるにあたって、100年後の社会を思い描き、それはあたかもドラえもんの世界であると想像した。それは技術によって様々な課題が解決され、時間や空間などにとらわれない利便性や効率性のある社会が待ち受けていることが想起される。一方で、飛躍的に技術が発展した社会には人らしさのない、冷たさを感じる。ICTをはじめとした技術に頼るばかりでなく、時として、情緒的な感情や人らしさがなければ、地域住民の生活を支えることができないのではないだろうか。納期内での納税が困難な方、生活に困窮し、生活のための支援が必要な方等に行政サービスを提供するためには、人と人の対話や寄り添う姿勢が必要だろう。人らしさや寄り添う姿勢の大切さを思い、温かみのある社会を願うと、ある一家の団欒とした風景が脳裏をよぎる。サザエさんである。

サザエさんは、登場人物であるフグ田サザエをはじめとした磯野家の家族関係や地域住民との関係等の日常を描いた作品である。黒電話や家具調テレビ、ちゃぶ台等、昔ながらの日常風景に懐かしさや心地よさを覚えるとともに、三世代が一つ屋根の下で暮らし、仲良く食卓を囲む様子等からは、人と人との対話の大切さに気付かされる。

これらの考察を踏まえ、「プレシングュラリティ」とも言える2040年においては、データをはじめとしたICTの活用による便利で機能的な快活さと、人と人との対話や寄り添う姿勢から生まれる温かさをもった「ドラえもとサザエさんが融合した社会」を目指すべきではないだろうか。つまり、技術（ドラえもん）と人間関係（サザエさん）のどちらもが尊重され、便利で温かな社会である。

先にも述べたとおり、2040年を確実に予測することはできない。著しく発展する技術革新を危ぶむ声も上がるが、技術革新が進歩を止めることはない。我々がすべきことは、希望のある未来を想起し、迎えるための準備を進めることではないだろうか。技術の進歩の先に、「人間のあすへのまち」があることを願う。

最後に、本論文の作成にあたり、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の坂下 哲也氏、株式会社 富士通総合研究所 経済研究所 榎並 利博氏からは多大な助言を賜りました。厚く感謝を申し上げます。

参考文献・引用文献等

- ・『自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告』総務省 自治体戦略2040構想研究会（2018年）
- ・『未来をつかむ TECH 戦略』総務省 情報通信審議会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会（2018）
- ・『平成30年版情報通信白書』総務省（2018年）
- ・『IoT、AI、ビッグデータに関する経済産業省の取組について』経済産業省（2016年）
- ・『地方創生とICTに関する基礎データ集』総務省（2014年）

- ・『デジタル・ガバメント実行計画』政府CIO（2018年）
- ・『地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック』総務省（2018年）
- ・『スマートシティの実現に向けて』国土交通省（2018年）
- ・『情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0』総務省（2018年）
- ・『未来投資戦略2018』内閣官房 日本経済再生総合事務局（2018年）
- ・『東京都ICT戦略』東京都（2017年）
- ・『未来型国家エストニアの挑戦 電子政府がひらく世界』前田 陽二、インプレス R&D（2016年）
- ・『IoT時代のビッグデータビジネス革命』岡村 久和、インプレス（2018年）
- ・『未来の行政サービスを考える～オープンデータ、マイナンバー、デジタル・ファーストを中心にして～』（一財）日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 坂下 哲也（2018年）
- ・『未来の行政のあり方とは～変わる技術との付き合い方、サービスの identifier としてのマイナンバー～』（株）富士通総合研究所 経済研究所 榎並 利博（2018年）

第3部 いきいきと人が暮らし共に支え合う 望ましいコミュニティのあり方

はじめに

近年急速な少子高齢化が進行し、単身高齢者や核家族が増加する状況下において、地域住民の「孤立」が問題視され、地域で暮らす人々とのつながりが希薄化しており、コミュニティの空洞化が進行している。今後においても社会や人口構造の変化等にともない、コミュニティの希薄化が進行していくことは、三鷹市においても決して無視できない問題である。

本論では、今後進行していくであろうコミュニティの希薄化を食い止めるために必要なコミュニティのあり方について論じる。

Iでは、コミュニティの定義や希薄化の要因について論じる。IIでは、三鷹市民のコミュニティに対する意識を確認し、三鷹市が推進しているコミュニティ施策の取組について論じた。IIIでは、望ましいコミュニティのあり方について論じ、それを形成するための可能性を秘めた三鷹市内の取組と海外の事例を紹介した。IVでは、望ましいコミュニティ実現に向けた方向性を論じた。

I コミュニティの定義と希薄化

1 コミュニティの定義

「コミュニティ」という言葉が日本で知られるきっかけとなったのは、当時の経済企画庁に設置された国民生活審議会の昭和44年に調査部会コミュニティ問題小委員会が発表した報告書『コミュニティ・生活の場における人間性の回復』であるとされる。この報告書において、コミュニティとは「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった開放的でも構成員相互に信頼感のある集団」であることに加え「住民の自主性と責任制にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」とであると定義された。

2 コミュニティの希薄化

従来、日本には伝統的なコミュニティ、いわゆる「ムラ社会」や「五人組制度」といった家族だけでなく近隣に住む人々との密接な関わりを持ったコミュニティが存在し、人々のつながりが強かった。一方で、個性が尊重されず、閉鎖的な傾向が強かったといわれる。これが高度経済成長等により、現代社会が形成され個性が尊重されるようだが、人々のつながりが薄れていった。人々とのつながりが薄れていった要因は、同報告書によると(1)交通通信機関の発達等による生活圏の拡大、(2)人口の都市集中、(3)生活様式およ

び生活意識の都市化、(4)機能集団の増大、(5)行政機能の拡大、(6)家族制度の変革、(7)農村における生産構造の変化、という7点を挙げている。また、近年ではライフスタイルの変化や高層マンションの建設、単身世帯の増加がみられ、情報通信技術（ICT）の急速な発展にともなうインターネット上のつながりが加速したことによりコミュニティの希薄化を加速させていった。

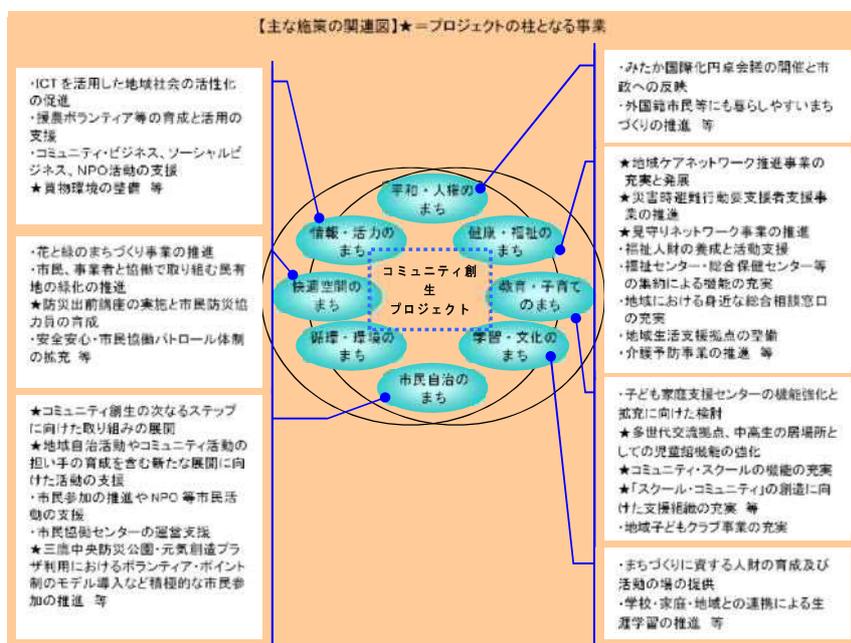
II 三鷹市のコミュニティ施策の取組

第4次三鷹市基本計画（第1次改定）では、最重点プロジェクトの1つに「コミュニティ創生」を掲げ、コミュニティ施策を展開している。

従来、家族、地域、会社が主に担ってきた支え合いや助け合いなどの意識が低下しつつある。少子高齢化が進行する地域社会において、住民同士の支え合いによる「新しい共助」の仕組みが求められてきた。三鷹市では「コミュニティ創生」を市の最重点プロジェクトの1つと掲げ多様な事業を推進することで、地域とのつながりを強化するための方法を検討してきたのである。

本章では、コミュニティの担い手である市民の意識や意向を確認し、三鷹市が推進してきたコミュニティ施策やその方向性を論じる。

【出典：第4次三鷹市基本計画（第1次改定）】



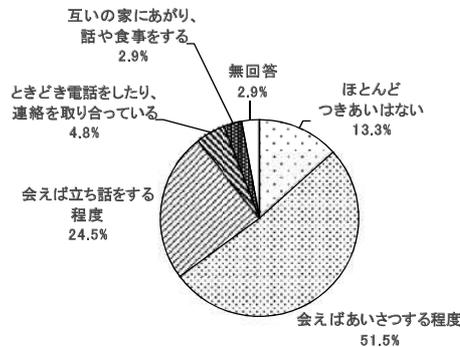
1 市民のコミュニティに対する意識

今後、求められるコミュニティを検討する上で、現在の市民の意識や意向を検証する必要がある。ここでは、市民の人付き合いや、地域活動に対する意識や意向を確認する。

「第4次三鷹市基本計画の第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査」において、近所づきあいや地域活動に対する意識調査を行った。

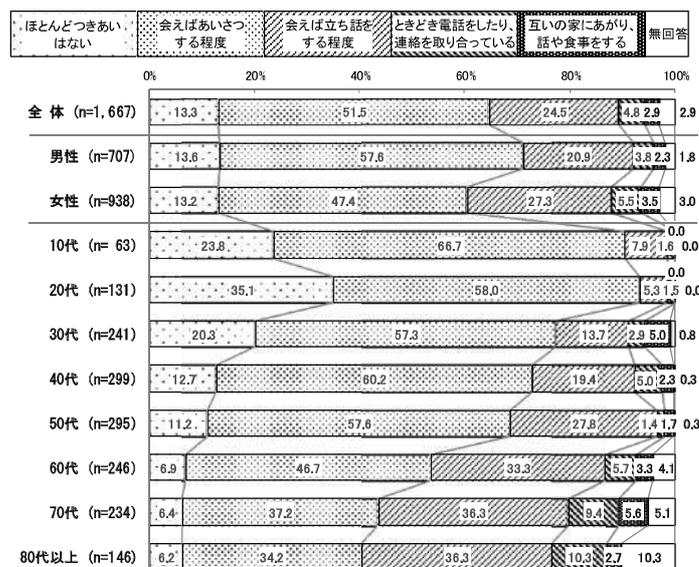
(1) 近所づきあいの程度

「会えばあいさつする程度」が51.5%で半数強を占める。「会えば立ち話をする程度」は24.5%で、両方を合わせると7割を超えることがわかる。



(2) 性・年齢別

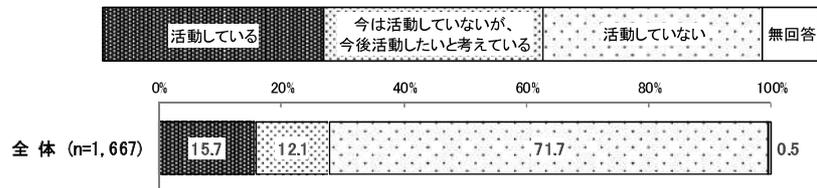
性別で見ると、「ほとんどつきあいはない」は男女ともほぼ同じであるが、「会えばあいさつする程度」は男性が57.6%であるのに対し、女性は47.4%、一方、「会えば立ち話をする程度」は男性の20.9%に対し、女性は27.3%である。年齢別で見ると、近所との会話以上のつきあい（「会えば立ち話をする程度」+「ときどき電話をしたり、連絡を取り合っている」+「互いの家にあがり、話や食事をする」）がある割合は、30代以上で年代が上がるにつれ高くなる傾向にある。「ほとんどつきあいはない」は20代が35.1%で他の年代の中で最も高いことがわかる。このことから、今後、地域社会の担い手になっていく若い世代がつながりを持ち、コミュニティを形成するきっかけを作っていくことが求められると考える。



(3) 地域活動の参加状況

「活動していない」が71.7%で最も高い。「活動している」は15.7%、「今は活動していない」

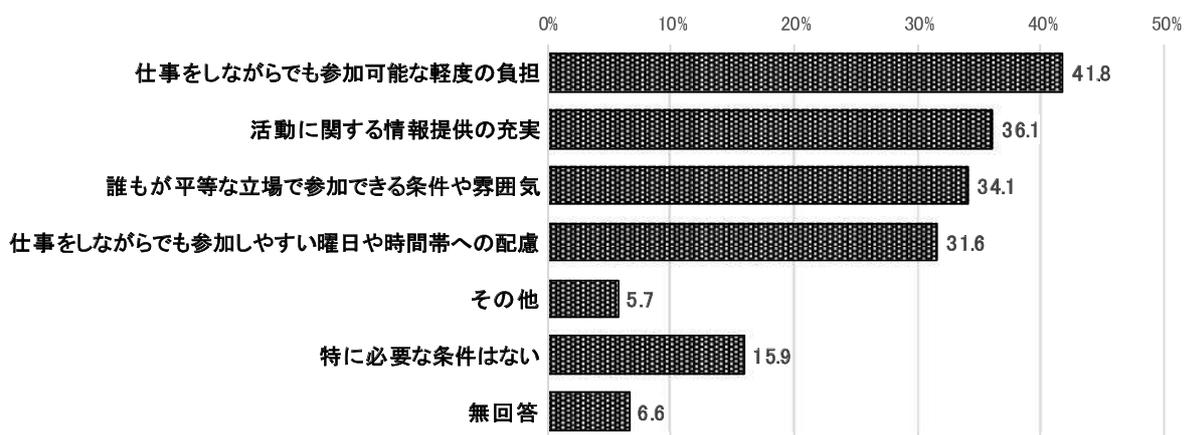
が、今後活動したいと考えている」は12.1%である。過去の調査結果と比較すると、平成30年は「活動している」がやや減り、「活動していない」が増えている。このことから、全体の80%以上の市民が、現在地域活動を行っていないことがわかる。



(4) 地域活動に参加する条件

(3) で「今は活動していないが、今後活動したいと考えている」もしくは「活動していない」と回答した人に、「あなたが今後、様々な地域の活動に参加する場合、どのような条件が必要となりますか。」と質問したところ、「仕事をしながらでも参加可能な軽度の負担」が41.8%で最も高く、「活動に関する情報提供の充実」(36.1%)、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」(34.1%)、

「仕事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」(31.6%)が続く。過去の調査結果と比較すると、「仕事をしながらでも参加可能な軽度の負担」や「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」が過去の調査より高くなってきている。このことから、時間があれば気軽に参加することができ、活動に関する情報が充実していることが求められていると考える。



(5) 町会・自治会への加入率 (*平成30年5月1日の数値現在)

加入率については、平成21年度は39.94%であったが、33.87%(*)へ約6ポイント減少している。世帯数で見ると、34,958世帯から31,729世帯(*)へ約3,000世帯減

少している。

このことは町会・自治会を中心とした「地縁型コミュニティ」への参加が低下していることもあらわしている。加入率の低下からわかるように、今後、これまで地域を支えてきた町会・自治会の担い手不足が予想されるため、加入率を増加させる工夫を行い地盤の強化を行うことが必要になってくる。工夫する手段の一つとして、「地縁型コミュニティ」だけに頼るのではない他のアプローチが考えられる（具体的には「Ⅲ-2」。）

2 市の取組

ここでは、これまで取り組んできた三鷹市のコミュニティ施策を確認し、コミュニティ創生の取り組みに関連する主な事業を取り上げる。

(1) コミュニティ行政

高度経済成長下で人口流動が盛んになり、従来からある土地を基盤とした地域社会が衰退していくことを食い止まることが求められ、新たな地域社会の形成が各地で模索されていった。

三鷹市においては、昭和46年（1971年）の「コミュニティ・センター建設構想」の策定により、全国に先駆けて「三鷹方式」の市民自治を目指す新たなコミュニティづくりから始まった。昭和46年策定の「第二次中期計画」では、コミュニティづくりにおける行政の役割は「コミュニティ活動への動機づけと活動の場を提供すること、つまりコミュニティ活動の手段と媒体とを用意する限りにおいて近隣社会の創造にかかわりあうこと」とされ、コミュニティ・センターをそれぞれの市民参加の拠点として位置付けた取り組みが展開されてきた。

多様化する地域課題を解決するために、地域住民自らが政策形成に参画し、その地域における役割を担うことが求められていく中で、行政はより市民参加型の協働による施策を展開していった。

三鷹市における市民参加型の協働は、住民協議会を中心とした「コミュニティ・カルテ」の実施や全員公募の市民375人による「みたか市民プラン21会議」などの開催、近年では、「まちづくり懇談会」や無作為抽出した市民による「みたかまちづくりディスカッション」を実施し積極的に市民参加を促してきた。

(2) コミュニティ創生の取組

三鷹市では、これまで多様なコミュニティ施策を推進し、三鷹市市民協働センターや三鷹ネットワーク大学等で、地域で活動するNPO法人や民間企業・大学・研究機関等と積極的な連携を図りながら、民学産公（民：市民、学：大学研究機関、産：産業界、公：市役所等の公共機関）の協働のまちづくりを推進してきた。

ア 地域ケアネットワーク推進事業

三鷹市では、地域の住民がお互い見守り支え合う共助の仕組みづくりとして「地域ケアネットワーク」の推進に取り組み、平成 26 年度に市内 7 住区すべてに地域ケアネットワークを設立し、それぞれの活動支援を行っている。さらに、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援の仕組みづくりに努めるとともに、地域での見守りや安否確認を協働して行うため、民生・児童委員をはじめ地域包括支援センター、関係機関・団体などと連携し、見守りネットワーク事業に取り組んでいる。

この取り組みでは、地域社会の新たな担い手を発掘し育成することが求められている。全市で展開した各ケアネットワークを相互連携し、組織力の向上を図ることでさらなる地域ケアネットワーク事業の発展が期待できる。

イ コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育

三鷹市では、平成 18 年に策定した教育ビジョンに基づき、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学園・学校運営へ参画する「コミュニティ・スクール」の取り組みを推進し、平成 21 年度に市内のすべての小・中学校 22 校を、コミュニティ・スクールを基盤とする小・中一貫教育校 7 学園として開園した。

「地域の子どもは地域で見守り・育てる」というコミュニティ・スクールを支える市民の意識が醸成され、地域全体で地域を支えるという体制づくりにつながっている。また、児童・生徒が地域の行事に参加するなどコミュニティの活性化にもつながっているといえるだろう。

児童・生徒の保護者や地域住民が学校運営に参画し学校教育を支援することにより、コミュニティ・スクールによる学校づくり、特色ある教育を展開し、さらなる充実と発展が期待できる。

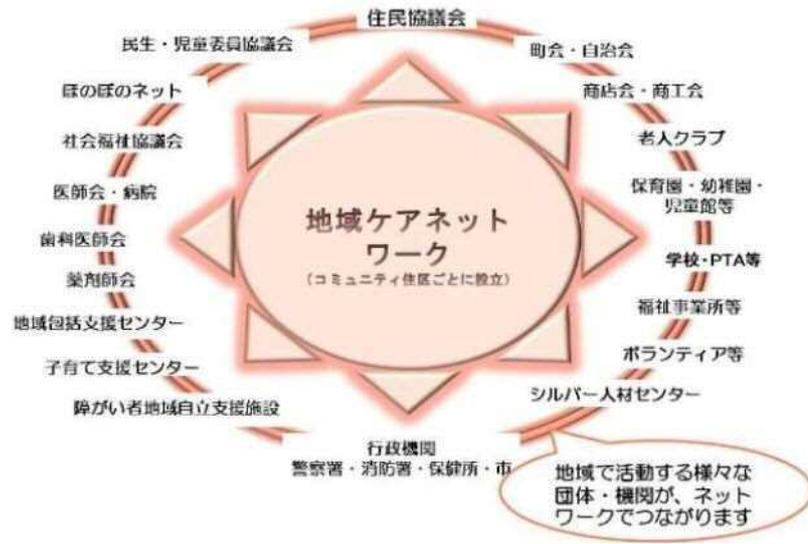
ウ がんばる地域応援プロジェクト

本プロジェクトは、町会・自治会など地域自治組織が実施する地域の課題解決に取り組む事業、地域の特性を生かした地域住民相互の交流、他団体・市民との連携を促進する事業、そのほか地域の活力を生み出す事業など、他の地域自治組織にも好事例として紹介できる取り組みに対して、費用の一部を助成するというものである。平成 19 年度より実施し、町会・自治会組織の継続的な活性化や、事例の共有などによる他団体の活動活性化に向けた誘発効果など、着実に成果をあげている。

平成 30 年度は 12 団体の町会・自治会などの取り組みに対して助成金を交付した。防災や多世代交流の事業が展開され、どの事業においても住民同士のつながりを強くする内容のものである。今後、多世代交流を促す工夫や、町会・自治会などから行政への協働の提案など期待できる。

これらの取り組みを展開できた要因は、取り組みの目的が明確であったか

からである。目的が明確であるコミュニティは、市民に浸透しやすく、地域への愛着が生まれると推察することができるだろう。



地域ケアネットワーク





コミュニティ・スクール

Ⅲ 2040年の望ましいコミュニティ

三鷹市のコミュニティ創生の取り組みは、前述した事例から地域に根差した取り組みとして浸透しつつある。しかし、今後さらに進行していくコミュニティの希薄化を食い止めるためには、今以上に人とのつながり方を工夫する必要がある。

本章では、望ましいコミュニティのあり方について論じる。

1 望ましいコミュニティの検討

序章において示しているとおり、三鷹市においては、今後も人口は増加し2035年頃にはピークの19万6千人に達する。その後減少に転じるが、2045年でも19万4千人を維持すると推計されている。2045年の65歳以上の割合は32.3%。一方で、都市部への人口移動の減少傾向が今後も続けば、今から25～30年ののちには大幅な人口減少が始まることになり、少子高齢化が急速化する。また、自治体職員も現在の職員定数を確保することが難しくなり、限られた人数で業務を行うことになると思われる。

コミュニティの定義は1969年に国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会が発表した報告書『コミュニティ- 生活の場における人間性の回復』において定義づけられてから、現在にいたるまでその考え方に変化はなく、今後、人口構造の変化はあるが、この考え方は大きく変わらないだろうと有識者との意見交換会で示された。この考えのもと、本論では今後のコミュニティのあり方を検討していった。

2 「地縁型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」の連携・融合

コミュニティは、一般的に町会・自治会のようにその地域に根付いた「地縁型コミュニティ」と、NPOやボランティア団体など共通の関心や目的をもつ「目的型コミュニティ

ィ」に分類することができる。

「地縁型コミュニティ」が持つ地域性と「目的型コミュニティ」が持つ専門性を生かし、両者が連携・融合することでさらなるつながりが生まれ、地域社会全体の活性が図られると考える。

3 「楽しさ」、「親しみやすさ」、「参加しやすさ」を持つコミュニティ

～ポートランドを参考に～

アメリカ合衆国オレゴン州のポートランド市では、住民自治によるまちづくりが発達で、全米で最も住みやすいまち、住んでみたいまちと言われている。その理由には、環境や食などの魅力もあるが、本論では、住民による自発的な地域活動が盛んであることもその一因ではないかと考える。

ポートランド市では、1930年頃から「ネイバーフッド・アソシエーション（近隣自治）」という組織を形成し、住民自治の手法を積極的に取り入れてきた。日本の町会・自治会のような地域住民による自治組織であるが、市の公式な組織であること、加入は個人単位であり自主的であること、政策に直接携わること等から日本の町会・自治会と似て異なるものである。

ポートランド市では、地域で発生した問題は、その地域に住む住民同士で対話し解決方法を探る。自分たちのまちは自分たちでつくっていく、という自発的な意思のもとまちづくりが行われてきたのである。

ポートランド市の住民はコミュニティに対して「楽しさ」、「親しみやすさ」、「参加しやすさ」という意識があるのではないか。

街の景観や飲食店などを自分たちにとって住みやすくなるよう、まちづくりについて楽しみながら気軽に参加しているポートランドでは、例えば、ある劇を劇場で行い、そこで来場者も含めた対話型のアンケート、近所の集まりの中でバンド演奏した後にコミュニティ議論を行うといった、楽しみながらまちづくりを行う取り組みが自然な形なのである。

ポートランドでは「楽しさ」や「親しみやすさ」があるコミュニティを形成しながら、まちづくりを実践している。

4 望ましいコミュニティ

本論では、今後のコミュニティに求められるものは、「地縁型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」の2つが連携・融合しながら、「楽しさ」に加えて、「親しみやすさ」を持ち、適度なつながりをもった誰もが「参加しやすい」ことであると考えている。

望ましいコミュニティを実現するための可能性を秘めた取り組みが、三鷹市内で行われている。

(1) マルシェを活用した交流の場

三鷹駅南口の三鷹中央通り商店街において、三鷹中央通り商店会とM-マルシェ

実行委員会が主催して「M-マルシェ」が毎月第4日曜日（冬季を除く）、多くの出店やアート、さまざまなパフォーマンスなどバラエティーに富んだ催しを開催している。また、通常のマルシェに加え、星と宇宙をテーマにした「星マルシェ」、エコについて学ぶ「エコマルシェ」といった特別なマルシェが開催され、子どもからお年寄りまで多くの方が足を運び、買い物やイベントを楽しんでいる。

『マーケットでまちを変える 人が集まる公共空間のつくり方』（鈴木美央（2018年））によると、「マルシェの主な顧客は地域住民であり、対面販売を通じて、出店者と住民との間に自然とコミュニケーションが発生する」という。つまり、マルシェを通して、「地縁型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」、そして人と人とが交流する場が創出される。挨拶、情報共有等を行いコミュニティが自然と形成されていくのである。マルシェのような場が市内全域に拡大していくことで、自然とコミュニティが形成される手段の一つになり得る。

(2) みんなのブックカフェからつながる交流の輪

井の頭一丁目町会の町会事業として移動図書館ひまわり号が、隔週火曜日に三鷹台児童公園に巡回するのにあわせて「みんなのブックカフェ」を開催している。近所に住む人が、互いに顔が見える関係性になることで、「お互いさま」という気持ちが芽生え、困ったときにも自然に支え合うことができるのではないかという思いから始まった。赤ちゃんから高齢者まで多世代にわたる交流の場として、絵本・紙芝居の読み聞かせや工作のほか、時にはマルシェなどのイベントと同時に開催している。

本事業は、町会でつながる「地縁型コミュニティ」とブックカフェでつながる「目的型コミュニティ」がともに活動し相互交流をすることから、つながりが自然と広がる。つまり、双方のコミュニティが活性化し相乗効果が生まれるのである。

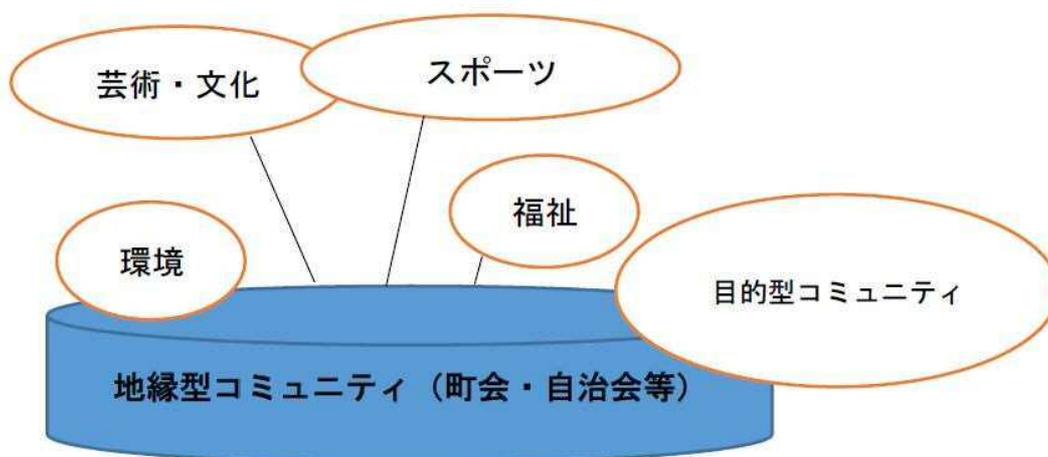
今後、長寿化が進行していく中で、図書館へ足を運ぶことが困難な高齢者が増えていくことは避けられないため、本事業の需要が高まっていくのではないか。本事業が市内各地へ派生していくことで、多世代交流の場が創出されていくであろう。

(3) 伝統行事から派生するコミュニティ

市内のさまざまな地域で伝統行事（ここでは「祭り」を例にする。）が開催されている。三鷹市では、毎年9月に行われる三鷹八幡神社例大社祭が有名であろうか。100名以上で担ぐ2基の大神輿と大太鼓で三鷹のまちをねり歩く姿に多くの歓声が沸く。

祭りを主体的に執り行う人々は地域住民であるが、参加者は必ずしもその地域に住む人々だけではない。祭りを通して、その地域に住む人だけではない、多世代、多文化とのつながりが生まれる。「地縁型コミュニティ」の中に新たなつながりが発生することで地域の活性化へと発展していく。

連携・融合イメージ図



IV 望ましいコミュニティ実現に向けて ～行政に求められること～

三鷹式のコミュニティ行政は、全国に先駆けた市民と行政との協働によるまちづくりを実践してきた。コミュニティ・センターを活動の拠点とした、住民協議会によるまちづくりの取り組みは地域に定着している。三鷹市において、町会・自治会のような「地縁型コミュニティ」の役割は今後も引き続き期待される。一方で、現在の担い手は長寿化やライフスタイルの変化により、加入率の低下や後継者不足などの問題が顕著になることが予想されている。

「地縁型コミュニティ」は、これまで地域を支えてきたように、地域住民同士の信頼感の醸成や活力のあるまちづくりなど、「目的型コミュニティ」だけでは補えない役割を果たしてきており、今後にも必要なものである。

三鷹市が展開している、地域ケアネットワークやコミュニティ・スクールといったコミュニティ創生事業は、福祉や防災、教育といった様々な分野の「核」となり得る取り組みである。今後、「地縁型コミュニティ」や「目的型コミュニティ」が連携・融合していくことで、さらなる三鷹市のコミュニティ創生事業の推進が期待できると考える。

また、市民がコミュニティに属したいという意識を持ってもらうためには、コミュニティに対して「楽しさ」や「親しみやすさ」、「参加しやすさ」を感じてもらうことが必要であり、住民の自発的な意思が求められている。

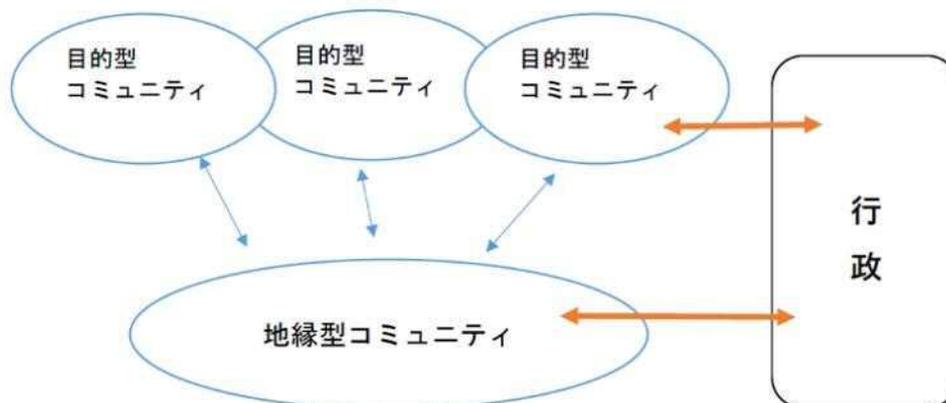
行政の関りについては、個々で活動している「目的型コミュニティ」同士、そして「目的型コミュニティ」と「地縁型コミュニティ」を「つなぐ支援」（イメージ図参照）であると考え。

市内に存在している多様なコミュニティの活動をさらに向上させ、つなげることで新しいネットワークを構築させる取り組みが望ましいだろう。異なるコミュニティをつな

ぐことでコミュニティ全体の活性を図ることができると考える。

つなぐ手法としては、ICT を活用しネットワークを構築する仕組みづくりや両者がともに交流できる機会や情報交換の場を提供し整えること。それぞれの活動を下支えすることにより、住民の自発的な意思をくみ取り尊重し支援する手法が考えられる。

イメージ図



また、市職員は、業務だけではなく、時には自主的に地域活動に参加し市民と交流することが今以上に求められる。市民とともに汗を流し、お互いの顔が見える関係をつくり、何事もきたんなく話し合うことにより信頼関係を築くことができると考える。

行政は、コミュニティがつながる場を提供するだけではなく、そのコミュニティの担い手に混ざり、二人三脚で作っていくという姿勢が求められる。

協働によるまちづくりを推進している三鷹市においては、市民とこのような相互扶助を築くことができれば、さらなる協働による自治体へ発展することが期待できる。

おわりに

コミュニティの捉え方は昔も今もと変わっておらず、今後においても大きな変化はないとの考えのもと検討を行った。2040年頃は人口構造等の変化により、人とのつながりの希薄化がより顕著にあらわれるであろうことから、人とのつながりを持ち、市民が自発的、そして責任感を持ったコミュニティを形成していくための方策を検討したところである。

本論では、今後のコミュニティのあり方は、「地縁型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」が連携・融合した「楽しさ」、「親しみやすさ」を持ち、適度なつながりをもった誰しも参加しやすいコミュニティが望ましい姿ではないかとの議論に達したところである。

平成23年に東日本大震災、平成30年においては、平成30年7月豪雨や大阪府北部地震などの大きな自然災害が発生した。その都度コミュニティの必要性について語られる。有事

の際、近くに手を差し伸べてくれる人の存在は大きいだろう。

強いつながりがなくとも、適度な距離を持った緩やかなつながりを持つことでも、十分コミュニティの存在意義はある。

本論が示す今後のコミュニティのあり方が、第4次基本計画の第2次改定さらには次期基本計画の参考になることを願っている。

最後に、報告書の作成にあたり、意見交換会へ出席いただいた杏林大学総合政策学部 進邦徹夫教授をはじめ、関係団体等へ感謝を申し上げる。

【参考・引用文献等】

- ・『自治体戦略 2040 構想研究会 第一次・第二次報告（概要）～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～』総務省（自治体戦略 2040 構想研究会）（2018 年）
- ・『コミュニティ- 生活の場における人間性の回復』国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会（1969 年）
- ・『コミュニティの変化とソーシャル・キャピタル- 先行研究にもとづく課題の整理- 』神原 理、社会関係資本研究論集 第5号（2014 年）
- ・『三鷹が創る「自治体新時代」～21 世紀をひらく政策のかたち～』清原 慶子、三鷹市（2000 年）
- ・『三鷹がひらく自治体の未来～品格のある都市をめざして～』清原 慶子・淡路 富男、編 三鷹市（2010 年）
- ・三鷹まちづくり総合研究所「コミュニティ創生研究会」報告書（2013 年）
- ・三鷹まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と都市計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書（2016 年）
- ・三鷹まちづくり総合研究所意見交換会資料 杏林大学総合政策学部教授 進邦徹夫（2018 年 10 月 4 日）
- ・『オレゴン州の概況- 日本とオレゴン州の関係- 』在ポートランド日本国出張駐在官事務所（2014 年 6 月）
- ・『女性の視点でみる米国ポートランドのコミュニティ～全芸一住みよい（といわれる）街の隠し味～』ポートランド州立大学 (PSU) ハットフィールド大学院准教授西芝雅美（2018 年 6 月 30 日）
- ・三鷹まちづくり総合研究所意見交換会資料 杏林大学総合政策学部教授 進邦徹夫（2018 年 11 月 29 日）
- ・『地域コミュニティと行政の新しい関係づくり～全国 812 都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から～』公益財団法人日本都市センター（2014 年）
- ・『人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくり』公益財団法人日本都市センター（2016 年）

- ・『マーケットでまちを変える 人が集まる公共空間のつくり方』鈴木美央、株式会社学芸出版社（2018年）
- ・『伝統行事を通じた地域コミュニティの形成- 諏訪御柱祭の一事例- 』小西恵美、社会関係資本研究論集第5号（2014年）

第4部 人生100年時代における 「学び」の循環と人財活躍のあり方

はじめに

少子長寿化や人口減少が進む中、国は、人生100年時代を見据えた経済社会システム作りや一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めている。こうした中、リカレント教育が注目されるなど、今後、生涯学習の分野がクローズアップされることが予想される。三鷹市でも「人財活躍都市・三鷹」の実現を目指す取り組みを進めており、市民一人ひとりが活躍するための機会や場の提供が今まで以上に必要となる。

そもそも、地域における理想の「学び」の循環と人財活躍のあり方とはどのような姿なのだろうか。教育基本法では、「生涯学習の理念」を次のとおり規定している。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなくてはならない。

本稿では、こうした「生涯学習の理念」を踏まえ、『学び』の循環とは、人と人がつながって学んだことを教えあうこと、「人財活躍」とは、学んだことを社会に還元すること、と位置づけ、理想の「学び」の循環と人財活躍のあり方について考察する。

I 三鷹市民の生涯学習活動と地域活動

「学び」の循環と人財活躍のあり方の理想を掲げるにしても、地方自治体の取り組みである以上、三鷹市民の意識や意向を踏まえながら進めていく必要がある。ここでは、三鷹市民がどのくらい生涯学習に取り組んでいるのか、また、地域活動にどのくらい関わっているのか、三鷹市民の生涯学習活動と地域活動に対する意識や意向を検証する。

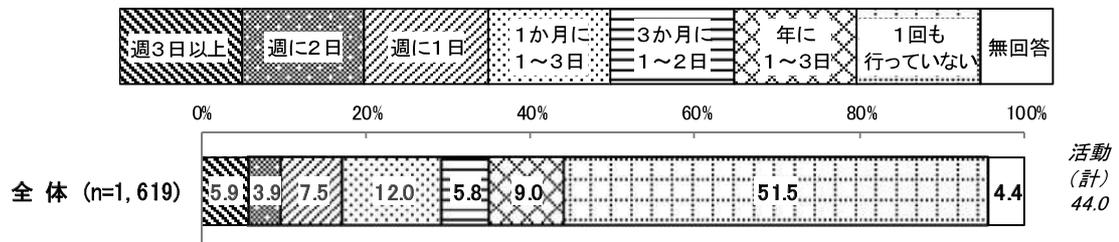
1 生涯学習活動について

(1) 生涯学習活動を行う頻度

第4次三鷹市基本計画第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査（以下「満足度・意向調査」）で、「あなたは、この1年間で何らかの生涯学習活動（スポーツを除く）をどのくらいの頻度で行いましたか。」という問いに、「1回も行っていない」という

回答が 51.5%と全体の半数以上を占める。また、「年に1～3日」が9.0%、「3か月に1～2日」が5.8%であり【グラフ⑥】、このことから、生涯学習活動を行う頻度が1か月に1日未満である市民が65%以上であることがわかる。

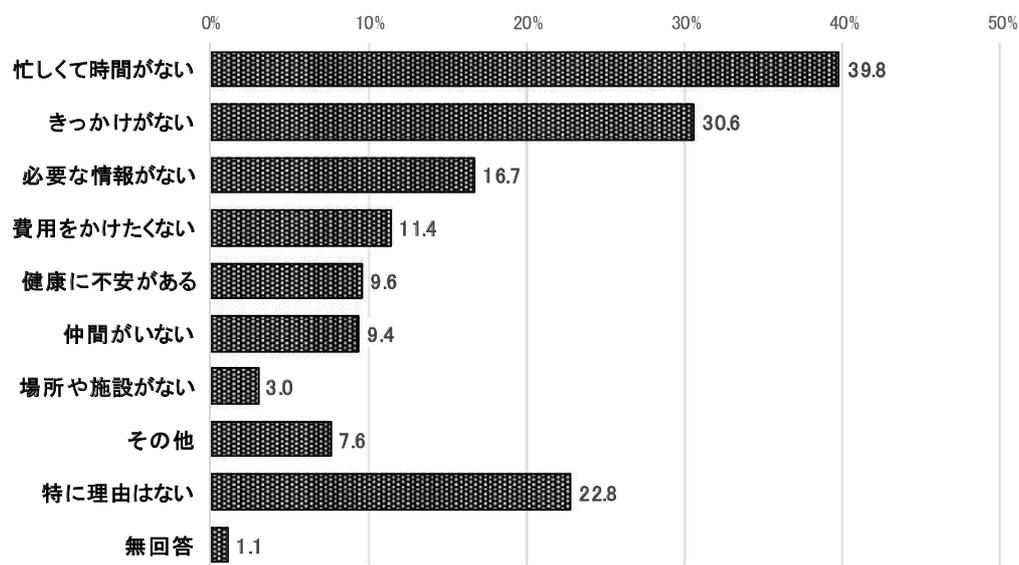
【グラフ⑥】生涯学習活動の頻度



(2) 生涯学習活動を行わない理由

生涯学習活動を「1回も行っていない」と回答した人に、「あなたが生涯学習活動（スポーツを除く）を行わないのはどのような理由からですか。」と尋ねたところ、「忙しくて時間がない」が最も多く 39.8%であった。次いで「きっかけがない」が30.6%、「必要な情報がない」が16.7%であり【グラフ⑦】、多忙であることのほか、きっかけや情報の不足が生涯学習活動への参加の妨げになっていることがわかる。

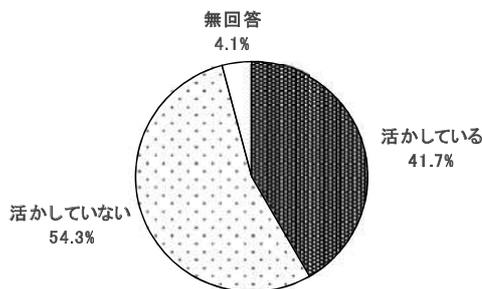
【グラフ⑦】生涯学習活動を行わない理由



(3) 生涯学習活動で身に付けた知識・技能の活用の有無

生涯学習活動を行っている市民に、「あなたは生涯学習（スポーツを除く）を通じて身に付けた知識・技能をまちづくりや仲間づくりなど自分以外のために活かしていますか。」と尋ねたところ、「活かしている」が41.7%であるのに対し、「活かしていない」が54.3%となっている【グラフ⑧】。

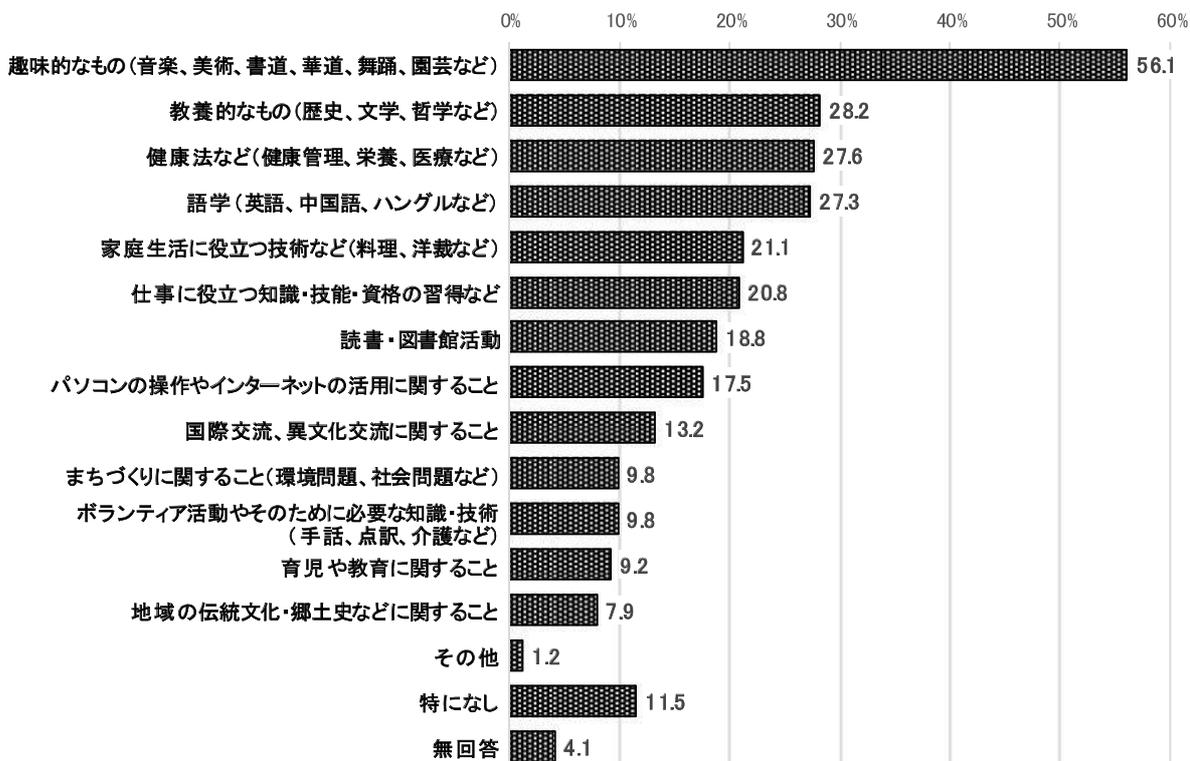
【グラフ③】生涯学習活動で身に付けた知識・技能の活用の有無



(4) 今後行いたい生涯学習活動

「今後あなたが行いたい生涯学習活動の内容はどのようなものですか。」という問いでは、「趣味的なもの(音楽、美術、書道、華道、舞踊、園芸など)」が最も多く 56.1%、次いで「教養的なもの(歴史、文学、哲学など)」が 28.2%、「健康法など(健康管理、栄養、医療など)」が 27.6%、「語学(英語、中国語、ハングルなど)」が 27.3%であった【グラフ④】。趣味や教養の分野への関心の高さが伺える。

【グラフ④】今後行いたい生涯学習活動



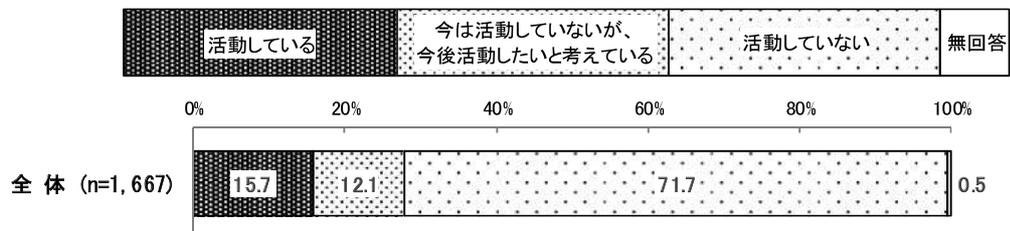
2 地域活動について

(1) 地域活動の参加状況

「あなたはお住まいの地域で何かしらの活動を行っていますか。」という問いでは、

「活動していない」が71.7%、「活動している」が15.7%、「今は活動していないが、今後活動したいと考えている」が12.1%で、このことから、80%以上の市民が、現在地域活動を行っていないことがわかる【グラフ⑥】。

【グラフ⑥】 地域活動の参加状況



(2) 現在行っている活動と今後行いたい活動

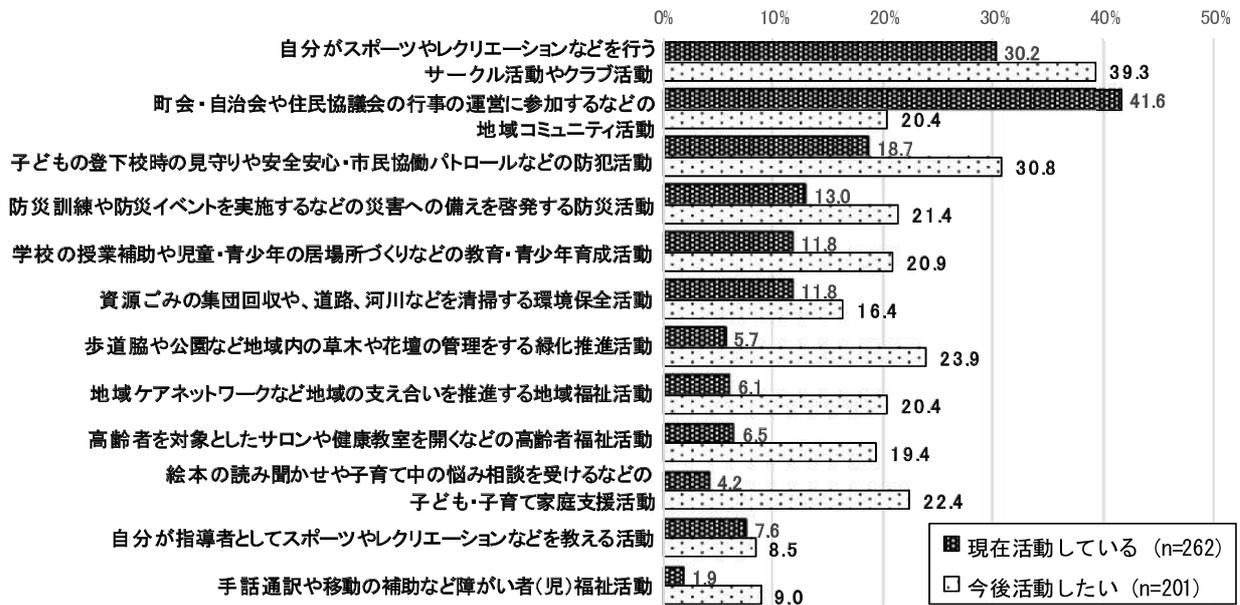
「活動している」と回答した人に、「現在行っている活動は何ですか。」と尋ねたところ、「町会・自治会や住民協議会の行事の運営に参加するなどの地域コミュニティ活動」が最も多く 41.6%、次いで「自分がスポーツやレクリエーションなどを行うサークル活動やクラブ活動」が 30.2%であった。

また、「今後活動したいと考えている」と回答した人に、「今後行いたいと考えている活動は何ですか。」と尋ねたところ、「自分がスポーツやレクリエーションなどを行うサークル活動やクラブ活動」が 39.3%、次いで「子どもの登下校時の見守りや安全安心・市民協働パトロールなどの防犯活動」は 30.8%であった。さらに「緑化推進活動」「子ども・子育て家庭支援活動」「防災活動」「教育・青少年育成活動」「地域福祉活動」も 20%を超えており、市民の地域活動への参加意欲の高さが伺える【グラフ⑦】。

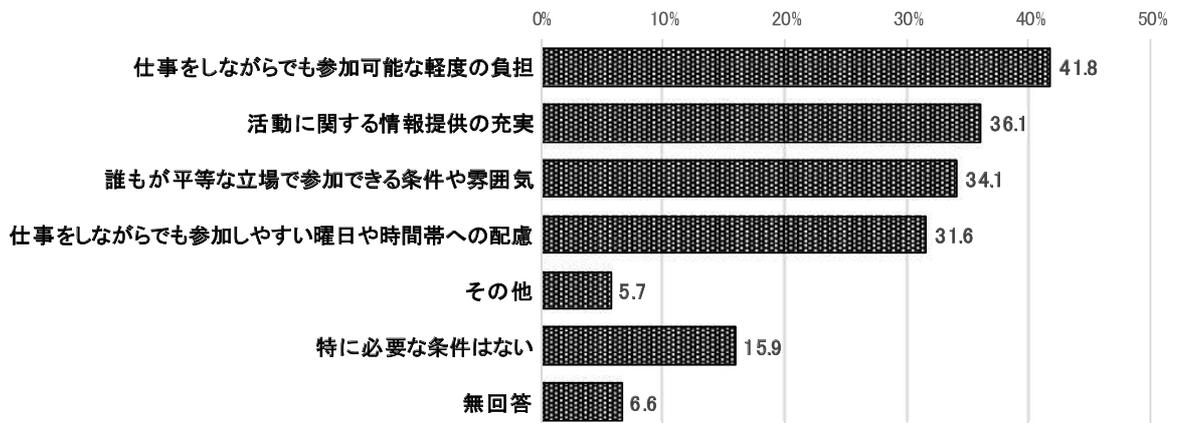
(3) 地域活動に参加する条件

「今は活動していないが、今後活動したいと考えている」、「活動していない」と回答した人に、「今後、様々な地域の活動に参加する場合、どのような条件が必要となりますか。」と尋ねたところ、「仕事をしながらでも参加可能な軽度の負担」が最も多く 41.8%、次いで「活動に関する情報提供の充実」が 36.1%、「誰もが平等な立場で参加できる条件や雰囲気」が 34.1%、「仕事をしながらでも参加しやすい曜日や時間帯への配慮」が 31.6%であった【グラフ⑧】。このことから、仕事をしながら気軽に参加できる活動の情報提供が大切であることがわかる。

【グラフ⑥】 現在行っている活動と今後行いたい活動



【グラフ⑦】 地域活動に参加する条件



II 「学び」の循環と人材活躍に向けた理想を実現するための課題

人生 100 年時代を迎える自治体の責務として、長寿化の進展や単身世帯の増加に伴う人間関係の希薄化に向き合い、障がいの有無や性別、年齢にかかわらず、だれもがいきいきと健康に、地域社会で暮らすことのできる社会を実現していかなければならない。

「I」で述べたとおり、生涯学習活動を行う頻度が月に1回未満の市民が65%以上となっている。また、生涯学習活動を行っていない市民の「生涯学習を行わない理由」は、最も多いのが「忙しくて時間がない」であり、2番目が「きっかけがない」であった。

このことを逆説的に捉えると、現在の三鷹市の生涯学習事業は、結果的に「一定の時間を確保でき、開催される講座情報などを適宜適切に入手できている市民」が対象となってしまうとも言えるのではないだろうか。しかし、人生 100 年時代において、誰もが生き生きと健康に地域で暮らすことのできる社会を実現するためには、「学び」を通じて一人ひとりの生涯にわたる人生を豊かなものにするとともに、学んだことを活かして、地域とつながりを持ち、地域の発展に自らが参加をしているという達成感を感じてもらえるような施策の方向性が重要になる。

そのためには、次の3つの視点の相乗効果を狙った施策の展開が、これからの三鷹のまちを豊かに発展させていくために必要になると考える。

1 学びを通じて自己実現ができる環境づくり

人生 100 年時代をだれもがいきいきと健康に生きていくためには、市民一人ひとりが支援や介護を必要とせず自立して生きていられるよう、健康寿命を延伸するとともに、自己実現を達成するための「生きがいつくり」が重要である。

国民健康保険団体連合会が管理する国保データベース（KDB）システムによると、三鷹市では、介護や医療を要する期間を示す平均寿命と健康寿命の差は、平成 28 年時点で男性が約 15 年、女性が約 20 年であった【図表①】。高齢者人口の増加が想定される中、様々な施策の展開によってこの差を縮めていくことがこれからのまちづくりには必須となる。

【図表①】 平均寿命と健康寿命の差

	平均寿命（歳）		健康寿命（歳）		差（歳）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
三鷹市	80.6	87.6	65.7	67.0	14.9	20.6
東京都	79.9	86.4	65.6	66.9	14.3	19.5
全 国	79.6	86.4	65.2	66.8	14.4	19.6

生きがいつくりや健康寿命の延伸のための手法の一つに生活の質の向上があり、そのために「生涯学習」が重要な役割を果たすことは言うまでもないことであろう。現在、三鷹市でも生涯学習センターが中心となって、さまざまな学習講座の開催や学習活動の支援を実施している。例えば、施設内の花壇を管理するボランティアを育成する「人財養成講座」やパソコン、料理、英会話等の「趣味・教養講座」である。このように、三鷹市においても、すでに多様な「学び」の場を提供しており、これらは将来的に生活の質の向上に結びつくものであると考える。しかし、参加する方が固定されているケースもみられるため、参加していない方へのアプローチの仕方を工夫するなどの取り組みを進める必要がある。

一方、現役世代（20 代～50 代）に目を向けると、多忙さゆえに「学び」の時間が確保

できないという現状がある。「満足度・意向調査」で「理想の生活」と「実際の生活」を尋ねたところ、「理想の生活」では、『仕事』と『家庭生活』を優先」もしくは『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」が各世代で過半数以上を占める一方、『仕事』を優先」はわずか3%未満であった。しかし、実際の生活では、『仕事』と『家庭生活』を優先」もしくは『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」が30%~40%にとどまっているのに対し、『仕事』を優先」は30%前後を推移している【図表⑥】。

つまり、理想としては「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を大切にしたいと思っても、実際には「仕事」が優先にならざるを得ない現状がある。また、「仕事」のみならず、介護や子育てなど、さまざまな事情により、「地域・個人の生活」を優先することが困難な市民は多いだろう。

すべての市民が「地域・個人の生活」に十分な時間を割り、自己実現を図ることができるまちを実現するためには、健康寿命の延伸等に加え、「だれでも、いつでも、どこでも」学べる環境づくりが必要である。

【図表⑥】 20代~50代の理想の生活と実際の生活

理想の生活

	仕事	家庭生活	地域・個人の生活	仕事と家庭生活	仕事と地域・個人の生活	家庭生活と地域・個人の生活	仕事と家庭生活と地域・個人の生活	無回答
20代	1.5%	15.3%	10.7%	33.6%	6.9%	9.9%	19.8%	2.3%
30代	1.7%	17.0%	1.7%	29.5%	3.3%	14.9%	27.4%	4.5%
40代	0.7%	20.4%	2.3%	33.8%	3.3%	8.4%	27.4%	3.7%
50代	2.4%	14.2%	1.7%	22.0%	4.1%	11.9%	34.2%	9.5%

実際の生活

	仕事	家庭生活	地域・個人の生活	仕事と家庭生活	仕事と地域・個人の生活	家庭生活と地域・個人の生活	仕事と家庭生活と地域・個人の生活	無回答
20代	35.9%	12.2%	9.2%	30.5%	5.3%	1.5%	3.8%	1.6%
30代	33.6%	22.8%	1.7%	27.4%	3.3%	3.3%	4.1%	3.8%
40代	28.4%	21.7%	1.7%	32.8%	3.7%	4.0%	4.7%	3.0%
50代	33.6%	13.2%	2.0%	28.5%	3.4%	5.1%	6.4%	7.8%

2 つながりの醸成

かつて伝統社会における農山漁村や下町では、人々のつながりは強かったのに対し、個人の個性は軽視され、閉鎖的な傾向が強かったといわれる。それが、高度経済成長等に伴う都市化や消費経済化によって、個性が重視される一方でつながりが薄れ、さらに、ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加に伴い、地域から孤立する人が増加しているといわれている。

平成27年国勢調査によると、三鷹市内の1人世帯数は41,490世帯であり、全世帯の46.1%を占めている。また、東京都の想定(平成26年3月)によると、今後の都内全体の単身世帯は、割合として横ばいで推移するものの、各世帯の高齢化が進んでいくものとさ

れている。

また、平成 28 年度に三鷹市が行った「高齢者の生活と福祉実態調査」によると、別居の子・親せきや友人等と会ったり電話やメールなどで連絡をとる頻度や、町内会・ボランティアへの参加頻度が、いずれも月に 1 回より少ないか、まったくない、いわゆる「社会的孤立」が 6.8%に上っている【図表⑥】。

さらに、東京都健康長寿医療センター研究所によると、高齢者の孤立と閉じこもり傾向が死亡リスクを約 2 倍にするという研究結果も出ている。

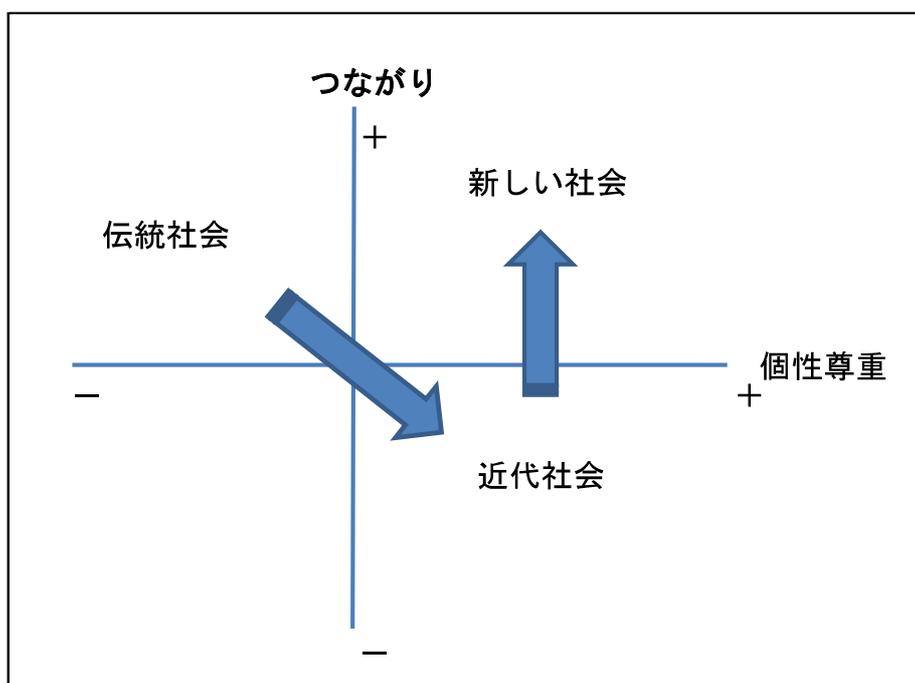
このように、人間関係の希薄化した現代社会は、個性は尊重されるものの、人と人との「つながり」が薄れる傾向にある。こうした中、だれもがいきいきと健康に生きていくためには、地域のコミュニティやネットワークづくりをさらに進め、人と人のつながりが強く、個性も尊重される「新しい社会」を形成する必要がある【図表⑥】。

今後、「人とのつながり」を形成するために、生涯学習の果たす役割は大きいと考える。

【図表⑥】 社会的孤立の状況

	週に 2回以上	週 1 回	月に 2～3回	月 1 回	月 1 回 未満	ほとんど ない	不明
別居子や親戚との交流頻度	24.9%	14.9%	17.0%	14.8%	9.7%	13.8%	4.9%
友人との交流頻度	26.6%	12.2%	18.0%	12.2%	9.3%	19.0%	2.7%
近所の人との交流頻度	24.6%	12.9%	10.6%	7.2%	5.2%	35.5%	4.0%
地域組織への参加	1.5%	5.2%	5.1%	9.7%	8.0%	68.1%	2.5%
趣味等のグループへの参加	5.1%	14.2%	10.9%	12.0%	4.3%	51.3%	2.3%
ボランティアグループへの参加	0.9%	1.3%	2.9%	5.4%	4.4%	81.8%	3.3%
社会的孤立（上記のいずれも月に 1 回未満か、まったくない人）	6.8%						

【図表⑥】 新しい社会のイメージ



3 地域課題の解決

現代の地域社会は、さまざまな課題を抱えている。例えば居場所づくりである。三鷹市では平成 27 年に地域ケアネットワーク（以下、「ケアネット」）を 7 つの住区すべてで設立した。ケアネットは、多世代交流や見守り活動など幅広い取り組みを行っており、特に居場所づくり事業である地域サロン事業には年間 2,000 人の方が参加している。しかし、市民満足度・意向調査で、「近所づきあいの程度」について尋ねたところ、「ほとんどつきあいはない」が 13.7%にのぼった。さらに、『『支えあう地域社会のために三鷹市が推進すべき取り組み』はどのようなものですか。』と尋ねたところ、「地域の居場所づくりや相談を行う地域ケアネットワーク事業の推進」が最も多く 45.7%であった。今後、ケアネットを中心とした多様な居場所づくりさらに進めていくことが求められている。

子どもを守る取り組みも課題の一つである。子ども家庭支援センターのびのびひろばへの虐待相談件数は、平成 25 年度の 79 件に対して、平成 30 年度は 173 件と増加している。近隣・知人からの相談割合は、平成 25 年度の 25 件に対して、平成 30 年度は 23 件とほぼ横ばいである。地域の中で、虐待や困難な状況に置かれている児童や家庭を早期に発見し、支援につなげるさらなる取り組みが求められている。

さらには、地域活動している若い世代の参加率が低いために、地域の担い手が不足するなどの地域課題も挙げられる。

三鷹市ではこれまでも、市民との協働のまちづくりや市民参加によって、地域課題を解決してきた。しかし、社会が複雑化し市民ニーズが多様化していく中、さらなる「共助」の取り組みが必要になる。もちろん、市民が健康で文化的な生活を維持し、向上できるように、公的なサービスは「公助」として市が責任をもって担うことは大前提である。その上で、市民の「共助」によってさらに豊かなものにしていくことがこれからのまちづくりに必須であり、地域を熟知している市民がまちづくりに積極的にかかわる環境整備を今以上に推し進めていかなければならない。

そのために、多くの市民が生涯学習活動において学んだ知識・知見を生かし、まちづくりに参画していくことは、これからの三鷹の発展に大いに寄与するものであり、人財活躍の基礎は生涯学習にあるといっても過言ではない。

Ⅲ 「学び」が循環し、人財が活躍するまちづくりに向けて

「Ⅰ」の三鷹市民の生涯学習に関する意識や意向、「Ⅱ」の課題などを踏まえ、本章では、「誰もが活躍し、いつでもどこにいても、“学べる”、“教える”、“助ける”、“つながる”ことができることにより、自己実現が達成し、地域課題を解決することができるまちの実現」が、三鷹市が理想とする「「学び」の循環と人財活躍のあり方」であると考え、その実現に向けたこれからの生涯学習施策の考え方を提案する。

1 自己実現が達成され、人財が活躍するまち

「学び」を循環させ、生涯学習を通じて活躍してもらうためには、個人の自己実現を達成してもらうことが不可欠である。市民一人ひとりが趣味、教養、健康法等に関する「学び」を自発的に取り組み、自らの生活の質が向上し、健康寿命が延びることによって、豊かな人生を送ることができる。さらに、「学び」の成果をボランティア活動など自分以外のために活かすことにより、人財が活躍するまちの実現が理想の姿ではないだろうか。

そのためには、生涯学習や地域活動に興味がある人や時間がある人のみならず、若い人から高齢者まで、希望するすべての人が、いつでもどこでも生涯学習や地域活動に関わることができる環境づくりを整える必要があるだろう。

そこで、時間や場所にとらわれず、生涯学習に取り組むことができるように、インターネット等のICTを通じて、三鷹市の生涯学習サービスを一元化することが望ましい。インターネット上で、「三鷹市で行っている講座等を受けることができる」、「学びたい内容を学習できる」などを総括的に提供することによって、時間がなくても、その場にいなくても、簡単に情報を手に入れることができ、生涯学習に取り組むことができる環境が実現することを提案する。

また、受講生の属性から、地域別、男女別、世代別でどのような講座が人気あるのかをデータベース化し、ニーズに合わせたサービスを提供できるとよい。さらに、ボランティア活動など地域で学んだことを活かせる場を市が積極的に提供することや市内の企業等と連携し、各企業が必要とする人財育成計画を作成し、達成基準を満たした場合は、雇用してもらう制度を設けるなど、生涯学習を通じて、人財ができる場の提供を検討する。

2 「学び」が循環し、「つながり」が生まれるまち

生涯学習活動を行うと、グループや講座など他の人と関わり合いながら「学ぶ」ことができる。そこで、人間関係が希薄化しないように、「学び」を通じて「つながり」を形成させ、人と人が積極的に関わりあうまちを構築するのが理想の姿ではないだろうか。そのためには、誰もが生涯学習活動に参加できる「自由で開かれたコミュニティ」を作り出す必要があるだろう。

そこで、市からインターネット等のICTを活用して、生涯学習に関する情報を積極的に提供するとともに、コミュニティ・センター等の施設において、子供から高齢者まで自由に参加できる多世代交流や多文化交流などの事業を活発に組み込み、「人と人がつながる」場を提供していく。さらに、知識や経験が豊富な高齢者が講師となって若い人たちに教える講座や、インターネットなどのICTの分野に強い若い人が講師となって高齢者に教える講座のように、市民同士で教えあう「市民塾」を開設するなど、「学んだことを循環させる」場を提供していく。その結果、人と人がつながることをきっかけに、「自由で開かれたコミュニティ」が形成され、市民同士が自発的に学びあうようになるのではないかと。

市民同士で講座を企画・運営し、自然と「学び」が循環していくまちが実現することを

希望する。

3 人財の活躍によって、地域課題を解決するまち

地域課題を解決するための活動に参加したいと思っても、様々な理由から参加が困難な市民は多い。そこで、生涯学習を通じて生まれた「つながり」を活かして、一人で活動するのではなく、皆で情報を収集し、地域課題に関することを学び、課題解決に向けた活動に取り組んでもらう「人財集団」を形成させることが有効であると考えます。

活動に踏み切れずにいた人を巻き込みながら、一人ではなく皆で活動することによって、一人では挑戦できなかった分野に挑戦してもらおう。そして、皆で学んだことを活かし、個々の人財に活躍してもらおうにとどまらず、集団で人財に活躍してもらおうことにより、地域課題の解決につながるものであると考えます。

さらに、自分が学んだことを三鷹市で実施している事業に活かせる仕組みを作ることが望ましい。現在、市・外郭団体・住民団体等が連携して、日本語が不自由な外国人の通訳や翻訳を行う通訳翻訳ボランティアや子どもの面倒を一時的に見る子育てサポーター、高齢者の居場所づくりを行う地域ケアネットワークなど、ボランティアと協力しながら、地域課題の解決に向けた実践が多方面で展開されている。

そこで、市から、これらに関する情報を提供するとともに、外国語や保育、福祉など地域課題の解決に向けたテーマを学んでもらう講座や、資格を取得するための講座を開催し、三鷹市で実施している事業に参加するための「学び」を行い、その後、実際の現場で活動する場を提供していく。このように、生涯学習を通じて、市民と協力しながら、「学び」を三鷹市の事業に還元する仕組みを作り出し、直接現場で人財として活躍してもらおうことで、協働のまちづくりがさらに進み、深まっていくのではないだろうか。

IV 「学び」の循環と人財活躍に向けた試案 ～仮想・みたかの「学び」構想～

上記のとおり、「学び」が循環し、人財が活躍するまちの3つの姿が満たされている状態が三鷹市における理想の姿であると考えます。そこで、本章では試案として、その実現のための一つの手法として、『「学び」の循環と人財活躍のあり方のICT化～仮想みたかの「学び」構想～』を提案する。

1 提案の前提

平成28年5月に公表された中央教育審議会答申で「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保障の在り方」について、ICTの進展を踏まえ、ICTを活用して学習・活動の成果を適切に記録・管理・活用することを希望する学習者のために、学習機会の提供機能、学習・活動履歴の記録・証明機能、学習者等のネットワーク化機能を備えた「生涯学習プラットフォーム（仮称）」

を構築することが考えられるとされた。これに伴い、国は文部科学省主導でICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に関する調査研究を行っている。

少子長寿化が進行し、人生100年時代を迎える中、老若男女問わず、市民一人ひとりが活躍できる社会の構築に向けて、三鷹市においても、近い将来ICTを用いた生涯学習支援環境の整備を検討する時期が来るだろう。そのための具体的な手法の一つとして、ICT化による生涯学習支援環境の整備を提案する。

2 狙い

生涯学習支援機能のICT化にあたり、3つの狙いを設定する。

1点目は、学習者の生活の質の向上を通じた自己実現である。生涯学習を行い、自らの生活の質を向上させることにより、いきいきと健康に暮らせるなど自己実現が達成される。

2点目は、現行のSNS等にもみられる、仮想空間におけるコミュニティの形成である。現実世界のコミュニティと比べ、時間や空間の制約が少ない仮想空間はコミュニティの形成が比較的容易に行える。また、仮想空間における生涯学習コミュニティ構想（「仮想みたかの学び構想」）においては、利用者を市民と想定しているため、仮想空間におけるコミュニティ活動を現実世界に転化しやすく、成果を現実世界に落とし込みやすい。このことから、仮想空間にとどまらない成果が期待される。

3点目は、地域課題の解決につながることである。1点目の狙いである自己実現を通して、2点目の狙いである仮想空間におけるコミュニティから現実世界のコミュニティへと成果をシフトさせることにより、生涯学習の成果を個人の知識にとどめることなく、地域へと還元させていくことを目指す。

3 想定される実装機能

ネット上に仮想三鷹市を作成する。ログインしたのちに、自分のアバターが三鷹市上に現れ、自分が学びたいと思っていることが学べる場所まで動かすと、そこで行われている講座を受講することや、そこにいる人たちとコミュニケーションを取ることができる。その中で、次のような機能の特徴として実装していく。

機能	内容	狙い
サービスの一元化	三鷹市における生涯学習の機能提供を仮想三鷹市に集中し、全ての生涯学習に関するサービスを仮想三鷹市に経由して受けられるようにする。	利便性の向上を図る。
マイページ機能	マイナンバーと連携してログインする。	個人の生涯学習計画の作成や講座受講履歴を効率的に管理する。
データの一元化	三鷹市民一人ひとりのデータベース化を通し	よりニーズに沿った学習が行え

	て、やりたいこと、やっていること、できることのマッチングを図る。	るように効率的に管理する。
市民同士のマッチング機能	データ一元化の機能を拡張し、仮想三鷹市上で市民同士が互いに教えあう。	ニーズに沿った学習を行えるようになる。目的が似た市民をつなぐことにより、コミュニティの創生を図る。
ポイント制	講師を行い、良い評価が付くとポイントがもらえる等の仕組みを作る。このポイントはネット上で有料の講義を受講するときに使える。さらに、現実世界でも街中チェックポイント、歩いた歩数等でポイント付与し、地域通貨や施設利用料等にも還元できる仕組みにする。	インセンティブを付与する。
民学産公による協働	市内大学や専門学校等と連携し、学校で受けることができる講義をWeb上で受けることができるようにする。近隣市でも仮想システムを導入してもらい、近隣市で行っているサービスを受けることができるようにする。	内容の充実及び利便性の向上を図る。
評価制度の導入	「そうだね」機能を導入し、講師の評価が一目でわかるようにする	市民講師に対する信頼性を向上させる。
デジタルバッジ、デジタル修了証の発行	一定の学びや活動が認められるとバッジや修了証が発行される。	インセンティブを付与する。

4 効果と課題

(1) 学習者の自己実現とそれを活かせる場について

インターネット上で講座や対話の場を設けることにより、時間や空間の制約に縛られることなく、潜在的な学習者を含め、より多くの市民に学習機会を提供できる。

また、データの一元化や、それを利用した市民同士の学習者のマッチングにより、多様な学習機会を得ることができる。また、学んだことを講師として別の学習者に教えることにより、地域の中に学習成果を還元することができる。

課題としては、講師の評価制度による質の担保や、市民同士を直接マッチングすることによるトラブルの発生などがある。また、人気のあるジャンルについては、講師が供給過多になり、講師として学んだことを活かせる場が保証されるかも検討しなければならない。

(2) 仮想空間におけるコミュニティの形成について

インターネットによる生涯学習サービスを提供することにより、今までは生涯学習活動を行っていなかった市民が、気軽に学習できるようになる。さらに、今までは

あまり生涯学習活動に参加することが少なかった若い世代にも参加してもらうことで新たな「つながり」が生まれ、コミュニティの活性化も期待できる。

課題としては、インターネットを活用できない市民に対し、どのようにフォローを行うかである。平成29年通信利用動向調査（総務省）によると、13歳～59歳のインターネットの利用率が90%を越えるのに対し、60歳台は約73.9%、70歳台になると46.7%まで低下する。一方、三鷹市における生涯学習関連講座への申込者には一定以上の割合で高齢者が含まれることから、デジタルディバイドの解消とともに、インターネットを活用しつつも、そのみに依存しない仕組みづくりが重要である。

また、今回のシステムでは、全市民にIDを付与することを想定しているため、マイナンバーを活用する予定だが、個人情報保護やコンプライアンスの観点から可否の判断をする必要がある。さらに、仮想三鷹市の運営は民間委託を想定しているが、現在このような事業は国や東京都からの補助金対象になっていないため、運営費をどのようにするかも検討しなければならない。

(3) 地域課題の解決について

仮想空間に市民同士がコミュニティを形成することにより、時間や場所の制約に縛られることなく、地域課題の解決に関する論議をすることができる。

課題としては、仮想空間における関係性に終始することなく、現実のコミュニティにつながる「顔の見える」関係を構築し、最終的には現実のコミュニティと仮想空間のコミュニティが並立して活用する仕組みを整える必要がある。

また、既存のコミュニティである住民協議会や町会、ケアネット等との共存について調整する必要がある。

おわりに

これからの日本社会は、少子高齢化や人口減少による、税収の減少や社会保障費の増大など厳しい社会情勢になることが予想される。さらに、市民のライフスタイルや価値観の多様化などにより、行政に対するニーズもよりいっそう複雑化していくだろう。

そんな中、私たちのチームは「生涯学習」という分野で何かできることはないだろうかという強い思いを胸に議論を交わしてきた。最初は、なかなか理想の姿が見いだせず苦戦する日々であった。そんな時期に、生涯学習の専門家である日本女子大学の田中雅文教授にお話をお伺いすることができた。田中教授は、三鷹・武蔵野・国分寺等におけるコミュニティ・センターや公民館のあり方等の研究をされている方である。意見交換の場では、「学び」を通じたコミュニティづくりについてお話いただき、「学び」における「つながり」の重要性を改めて確認することができた。

さらに、「それでは、どのような取り組みを行うことによって、理想の姿にたどり着くことができるのか」と議論を進めたところ、人と人が直接会ってフェイストゥフェイスで学び

あうことも大切であるが、学びの場に行けない人や仕事や子育てが忙しくて学ぶことができない人への一つの手段として「ICT」を活用した、生涯学習活動が良いのではないだろうかという結論に至った。そして、議論を重ねていくうちに、文部科学省と株式会社学研プラスが共同で「ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築」に関する調査研究が行われていることがわかった。そこで、文部科学省の担当の方と株式会社学研プラスの担当の方にお話をお伺いに行った。意見交換の場では、ICTを活用した生涯学習サービスの提供の仕方や最終目標が地域課題の解決につなげることなど、活発に議論を交わすことができた。

その後も、グループミーティングを重ねて、私たちのグループは、「学び」を循環させ、人財に活躍してもらうことにより、「自己実現」が達成でき、「つながり」が生まれ、「地域課題が解決される」ということが三鷹市の理想の姿であるという結論に至ったのである。

現状分析から地域課題解決の施策まで、20枚近くに及ぶ長い論文となったが、この論文が少しでも、第4次基本計画の第2次改定さらには第5次基本計画の参考になることを願っている。

最後になるが、この場をお借りして、本稿の作成にご協力くださった、日本女子大学の田中雅文教授、文部科学省の荒牧真三氏、株式会社学研ホールディングスの栗山健氏、株式会社学研プラスの池田智志氏、一般財団法人 ICT CONNECT21 の片岡靖氏に心より感謝を申し上げ、結びとする。

資料編

I 研究員

◇ 「持続可能なまちづくりに向けた望ましい土地利用のあり方」検討チーム

アドバイザー	田口 久男	都市整備部長
リーダー	梶原 一郎	都市整備部都市計画課
メンバー	横関 圭一郎	総務部土地対策課
	若島 慎兵	生活環境部生活経済課
	村山 舞	健康福祉部生活福祉課
	工藤 佑樹	子ども政策部子ども育成課
	細井 公美子	都市整備部まちづくり推進課
	畠 茉奈美	教育部学務課
	大塚 俊介	企画部都市再生推進本部事務局 【庶務担当】

◇ 「技術革新を見据えた未来の行政サービスのあり方」検討チーム

アドバイザー	秋山 慎一	企画部調整担当部長
リーダー	野上 智洋	企画部情報推進課
メンバー	木村 祐介	企画部情報推進課
	長瀬 雅之	総務部職員課
	高橋 逸平	市民部市民課
	伊藤 由実	市民部市民税課
	堀口 智之	健康福祉部生活福祉課
	佐藤 雅俊	会計課
	水谷 直人	企画部情報推進課 【庶務担当】

◇ 「いきいきと人が暮らし共に支え合う望ましいコミュニティのあり方」検討チーム

アドバイザー	田口 智英	生活環境部調整担当部長
リーダー	井上 正美	生活環境部コミュニティ創生課
メンバー	鳥谷 拓也	総務部防災課
	山本 佐優里	スポーツと文化部芸術文化課
	森 宏樹	健康福祉部地域福祉課
	蕨 菜摘	子ども政策部子ども育成課
	草川 二郎	都市整備部まちづくり推進課
	室伏 晴奈	教育部指導課
	島澤 翔太	企画部企画経営課 【庶務担当】

◇ 「人生100年時代における『学び』の循環と人財活躍のあり方」検討チーム

アドバイザー	和泉 敦	スポーツと文化部長
リーダー	村木 武夫	公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団
	藤森 由紀子	特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構
	市橋 宗明	総務部職員課
	岩本 祐樹	特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク
	千葉 慶吾	子ども政策部児童青少年課
	宮川 結貴	教育部総務課
	久光 歩	教育部三鷹市立図書館
	越阪部 達也	企画部企画経営課 【庶務担当】

◇ 総括 土屋 宏（企画部長） 伊藤 幸寛（総務部長）

Ⅱ 検討経過

◇ 共通

- 平成 30 年 7 月 11 日 委嘱状交付
講演会「自治体戦略 2040 構想研究会について」
講師：総務省自治行政局長 山崎重孝氏
- 8 月 23 日 庶務担当者調整会議◎
各分科会における検討の進め方の確認
- 11 月 16 日 研修会「“発想力実践”研修」
講師：亜細亜大学都市創造学部教授 岡村久和氏
- 平成 31 年 1 月 4 日 庶務担当者調整会議◎
報告書のまとめ方に関する方向性の確認

◇ 「持続可能なまちづくりに向けた望ましい土地利用のあり方」検討チーム

- 平成 30 年 8 月 9 日 チームミーティング◎
2100 年の三鷹市のまちの姿についてのイメージの整理
- 9 月 21 日 学識経験者との意見交換◎
2010 年の土地利用について
講師：東京工業大学環境・社会理工学院長 中井検裕氏
- 10 月 12 日 チームミーティング◎
土地利用に関する制度と現状についての情報共有
- 11 月 20 日 チームミーティング◎
2100 年を見据えた「2040 年のあるべき姿」のイメージの整理◎
- 12 月 19 日 チームミーティング◎
2100 年を見据えた「2040 年のあるべき姿」のイメージの整理◎
- 平成 31 年 1 月 17 日 チームミーティング◎
「2040 年のあるべき姿」を実現するための課題・アイデアの整理◎
- 1 月 29 日 チームミーティング◎
「2040 年のあるべき姿」を実現するための課題・アイデアの整理◎
- 2 月 15 日 学識経験者との意見交換◎
チームでまとめた「2040 年のあるべき姿」と、実現に向けての課題・
アイデアについての意見交換
講師：東京工業大学環境・社会理工学院長 中井検裕氏
- 2 月 21 日 チームミーティング◎ 報告書の確認

◇ 「技術革新を見据えた未来の行政サービスのあり方」検討チーム

- 平成 30 年 8 月 6 日 チームミーティング◎
2040 年を見据えた行政サービスのあり方について
- 9 月 21 日 学識経験者との意見交換◎
オープンデータ、マイナンバー、デジタル・ファースト、AI・RPA
講師：一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事 坂下哲也氏
- 10 月 12 日 学識経験者との意見交換◎
AI/IoT 時代の行政サービスやマイナンバーの今後の展開について
講師：株式会社富士通総研経済研究所主席研究員 榎並利博氏
- 12 月 12 日 チームミーティング◎
ICT の歴史を振り返り、行政サービスへの影響について検討
- 平成 31 年 2 月 18 日 チームミーティング◎ 報告書構成案の確認

- 3月4日 チームミーティング◎ 報告書の確認
- 3月12日 チームミーティング◎ 報告書の確認
- 3月14日 チームミーティング◎ 報告書の確認

◆ 「いきいきと人が暮らし共に支え合う望ましいコミュニティのあり方」検討チーム

- 平成30年8月6日 チームミーティング◎
2040年を見据えたコミュニティ未来予想図について
- 10月4日 学識経験者との意見交換◎
コミュニティの今、むかし
講師：杏林大学総合政策学部教授 進邦徹夫氏
- 11月29日 学識経験者との意見交換◎
コミュニティの国際比較
講師：杏林大学総合政策学部教授 進邦徹夫氏
- 12月25日 チームミーティング◎
めざすコミュニティの姿の確認
- 平成31年1月11日 チームミーティング◎ 報告書構成案の確認
- 3月1日 チームミーティング◎ 報告書構成案の確認

◆ 「人生100年時代における『学び』の循環と人財活躍のあり方」検討チーム

- 平成30年8月1日 チームミーティング◎
「学び」の循環と人財活躍の理想とは
- 9月5日 チームミーティング◎
2040年を思い描いた「学び」の循環と人財活躍のあり方とは
- 10月30日 学識経験者との意見交換◎
自由で開かれたコミュニティづくりについて
学習機会を求める市民ニーズに対し、求められるサービスや情報をどのように提供することが望ましいか
講師：日本女子大学人間社会学部教授 田中雅文氏
- 11月7日 チームミーティング◎
つながりづくりの重要性について
- 11月27日 学識経験者との意見交換◎
ICTを活用した生涯学習の実現性について
ICTを活用した生涯学習を市民に継続して利用してもらうための仕組みについて
講師：文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 荒牧真三乃
一般社団法人 ICT CONNECT 常務理事・事務局長 片岡靖氏
株式会社学研ホールディングス学研総合研究所長 栗山健氏
株式会社学研プラス教育 ICT 事業部企画事業課長 池田智志氏
- 12月20日 チームミーティング◎
三鷹独自のICTを活用した生涯学習のあり方について
- 平成31年1月29日 チームミーティング◎ 報告書構成案の確認
- 2月12日 チームミーティング◎ 報告書構成案の確認
- 2月25日 チームミーティング◎ 報告書の確認
- 3月6日 チームミーティング◎ 報告書の確認

Ⅲ 協定等

◆ 三鷹まちづくり総合研究所の共同設置に関する協定書

(設置)

第1条 三鷹市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構（以下「乙」という。）は、三鷹市における総合的なまちづくりに資する調査研究を行うために相互に協力し、三鷹まちづくり総合研究所（以下「研究所」という。）を共同して設置する。

(研究所の運営)

第2条 研究所の運営は、協働の精神に則り、甲と乙が相互に連携を図りながら、乙が行うものとする。

(研究参加等)

第3条 甲は、研究所の研究課題に応じて、甲の職員の研究参加を行うものとする。

2 研究参加を行う甲の職員は三鷹市長が職員の中から指名する。

3 甲の職員に係る研究参加に要する経費の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(研究成果等の公表)

第4条 研究参加で得られた成果等の帰属については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に関する疑義又は本協定に定めのない事項については、誠意をもって甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとするが、いずれか一方から相手方に対して、期間満了3か月前までに本協定を終了する旨の表明がなされなかったときは、本協定は更に1年間同一条件で自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(委任)

第7条 本協定に定めるもののほか、研究所に関する必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成21年7月29日

甲 三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
代表者 三鷹市長 清原 慶子

乙 三鷹市下連雀三丁目24番3号
特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構
代表者 理事長 清成 忠男

◆ 三鷹まちづくり総合研究所の組織及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市との間に締結する「三鷹まちづくり総合研究所の共同設置に関する協定書」(以下「協定書」という。)及び定款第5条の規定に基づき設置する三鷹まちづくり総合研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究所の調査・研究課題)

第2条 研究所は、次に掲げる事項について調査、研究及び提言を行う。

- (1) 協定書第1条に定める三鷹市の総合的なまちづくりに資する調査研究に関すること。
- (2) 三鷹市の基本構想及び基本計画等に関すること。
- (3) 新たに検討が必要となった政策課題に関すること。
- (4) 前1号に掲げるもののほか、まちづくりの課題に関すること。

(所長及び副所長)

第3条 研究所に所長及び副所長を置く。

- 2 所長は三鷹市長をもって充てる。
- 3 副所長は所長が指名する。
- 4 所長は所務を総理し、研究所を代表する。
- 5 副所長は所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。

(研究員)

第4条 研究所に、次の研究員を置く。

- (1) 学識研究員
 - (2) 自治体職員研究員
 - (3) 市民研究員
 - (4) その他、特に所長が認める者
- 2 研究員の任命は所長が行う。

(研究員の任期)

第5条 研究員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 研究員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その研究員は研究員としての資格を失うものとする。

(調査研究の方法)

第6条 研究員は、所長が定める調査研究課題について、他の研究員と相互に連携を図りながら、調査及び研究を行うものとする。

- 2 所長は、調査研究課題に関する調査及び研究を他の研究機関等に委託することができる。

(分科会)

第7条 所長は、必要に応じ、調査研究課題別の分科会を設置することができる。

(成果の帰属)

第8条 調査及び研究の成果の帰属については、その都度協議を行いこれを定める。

(事務局)

第9条 協定書第2条の規定に基づき、研究所の事務局を三鷹ネットワーク大学に置く。

- 2 各分科会の事務局には、必要に応じて三鷹市職員等を充てることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

